

第 2 期高松市子ども・子育て支援推進計画

(案)

令和 2 年 (2020 年) ○月

高 松 市

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって.....	2
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の目的.....	6
3 計画の位置付け.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の対象.....	9
6 計画の名称.....	9
7 計画の策定方法.....	10
第2章 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題...	11
1 高松市の状況.....	12
2 ニーズ調査結果からみえる高松市の現状.....	23
3 高松市子ども・子育て支援事業計画の達成状況.....	36
4 高松市の子どもや子育て家庭を取り巻く主な課題.....	40
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	45
3 数値目標.....	46
4 計画の体系.....	47

第2部 各論

第1章	子どもの成長への支援.....	50
基本施策Ⅰ	子どもの心身の健やかな育ちへの支援.....	51
基本施策Ⅱ	健やかな成長を促す学びへの支援.....	58
基本施策Ⅲ	配慮を要する子どもと保護者への支援.....	69
第2章	子育て家庭への支援.....	79
基本施策Ⅰ	地域における子育て支援.....	80
基本施策Ⅱ	子育てと仕事の両立支援.....	88
第3章	子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり.....	91
基本施策Ⅰ	子どもにとって安全・安心な環境づくり.....	92
基本施策Ⅱ	子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり.....	98
	第2期計画の数値目標.....	101

第3部 法定事業の量の見込みと確保方策

第1章 教育・保育提供区域.....	104
1 教育・保育提供区域の設定.....	105
2 教育・保育提供区域の状況.....	107
第2章 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	114
1 量の見込みと確保方策の考え方.....	115
2 量の見込みと確保方策.....	118
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	126
1 量の見込みと確保方策の考え方.....	127
2 量の見込みと確保方策.....	128
参考資料.....	146
1 高松市子ども・子育て支援会議条例.....	147
2 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	150
3 用語解説.....	151

第1部 総論



第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 社会動向・・・・・・・・

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化、ひとり親家庭の増加、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み育てる喜びが実感できる社会の実現、次代を担う子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

(2) 国の動向・・・・・・・・

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、2015年（平成27年）4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加し、都市部を中心に待機児童が発生していることを受けて、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、2017年（平成29年）6月に『子育て安心プラン』を策定し、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年（令和2年）度末までに前倒しして実施していくこととしています。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童を2021年（令和3年）度末までに解消することを目指しており、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、2023年（令和5年）度末までに、約30万人分受け皿を整備することを目標に掲げています。

そして、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、2019年（令和元年）5月に子ども・子育て支援法が一部改正され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無料となる、幼児教育・保育の無償化が10月からスタートしました。

全国的に、子育て家庭の孤立化が進み、不安や負担を一人で抱える親が増えている状況を踏まえ、2016年（平成28年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、包括的な支援を提供するため、2020年（令和2年）度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととしています。

近年、顕在化してきた子どもを取り巻く問題への対策強化も図られています。

全国的に、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となる中、2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、2019年（令和元年）5月には、法律が一部改正され、市町村に対し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務として課されました。

また、2019年（令和元年）6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童の権利擁護として、親権者等による体罰禁止が明記化されるとともに、児童相談所への専門職の配置なども踏まえた体制強化及び関係機関間の連携強化等が盛り込まれています。

(3) 香川県の動向・・・・・・・・

香川県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「香川県次世代育成支援行動計画」を、平成22年3月にその後期計画を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって、次世代の育成支援に取り組んできました。

その後、子ども・子育て支援法の成立を受けて、次世代育成支援施策と併せて、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「香川県健やか子ども支援計画」を策定し、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりを推進しています。

また、国において、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県の努力義務とされたことから、27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。さらに、この計画に基づいて子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、28年9月に実施した「香川県子どもの未来応援アンケート調査」の結果を踏まえ、より効果的な支援体制の構築に向けた具体的な方向性を明確にするため、29年3月に「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」を策定しています。

2 計画策定の目的

高松市（以下、「本市」という。）では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「高松市子ども未来計画（前期計画）」、平成22年3月には「高松市子ども未来計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできました。

また、平成25年3月には「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行し、子ども・子育て支援施策の推進を図っています。平成27年3月には、「子ども・子育て支援法」及び「高松市子ども・子育て条例」に基づき、子どもを社会全体で健やかに育てるための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）（平成27年度～31（2019）年度）」を策定し、本市の次の時代を支える、かけがえのない宝である子どもや子育て家族、地域すべてが笑顔になる「みんなで子育て！笑顔かがやくまち - たかまつ - 」の実現を目指しています。

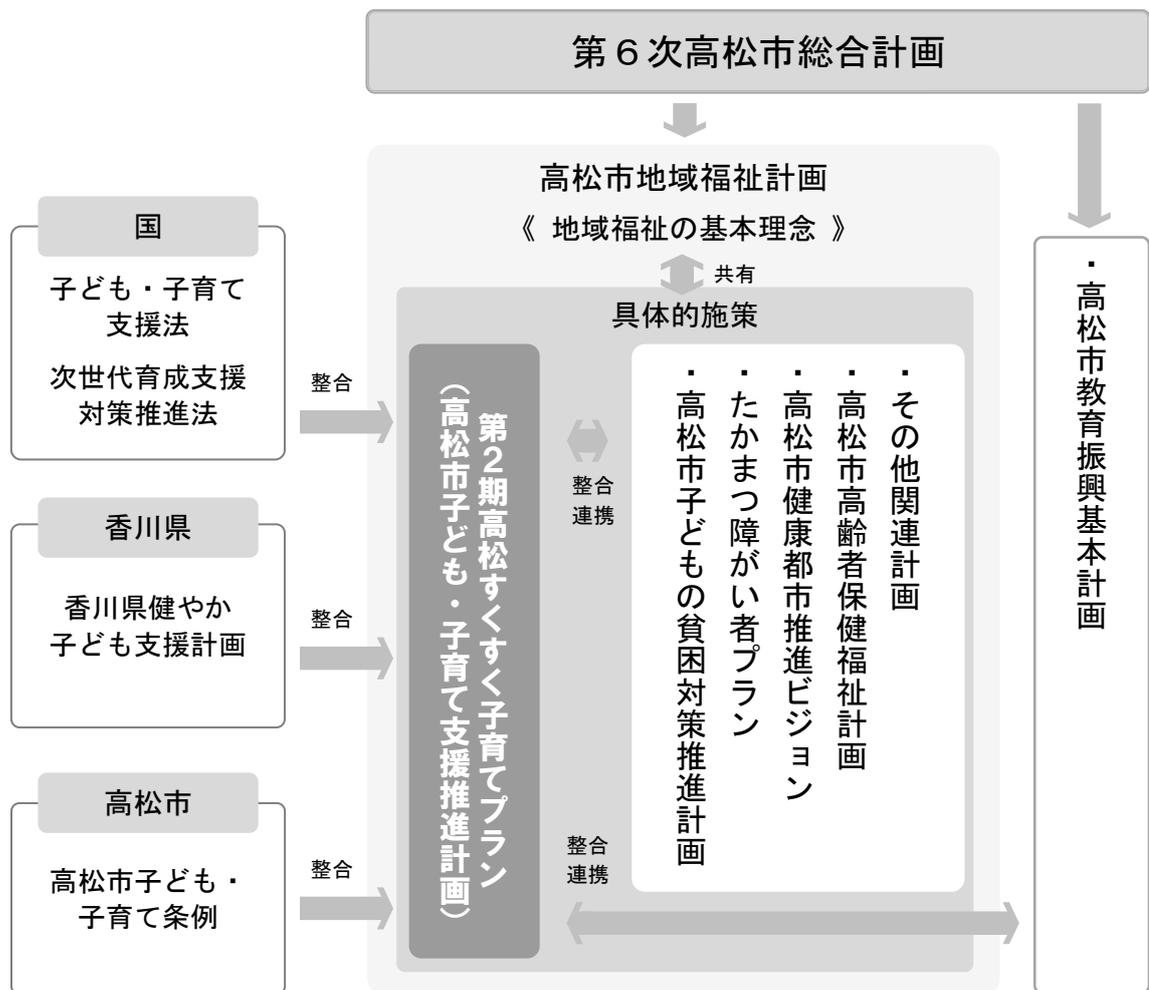
平成30年3月には、本市の未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

この度、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」が令和元年度で最終年度を迎えることから、国や県の動向の変化、市の子育て支援の現状を踏まえ、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）（令和2年度～6年度）』を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、及び高松市子ども・子育て条例第10条に規定する推進計画として策定するとともに、第6次高松市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体的なものとして策定します。

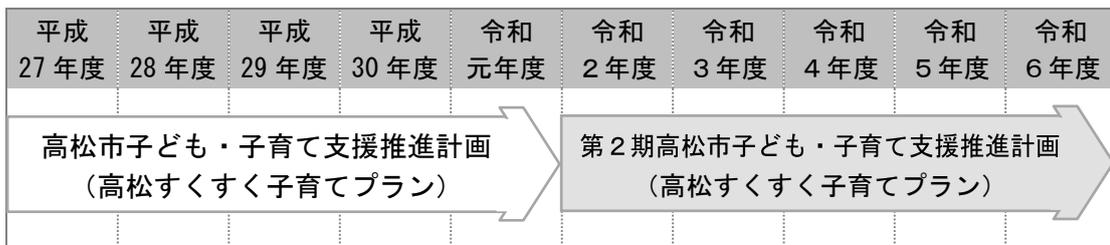


4

計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の対象

本計画は、市内に居住・通勤・通学している子どもとその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校関係者、事業所など、すべての個人と団体を対象とします。

本計画でいう「子ども」とは、高松市子ども・子育て条例に規定するとおり、18歳未満のすべての子どもを対象とします。

すでに18歳になった人でも、高校生や障がい、虐待等により支援が必要な人も含みます。

6 計画の名称

本計画の名称は、第2期高松市子ども・子育て支援推進計画「高松すくすく子育てプラン」とします。

7 計画の推進と点検・評価

本計画は、5年を1期とする長期的な計画となります。計画の策定にあたり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→（評価 Check）→（改善 Action））の確立につながるよう推進します。

8 計画の策定方法

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

調査対象	調査方法	標本数	有効回収数	有効回収率
① 就学前児童 (保護者回答)	郵送による配布・回収	3,500 人	1,957 人	55.9 %
② 小学生 (保護者回答)	//	2,500 人	1,440 人	57.6 %
③ 中学生・高校生	//	1,000 人	518 人	51.8 %
合計		7,000 人	3,915 人	55.9 %
④ 妊婦	母子手帳交付時、又は、 パパママ教室参加時に、 配布・回収	—	360 人	—

(2) 高松市子ども・子育て支援会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「高松市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリック・コメントの実施・・・・・・・・

市民から、広く意見を得て計画策定を進めることを目的に、パブリックコメント（意見募集）を実施します。



第2章

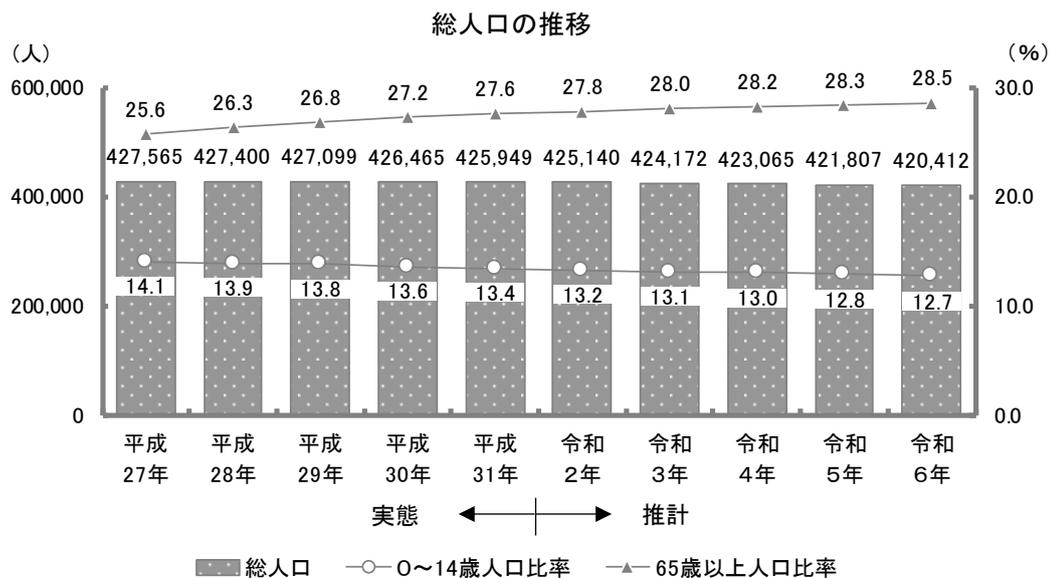
高松市の子どもと子育て家庭 を取り巻く現状と課題

1 高松市の状況

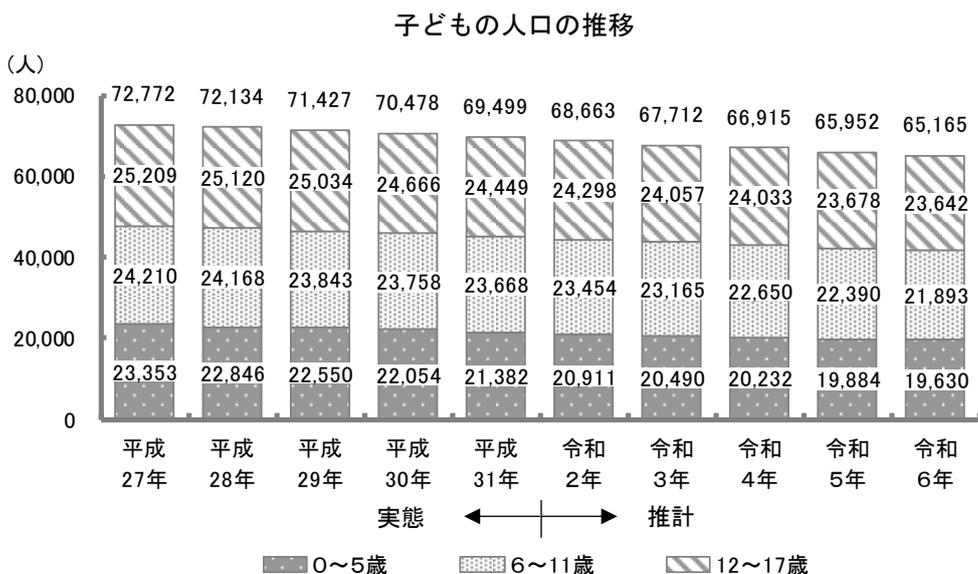
(1) 人口の状況（人口推移と将来人口）

本市の総人口は年々減少し、2019年(平成31年)4月1日現在で425,949人となっており、令和2年以降も減少していくことが見込まれます。

年齢別にみると、高齢者人口は増加が続き、令和6年には28.5%を占め、一方、0～14歳人口は減少を続け、令和6年には12.7%まで落ち込むと見込まれます。



就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）、12～17歳のいずれも、減少傾向が続いており、今後も減少すると見込まれます。



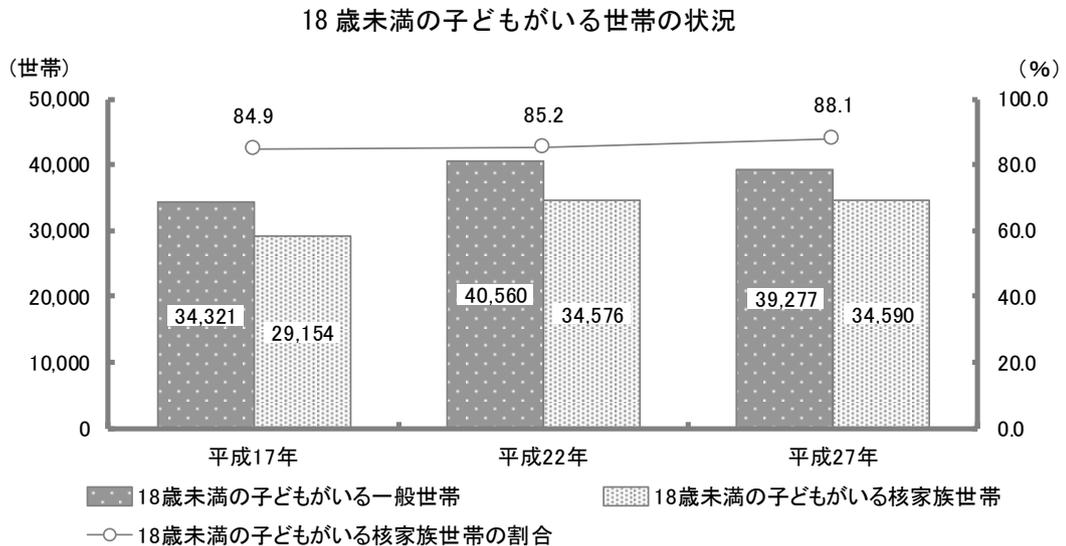
資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）

推計人口は、平成26年～31年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日）

(2) 世帯の状況・・・・・・・・

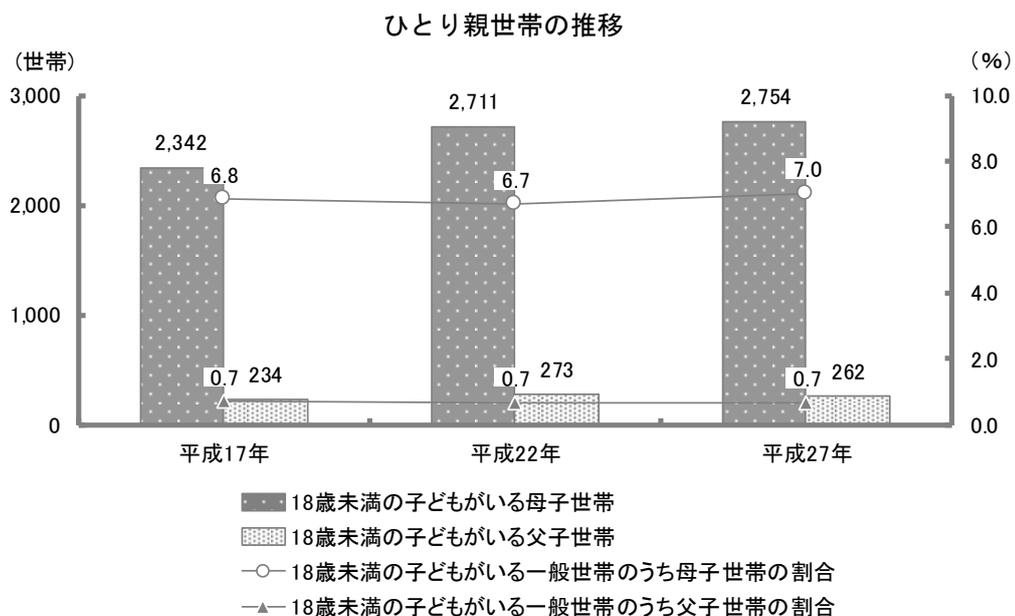
① 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。



② ひとり親世帯の推移

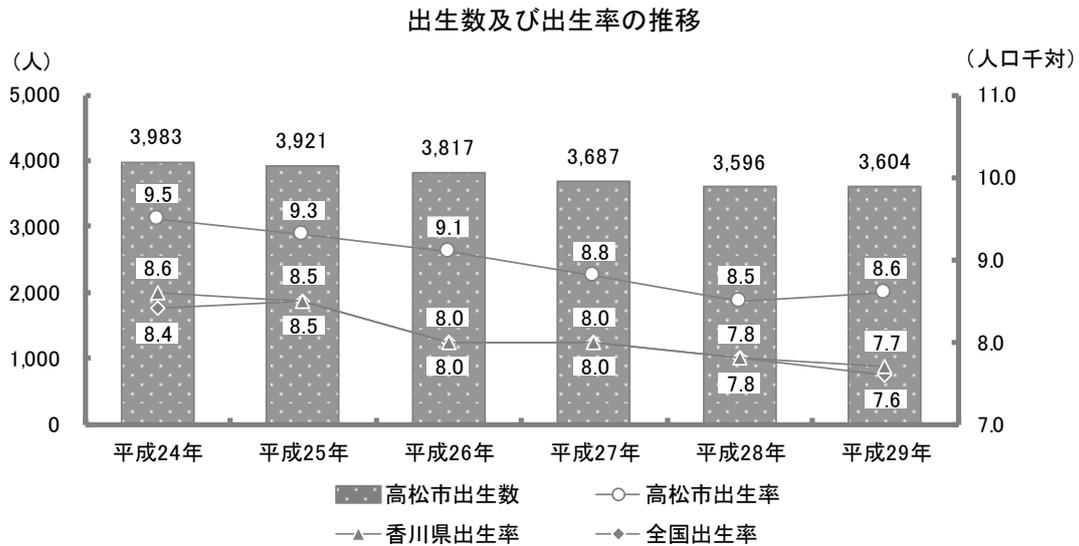
本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯のうち、母子世帯は年々増加していますが、父子世帯は横ばいとなっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

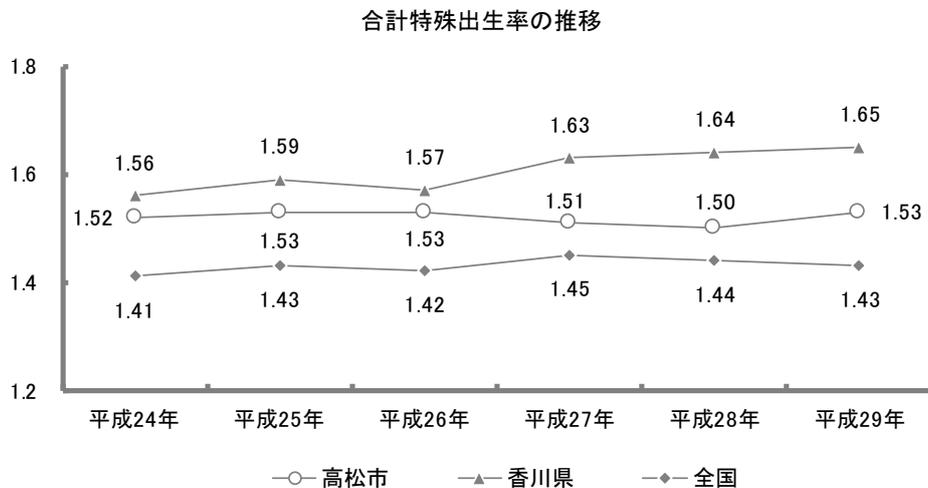
本市の出生数は、平成 24 年以降減少傾向にあり、平成 29 年では 3,604 人となっています。また、出生率（人口千人当たり出生数）は、全国や香川県を上回っています。



資料：人口動態調査

② 合計特殊出生率の推移

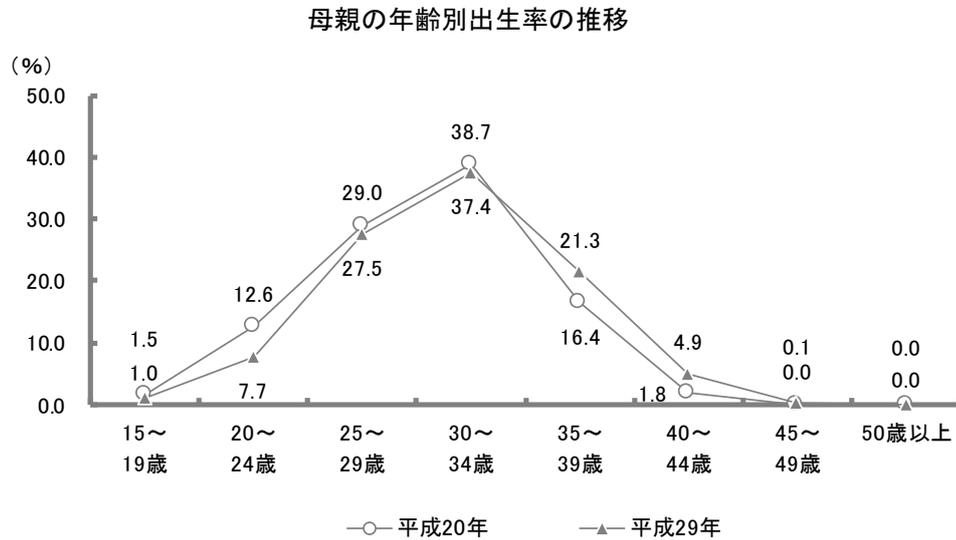
本市の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は、平成 24 年以降横ばいとなっており、平成 29 年には 1.53 となっていますが、人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。



資料：全国及び香川県は人口動態調査、高松市は独自算出によるもの

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、15～34歳の割合が減少しているのに対し、35～49歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

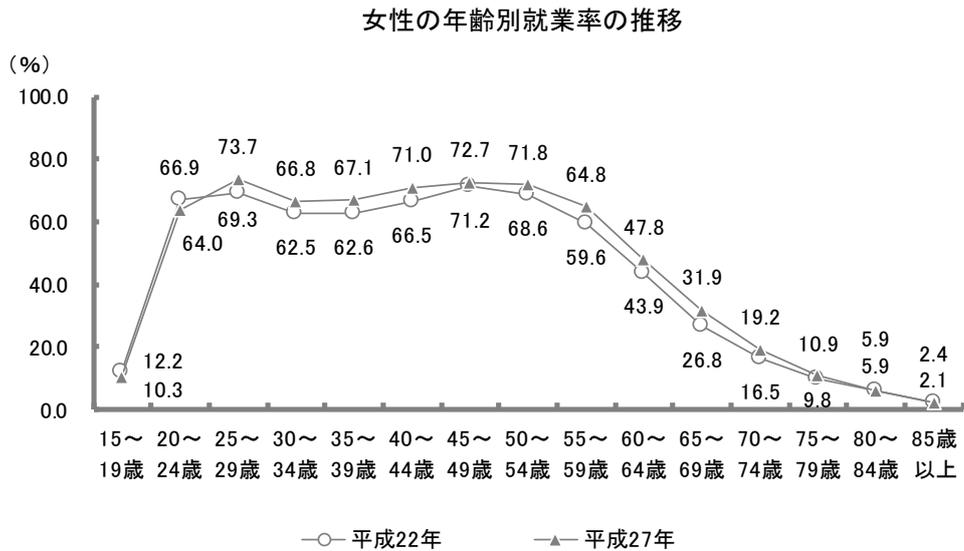


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

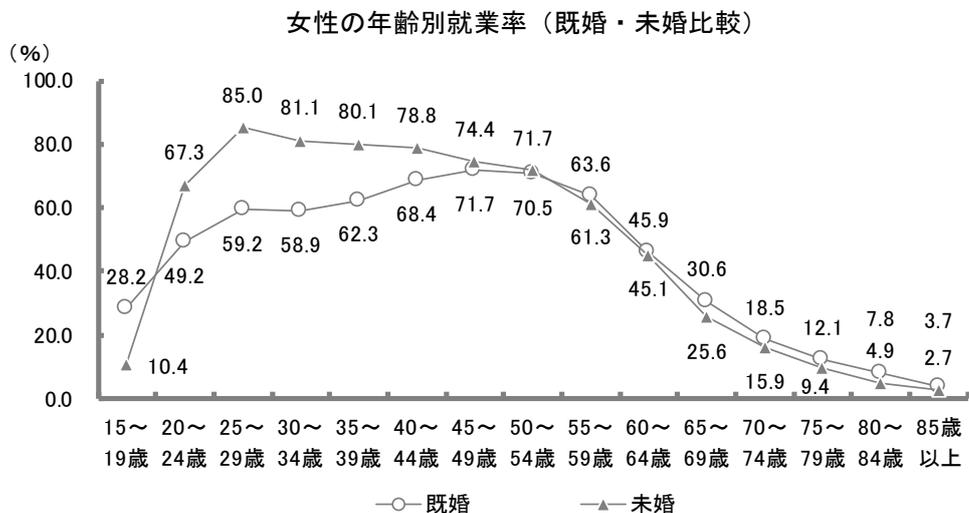
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、M字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20～54歳で既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(5) 幼稚園・保育所等の状況・・・・・・・・

① 就学前児童の状況

本市における就学前児童の状況をみると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、3～5歳では、私立幼稚園に通っている児童が最も多くなっています。

単位：人

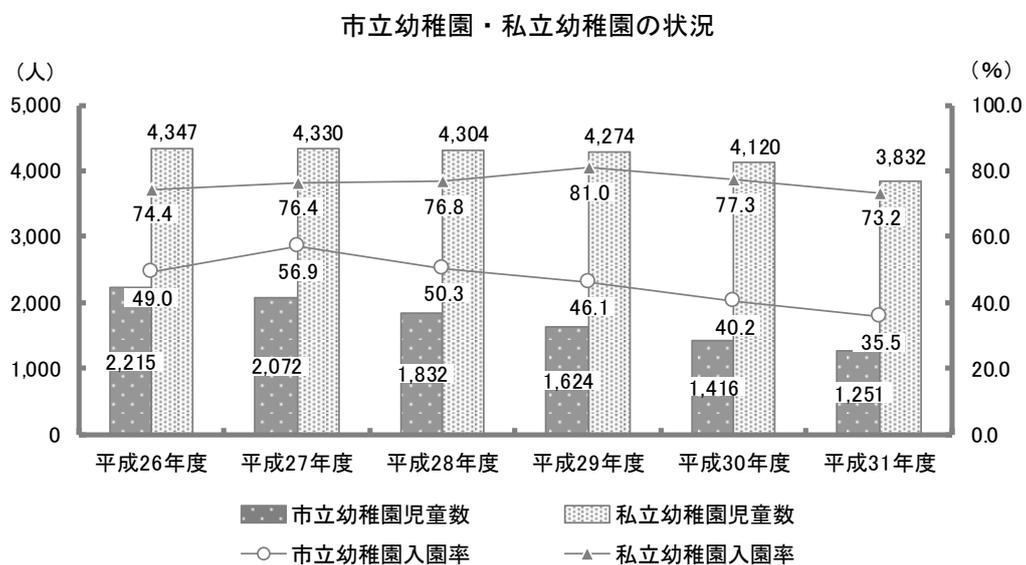
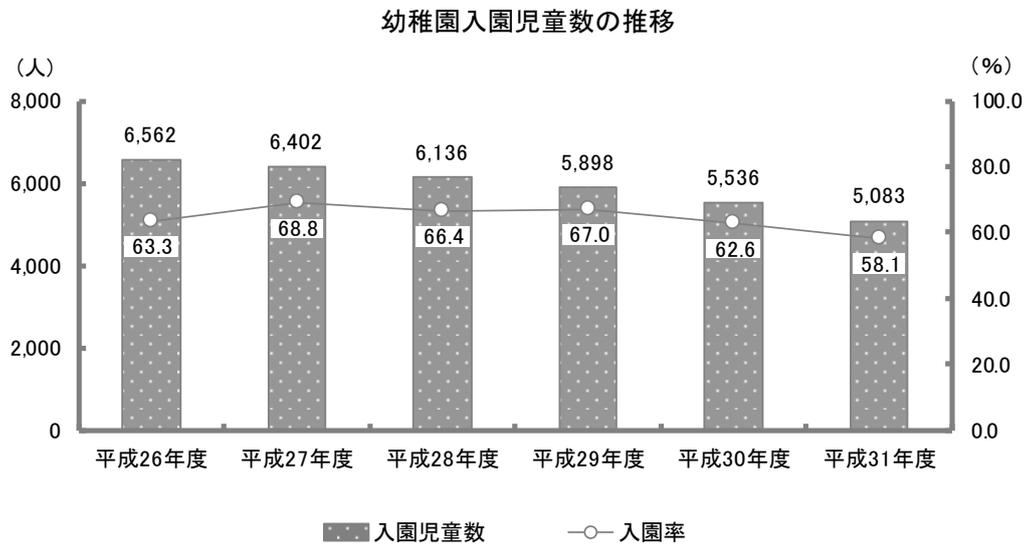
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所	152	532	614	602	641	647	3,188
私立保育所	252	681	766	776	741	759	3,975
市立幼稚園	0	0	0	265	386	430	1,081
私立幼稚園	0	0	0	853	849	964	2,666
市立認定こども園	21	103	103	173	203	168	771
私立認定こども園	97	313	374	766	803	770	3,123
市立小規模保育事業	0	3	0	0	1	0	4
私立小規模保育事業	24	68	73	0	0	0	165
事業所内保育事業	3	13	13	0	0	0	29
認可外保育施設	55	229	185	65	34	33	601
在宅等	2,577	1,525	1,475	50	95	57	5,779
合計 (就学前児童数)	3,181	3,467	3,603	3,550	3,753	3,828	21,382

資料：就学前児童数は、平成31年4月1日の住民基本台帳に基づく人口
 保育所、こども園（2・3号）、小規模保育の児童数は、平成31年4月1日の人数
 事業所内保育の児童数は、平成31年4月1日の人数で、従業員枠を含む
 幼稚園、こども園（1号）の児童数は、令和元年5月1日の人数
 認可外保育施設の児童数は、平成31年4月1日の人数

注記：保育所、こども園、小規模保育の児童数には、他市町との委託及び受託分を除く
 私立幼稚園、認可外保育施設の児童数には、市外児童が混在する
 在宅等の児童数は、就学前児童数から、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設
 に通う児童数を差し引いた推計

② 幼稚園の状況

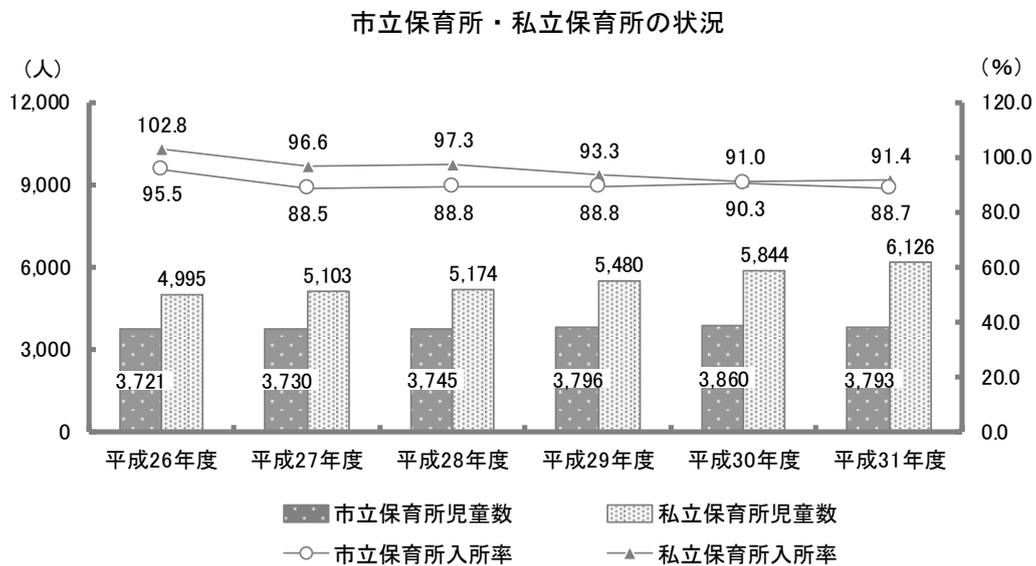
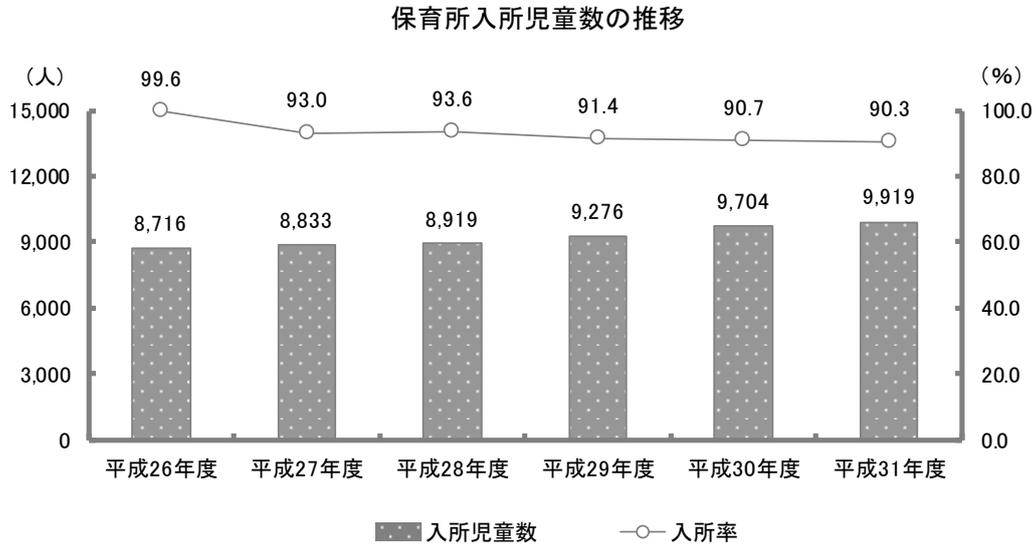
入園児童数は、全体として減少傾向にあり、平成31年度現在、5,083人となっています。このうち、市立幼稚園児が24.6%、私立幼稚園児が75.4%の割合となっています。



資料：学校基本調査、こども園運営課（各年度5月1日）
 注記：入園率＝入園児童数÷定員

③ 保育所の状況

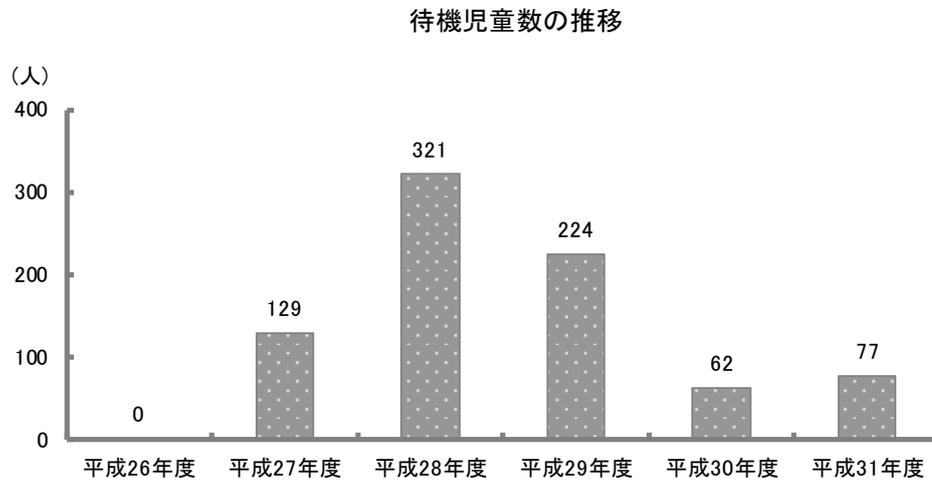
入所児童数は、全体として増加傾向にあり、平成31年度で9,919人となっています。このうち、市立保育所入所児が38.2%、私立保育所入所児が61.8%の割合となっています。



資料：こども園運営課（各年度4月1日）
 注記：入所率＝入所児童数÷定員

④ 待機児童数の状況

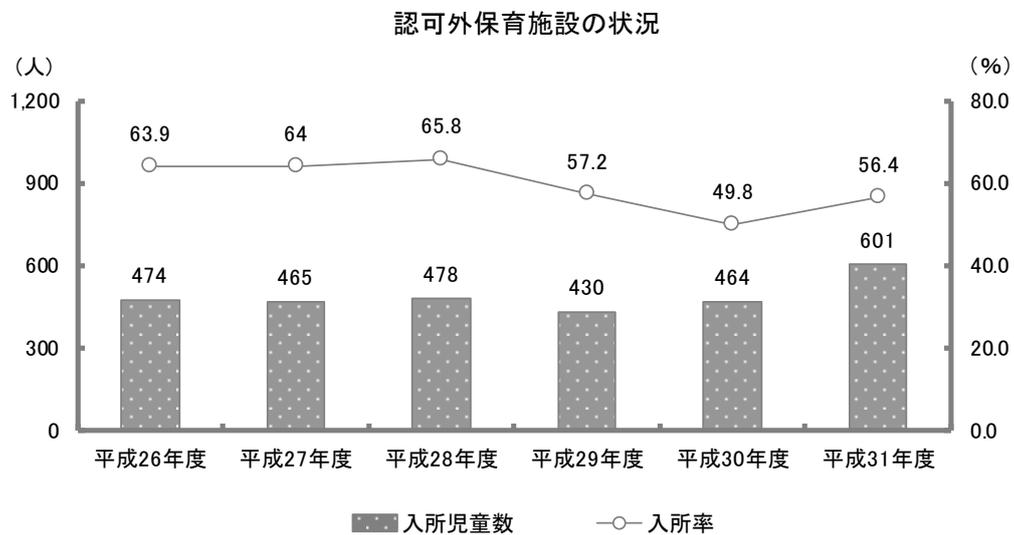
待機児童数は、平成31年度で77人となっています。



資料：こども園運営課（各年度4月1日）

⑤ 認可外保育施設の状況

入所児童数は、平成31年度に増加し、601人（入所率56.4%）となっています。



資料：こども園運営課（各年度4月1日）
注記：入所率＝入所児童数÷定員

(6) 小学校・中学校の状況・・・・・・・・

① 小学校の概況

令和元年5月1日現在、本市には51（分校1、休校3含む）の市立小学校があり、児童数は22,899人となっています。

単位：校、人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校数	53	50	51	51	51	51
学級数	945	954	956	949	951	954
児童数	23,695	23,466	23,413	23,135	23,032	22,899

資料：学校教育課

② 中学校の概況

令和元年5月1日現在、本市には24（分校1含む）の市立中学校があり、児童数は10,969人となっています。

単位：校、人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
中学校数	23	23	24	24	24	24
学級数	389	409	399	396	386	397
児童数	11,615	11,543	11,366	11,345	11,069	10,969

資料：学校教育課

③ 小学校・中学校の不登校等の状況

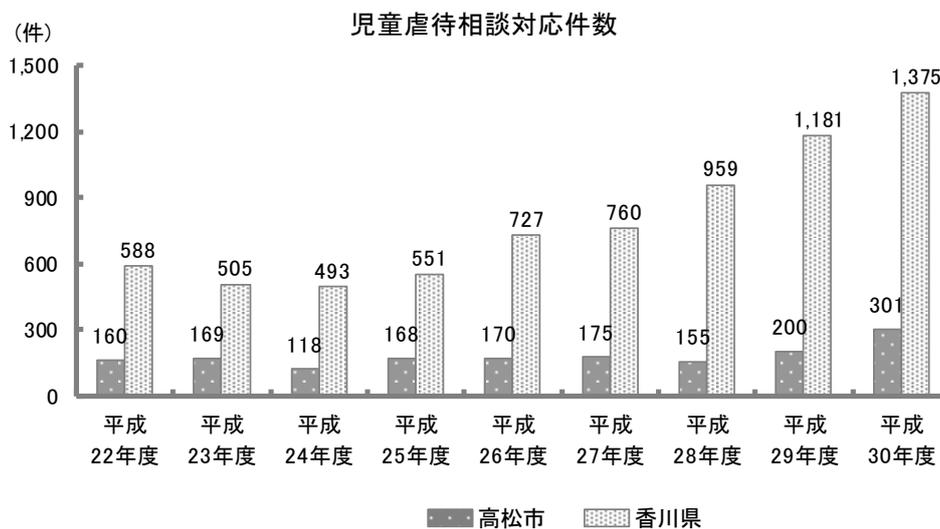
平成30年度の不登校は、小学生で137人、中学生で382人となっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校	不登校	59人	72人	67人	98人	137人
	長期欠席	186人	204人	228人	256人	300人
	いじめの認知件数	54件	39件	83件	182件	565件
	スクールカウンセラー配置校数	50校	48校	48校	48校	47校
中学校	不登校	333人	343人	340人	343人	382人
	長期欠席	400人	412人	418人	431人	466人
	いじめの認知件数	56件	54件	59件	165件	449件
	スクールカウンセラー配置校数	23校	23校	23校	23校	23校

資料：学校教育課、総合教育センター

(7) 児童虐待の現状・・・・・・・・

本市における児童虐待相談対応件数は、平成 29 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度では 301 件となっています。また、虐待の種類では心理的虐待が最も多くなっています。



児童の虐待種別

単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	168	170	175	155	200	301
ネグレクト	61	66	66	59	56	69
身体的虐待	58	51	45	46	73	87
性的虐待	1	2	1	0	0	2
心理的虐待	48	51	63	50	71	143

資料：高松市こども女性相談課

2 ニーズ調査結果からみえる高松市の現状

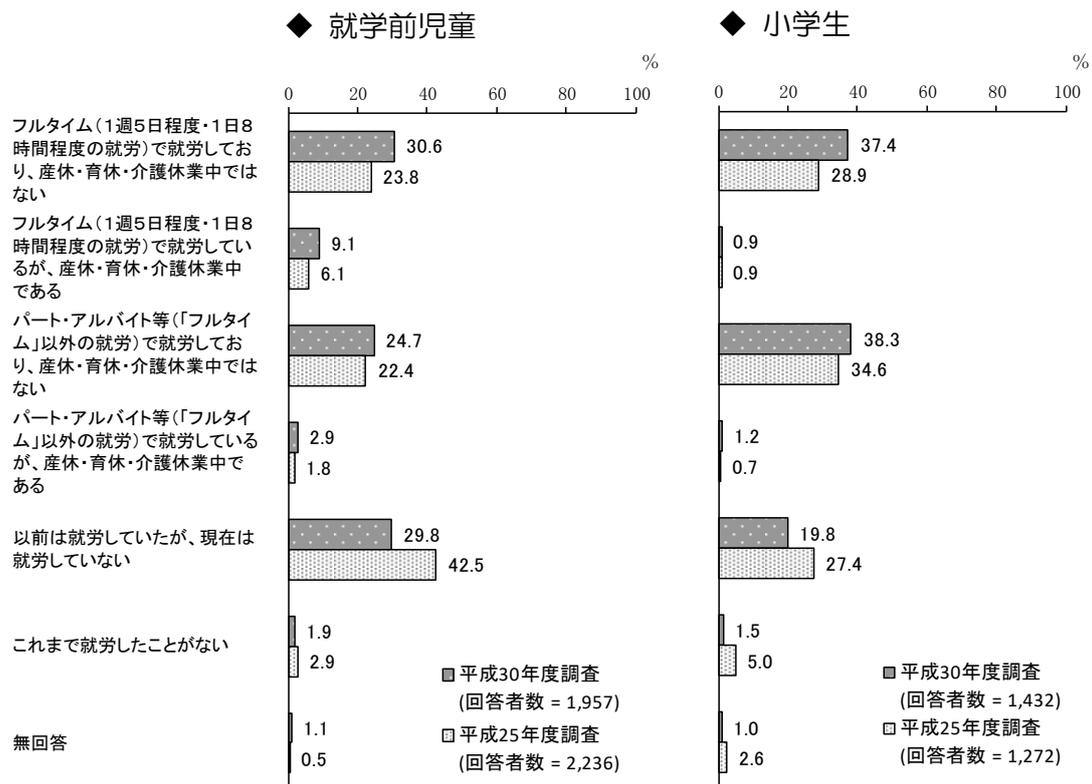
(1) 母親の就労状況について

① 就労の有無と形態

就学前児童の母親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.6%と最も高くなっています。

小学生の母親は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が37.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、就学前児童と小学生の母親ともに、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



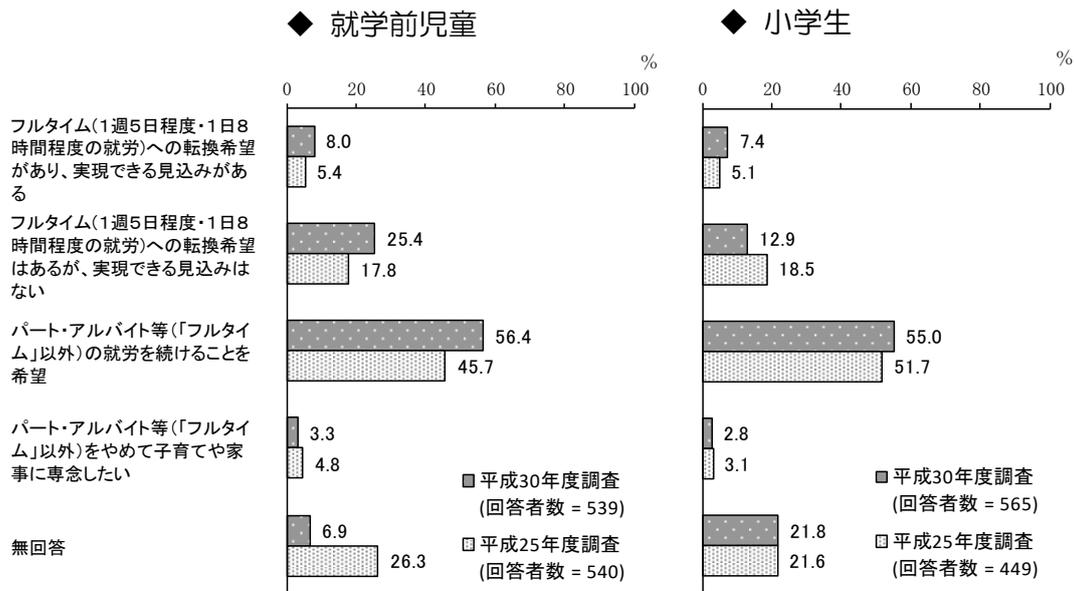
② パート・アルバイト等就労のフルタイムへの転換希望

就学前児童と小学生の母親ともに、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が最も高く、就学前児童の母親は 56.4%、小学生の母親は 55.0%となっています。

次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が、就学前児童の母親は 25.4%、小学生の母親は 12.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、就学前児童の母親は、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。

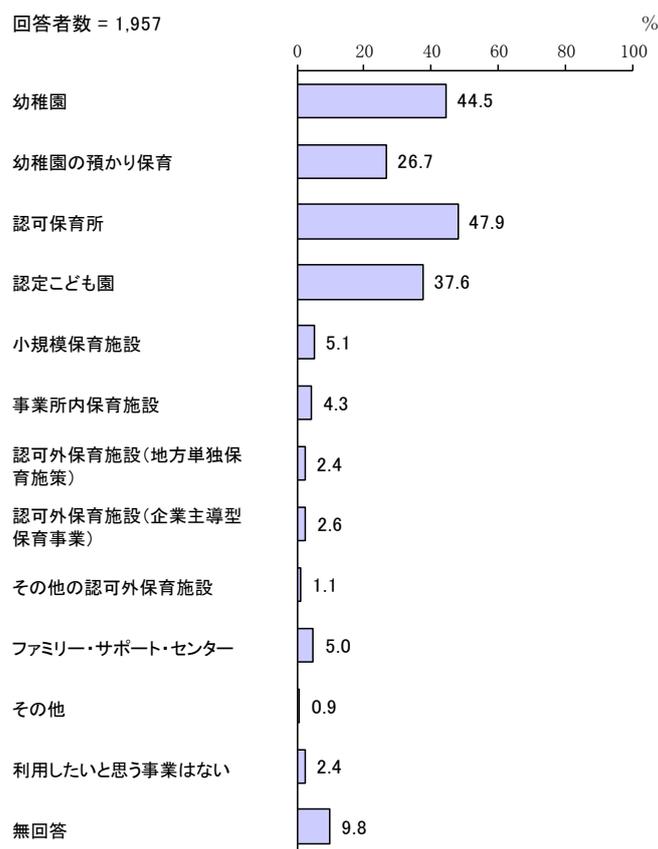
一方、小学生の母親は、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。



(2) 教育・保育事業及び子育て支援事業について・・・・・・・・

就学前児童保護者の平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が47.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が44.5%、「認定こども園」が37.6%となっています。

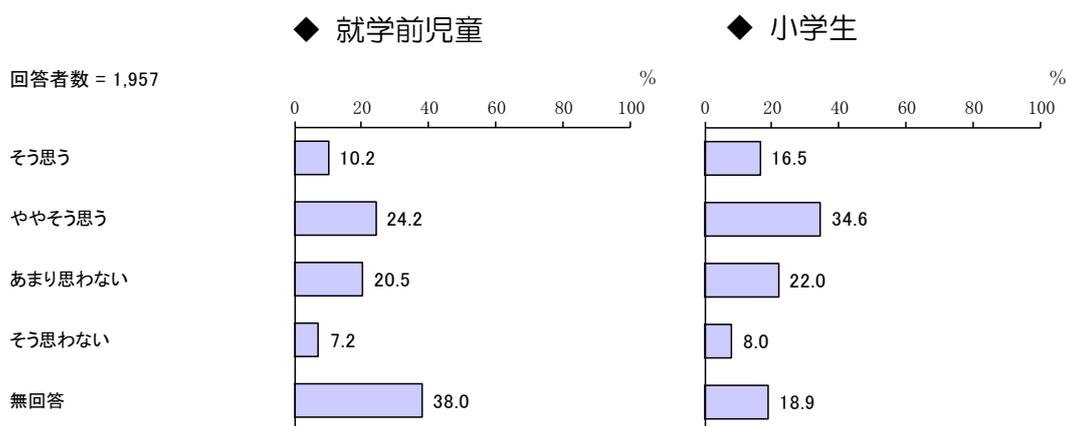


(3) 仕事と育児の両立支援制度について・・・・・・・・

ワーク・ライフ・バランスがとれていると思うか

就学前児童の保護者は「ややそう思う」の割合が 24.2%と最も高く、次いで「あまり思わない」が 20.5%、「そう思う」が 10.2%となっています。

小学生の保護者も「ややそう思う」の割合が最も高く、34.6%、次いで「あまり思わない」が 22.0%、「そう思う」が 16.5%となっています。

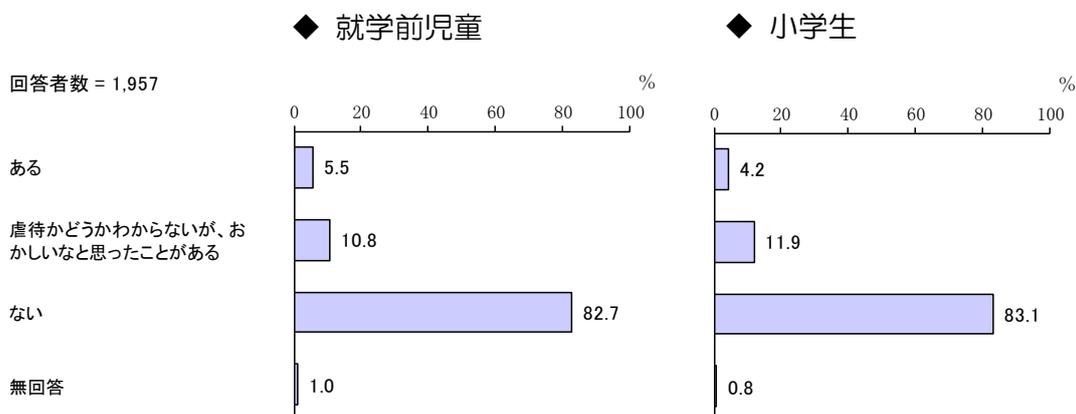


(4) 児童の虐待について・・・・・・・・

身近で虐待を見聞きした経験の有無

就学前児童の保護者は「ない」の割合が 82.7%と最も高く、次いで「虐待かどうかかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が 10.8%となっています。

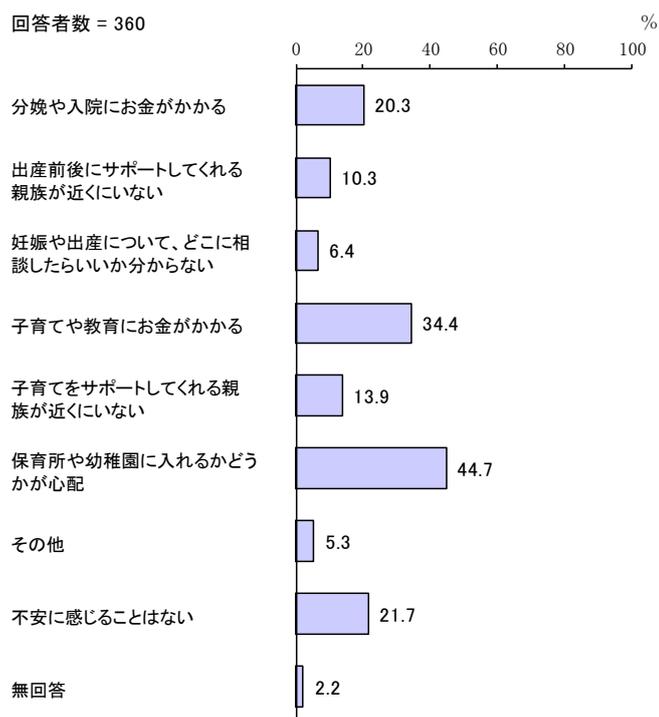
小学生の保護者も「ない」の割合が最も高く、83.1%、次いで「虐待かどうかかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が 11.9%となっています。



(5) 妊娠期から子育てまでの悩みやその相談について

① 妊婦の妊娠・出産・子育てに対する不安や困り事について

「保育所や幼稚園に入れるかどうか心配」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかる」が 34.4%、「分娩や入院にお金がかかる」が 20.3%となっています。



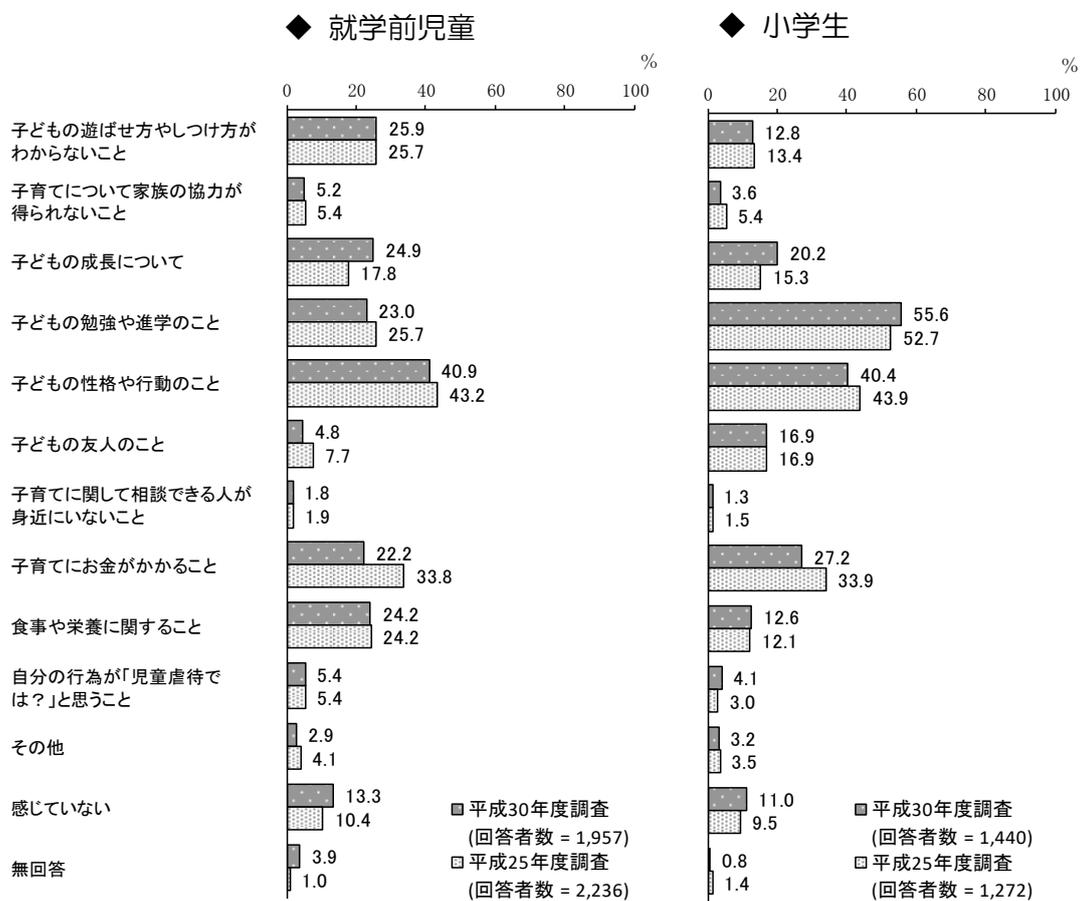
② 就学前児童や小学生の保護者が子育てに関して日頃悩んでいること

就学前児童の保護者は、「子どもの性格や行動のこと」の割合が40.9%と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけ方がわからないこと」が25.9%、「子どもの成長について」が24.9%となっています。

小学生の保護者は、「子どもの勉強や進学のこと」の割合が55.6%と最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」が40.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、就学前児童の保護者は、「子どもの成長について」の割合が増加しています。

一方、「子育てにお金がかかること」の割合は、就学前児童と小学生の保護者ともに、減少しています。



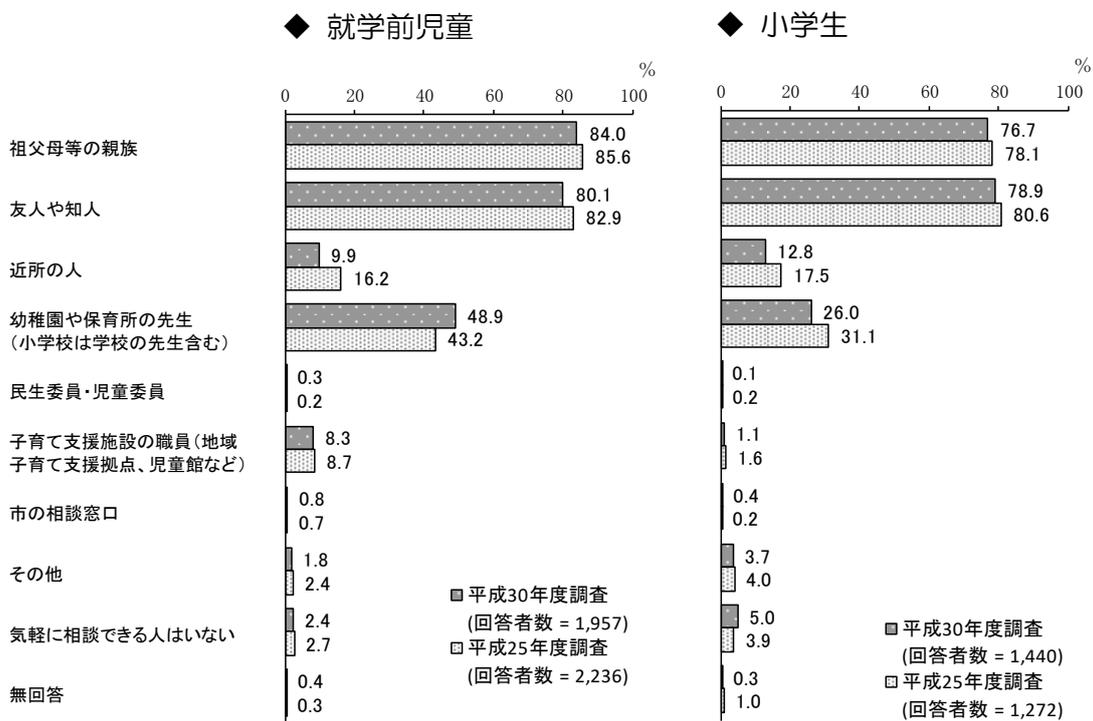
③ 就学前児童や小学生の保護者が気軽に相談できる人

就学前児童の保護者は、「祖父母等の親族」の割合が84.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が80.1%、「幼稚園や保育所の先生」が48.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園や保育所の先生」の割合が増加し、「近所の人」の割合が減少しています。

小学生の保護者は、「友人や知人」の割合が78.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が76.7%、「幼稚園・学校の先生、保育士」が26.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「気軽に相談できる人はいない」の割合が増加しています。

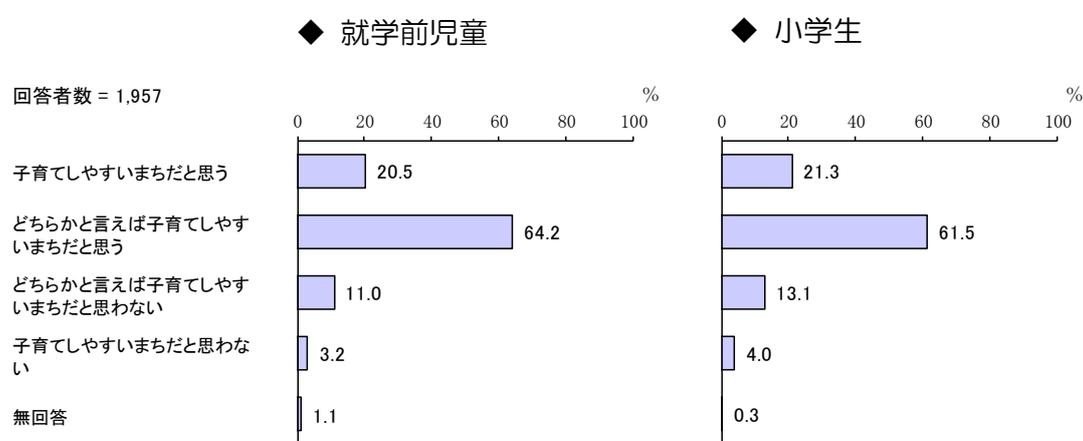


(6) 子育て環境について・・・・・・・・

① 本市が子育てしやすいまちかどうかの意識

就学前児童の保護者は、「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」の割合が64.2%と最も高く、次いで「子育てしやすいまちだと思う」が20.5%、「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思わない」が11.0%となっています。

小学生の保護者も「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」の割合が最も高く、61.5%、次いで「子育てしやすいまちだと思う」が21.3%、「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思わない」が13.1%となっています。



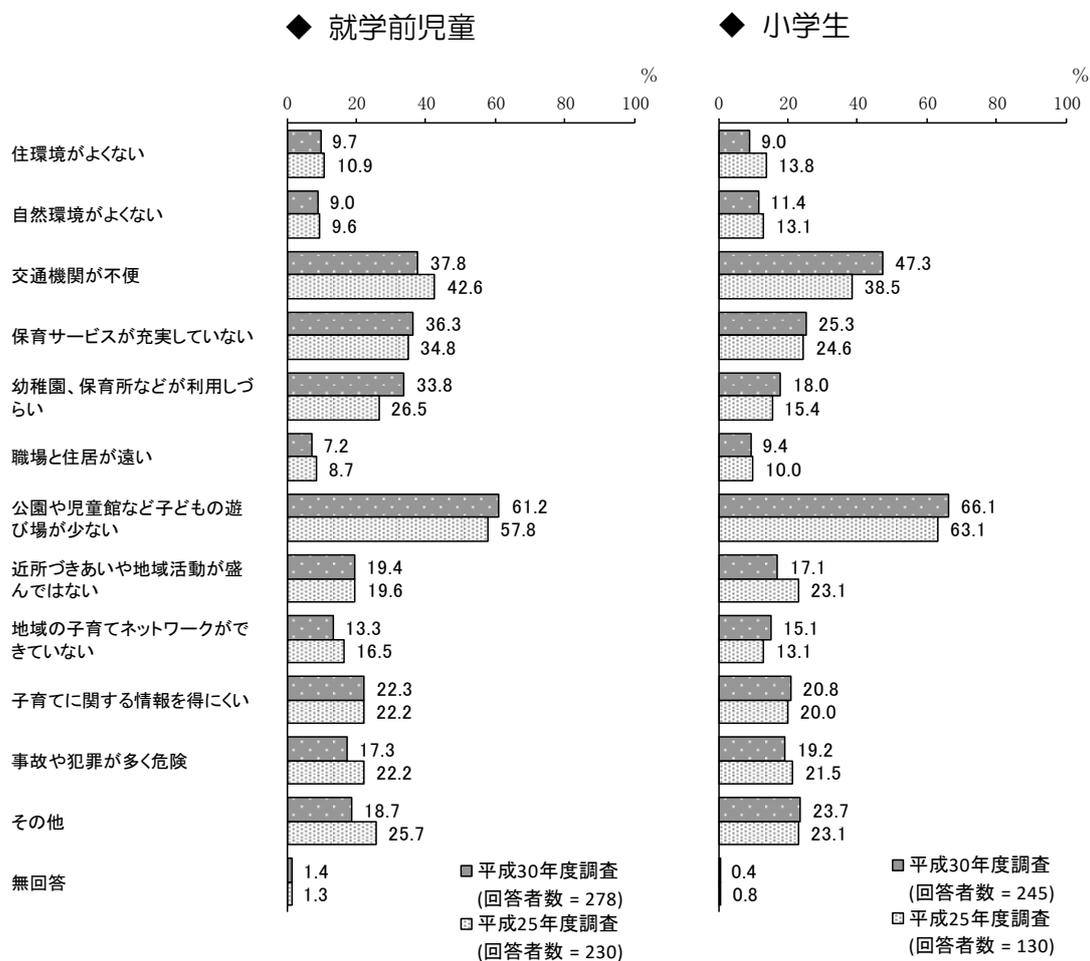
② 本市が子育てしやすいまちだと思わない理由

就学前児童の保護者は、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が61.2%と最も高く、次いで「交通機関が不便」が37.8%、「保育サービスが充実していない」が36.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園、保育所などが利用しづらい」の割合が増加しています。

小学生の保護者も「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が最も高く、66.1%、次いで「交通機関が不便」が47.3%、「保育サービスが充実していない」が25.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「交通機関が不便」の割合が増加し、一方、「近所づきあいや地域活動が盛んではない」の割合は減少しています。

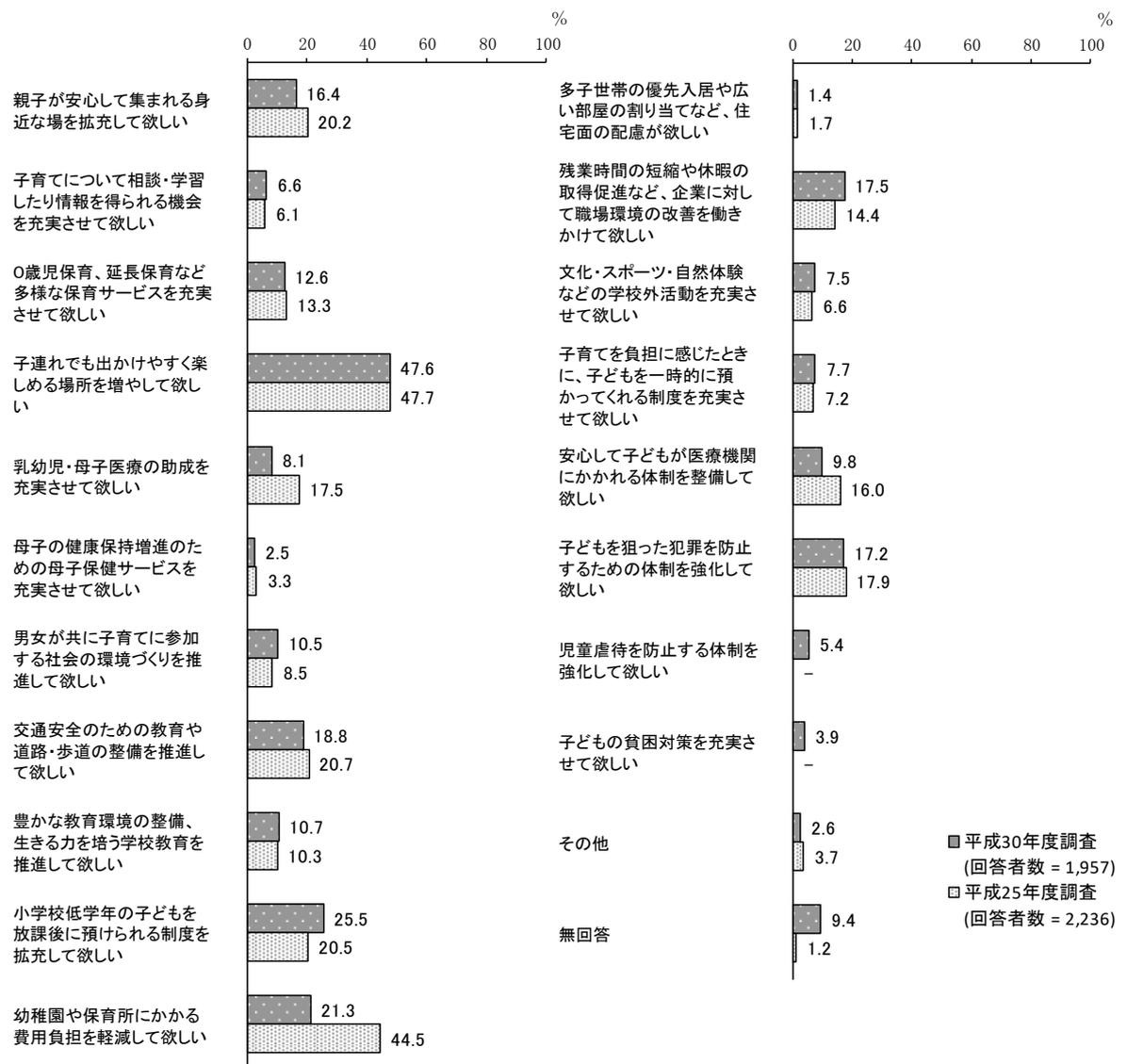


③ 就学前児童の保護者が市にして欲しいこと

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が47.6%と最も高く、次いで「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充して欲しい」が25.5%、「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」が21.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「乳幼児・母子医療の助成を充実させて欲しい」「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」の割合が減少しています。

一方、「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充して欲しい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」の割合が増加しています。

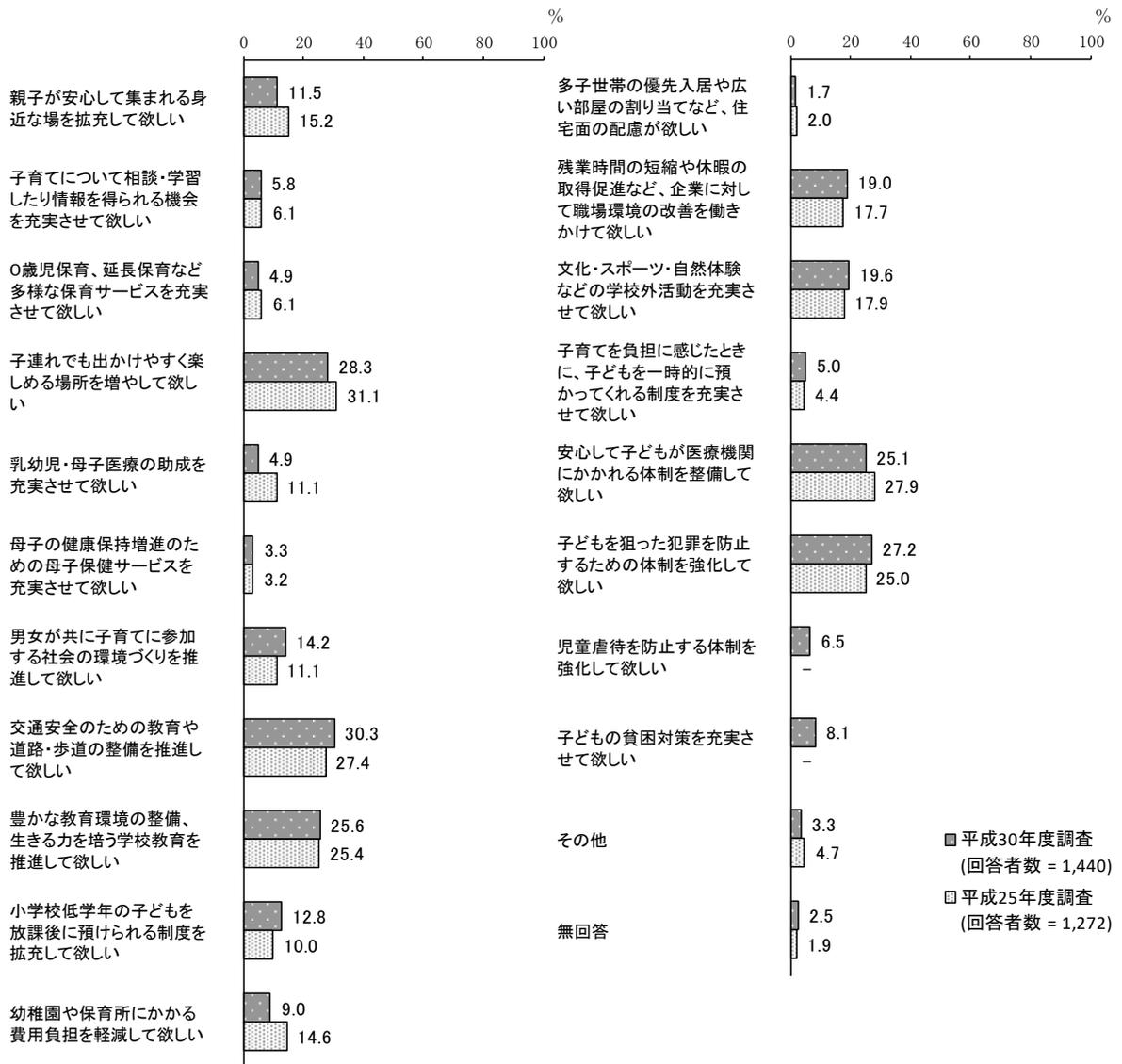


※「児童虐待を防止する体制を強化して欲しい」「子どもの貧困対策を充実させて欲しい」は平成30年度調査から新たに追加しました。

④ 小学生の保護者が市にして欲しいこと

「交通安全のための教育や道路・歩道の整備を推進して欲しい」の割合が 30.3%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 28.3%、「子どもを狙った犯罪を防止するための体制を強化して欲しい」が 27.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充して欲しい」「男女が共に子育てに参加する社会の環境づくりを推進して欲しい」の割合が増加しています。



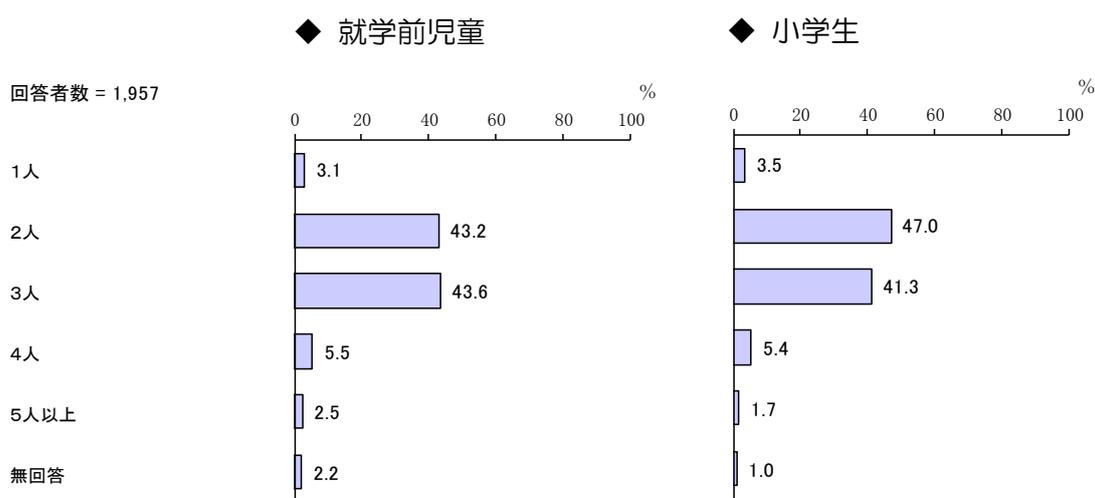
※「児童虐待を防止する体制を強化して欲しい」「子どもの貧困対策を充実させて欲しい」は平成 30 年度調査から新たに追加しました。

(7) 子どもの数について・・・・・・・・

① 理想とする子どもの数

就学前児童の保護者は「3人」の割合が43.6%と最も高く、次いで「2人」が43.2%となっています。

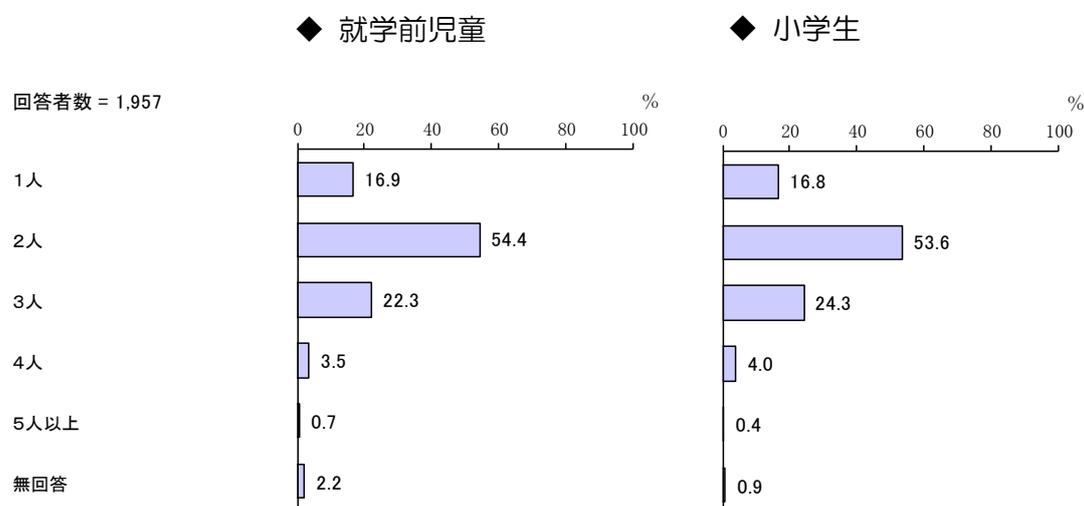
小学生の保護者は「2人」の割合が47.0%と最も高く、次いで「3人」が41.3%となっています。



② 実際の子どもの数

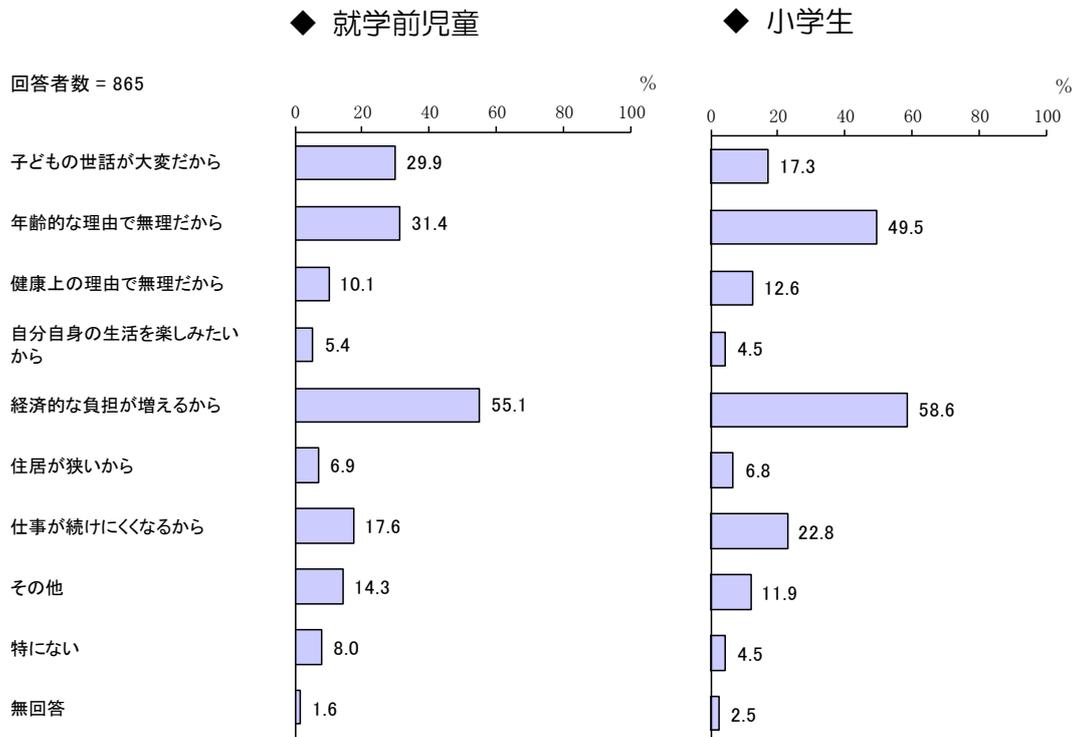
就学前児童の保護者は「2人」の割合が54.4%と最も高く、次いで「3人」が22.3%、「1人」が16.9%となっています。

小学生の保護者も「2人」の割合が最も高く、53.6%、次いで「3人」が24.3%、「1人」が16.8%となっています。



③ 理想より実際の子どもの数が少ない理由

就学前児童と小学生の保護者ともに、「経済的な負担が増えるから」の割合が最も高く、就学前児童は55.1%、小学生は58.6%となっており、次いで「年齢的な理由で無理だから」が、就学前児童は31.4%、小学生は49.5%となっています。



3 高松市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

(1) 数値目標の達成状況・・・・・・・・

高松市子ども・子育て支援推進計画では、合計 45 事業について、具体的な数値目標を掲げました。その達成状況をみると、「A」は 16 事業（全体の 35.6%）、「B」が 9 事業（全体の 20.0%）、「C」が 15 事業（全体の 33.3%）、「D」が 5 事業（全体の 11.1%）、「E」が 0 事業となっています。

達成状況(評価)の記号について

- A：達成率 100%以上
- B：達成率 80%以上 100%未満
- C：達成率 50%以上 80%未満
- D：達成率 1%以上 49%未満
- E：達成率 0%又は事業廃止などの評価不能

【 基本方向1 「子どもの成長」への支援 】

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
1 歳 6 か月児健康診査事業	受診率 90.4%	受診率 95%	受診率 94.1%	B
3 歳児健康診査事業	受診率 84.5%	受診率 90%	受診率 90.8%	A
母子健康教育	31 回/年	41 回/年	67 回/年	A
性感染症予防事業	性感染症の健康教育を中学校 3 校、高等学校 1 校で実施	性感染症の健康教育を 5 校以上で実施 教職員への研修会等で年 1 回以上、性感染症の情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・性感染症の健康教育を中学校 3 校、大学 2 校、専門学校 1 校で実施 ・高等学校 3 校の文化祭で保健所出前展を実施 ・「知って得する女子力アッププロジェクト」にて県内の養護教諭等に性感染症の情報提供 	A
食に関する情報発信事業 (フードスタート運動、幼児健診における健康教育等)	実施回数 519 回/年	実施回数 550 回/年	実施回数 297 回/年	C
こども食堂等支援事業	—	14 か所	1 か所	D
保・こ・幼・小連携推進事業	小学校との連携を実施している 保育所・認定こども園・幼稚園の割合 79%	小学校との連携を実施している 保育所・認定こども園・幼稚園の割合 100%	小学校との連携を実施している 保育所・認定こども園・幼稚園の割合 100%	A

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
学校図書館活性化推進事業	学校図書館指導員 54 人雇用 (1 日 6 時間勤務)	学校図書館指導員 62 人雇用 (1 日 6 時間勤務)	学校図書館指導員 62 人雇用 (1 日 6 時間勤務)	A
少人数学級推進事業	少人数学級非常勤講師を 5 名雇用 小学校 5 校で実施	少人数学級非常勤講師を 8 名雇用 小学校 8 校で実施	少人数学級非常勤講師を 8 名雇用 小学校 8 校で実施	A
不登校対策事業	—	教育支援センター (適応指導教室) に 通室する児童生徒の 通室率：65%	教育支援センター (適応指導教室) に 通室する児童生徒の 通室率：37.6%	C
児童生徒指導推進事業	ハートアドバイザー 30 人 スクールソーシャル ワーカー 7 人 を配置	ハートアドバイザー 48 人 スクールソーシャル ワーカー 11 人 を配置	ハートアドバイザー 40 人 スクールソーシャル ワーカー 13 人 を配置	B
こども農園事業	10 か所	17 か所	11 か所	C
環境学習活動事業	出前講座、 環境学習講座 合わせて 70 回の 実施	出前講座、 環境学習講座 合わせて 77 回の 実施	出前講座、 環境学習講座 合わせて 57 回の 実施	C
南部クリーンセンター環境 学習事業	見学者数： 年 3,015 人 (学習室利用者を含む)	見学者数： 年 3,100 人 (学習室利用者を含む)	見学者数： 年 3,235 人 (学習室利用者を含む)	A
サンクリスタル学習事業	参加者数： 11,796 人 (5 年間合計)	参加者数： 15,000 人 (5 年間合計)	14,501 人 (5 年間合計) 30 年度：2,341 人 29 年度：2,770 人 28 年度：3,040 人 27 年度：3,515 人 26 年度：2,835 人	B
年長児童の赤ちゃん出合い・ ふれあい交流事業	実施校：2 校	実施校：7 校	実施校：11 校	A
子どもわくわく体験活動 支援事業	4 団体	5 団体	5 団体	A
伝統的ものづくり夏休み 親子体験教室	—	延べ 6 コース開催	6 コース開催	A
人権啓発活動事業	参加者 454 人	参加者 600 人	参加者 666 人	A
在宅障がい児ふれあい事業	23 回	28 回	26 か所	A
特別支援教育推進事業	特別支援教育 サポーターの配置 39 人	特別支援教育 サポーターの配置 73 人	特別支援教育 サポーターの配置 44 か所	C
自立支援プログラム策定 事業	プログラム策定数 113 件	プログラム策定数 150 件	プログラム策定数 79 件	C
子育て短期支援事業	実施施設数 1 か所	実施施設数 2 か所	実施施設数 2 か所	A
子育て世代包括支援 センター事業	—	7 か所開設	5 か所開設	C

【 基本方向2 「子育て家庭」への支援 】

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
地域子育て推進事業	実施か所 39 か所	実施か所 46 か所	実施か所 43 か所	B
子育て支援総合情報発信事業	子育てハンドブック 配布部数 10,000 部/年	子育てハンドブック 配布部数 10,000 部/年	子育てハンドブック 配布部数 5,000 部/年	C
子育て力向上応援講座事業	実施か所 79 か所	105 か所 すべての市立小学 校、市立幼稚園及び 私立幼稚園で実施	実施か所 79 か所	C
子ども読書まつり事業	参加者 1,500 人	参加者 2,000 人	参加者 2,100 人	A
家庭教育講演会	—	参加者 200 名	参加者 115 人	C
休日保育事業	実施か所 4 か所	実施か所 5 か所	実施か所 2 か所	D
放課後子ども教室事業	実施校区 30 校区	実施校区 47 校区	実施校区 33 校区	C
一体型の放課後児童クラブ 及び子ども教室推進事業	実施校区 8 校区	実施校区 24 校区	実施校区 10 校区	D
保育士確保緊急対策事業	—	待機児童数：0 人	待機児童数：62 人 (H30. 4. 1 現在)	B
各種セミナー実施事業	男女共同参画に 関するセミナー等 参加者 2,891 人	男女共同参画に 関するセミナー等 参加者 3,600 人	男女共同参画に 関するセミナー等 参加者 3,588 人	B
子育て支援中小企業等 表彰事業	延べ 52 事業所の 表彰	延べ 81 事業所の 表彰	延べ 76 事業所の 表彰	B

【 基本方向3 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり 】

事業名	平成 25 年度末	計画の目標 (平成 31 年度末)	平成 30 年度末	達成 状況
消費生活教育出前講座	20 講座	30 講座	15 講座	C
火災予防の推進	幼年消防クラブ： 61 クラブ 少年消防クラブ： 21 クラブ	幼年消防クラブ： 70 クラブ 少年消防クラブ： 35 クラブ	幼年消防クラブ： 54 クラブ 少年消防クラブ： 19 クラブ	C
情報モラル教育推進事業	—	情報モラル教室への 参加率 100%	情報モラル実施校 37 校 78.7%	C
こども食堂等支援事業	—	14 か所	1 か所	D
身近な公園整備事業	—	整備か所数 (累計)：4 か所	整備か所数：1 か所 (累計)：5 か所	A
児童厚生施設管理運営事業 (児童館事業)	年間利用者 55,390 人	年間利用者 60,000 人	年間利用者 58,016 人	B
児童館管理運営事業	年間利用者 23,977 人	年間利用者 24,800 人	年間利用者 30,359 人	A
ノンステップバス導入事業	導入率 51%	導入率 78%	導入率 75.8%	B
地域組織(母親クラブ) 補助事業	7 団体	18 団体	7 団体	D
こども未来ネットワーク 会議開催事業	10 回/年	10 回/年	6 回/年	C

4 高松市の子どもや子育て家庭を取り巻く主な課題

高松市子ども・子育て支援推進計画の基本方向ごとに高松市の子どもや子育て家庭を取り巻く課題を整理しました。

基本方向1 子どもの成長への支援について・・・・・・・・

核家族化や地域のつながりの希薄化をはじめとしたライフスタイルの変化に伴い、全国的に、子育て家庭の孤立化が進んでおり、不安や負担を一人で抱える親が増加しています。こうした状況を踏まえ、国においては、子育て世代包括支援センターの全国展開を図っており、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、包括的な支援を提供することを目指しています。

本市では、2016年（平成28年）以降、順次、各地区に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健コーディネーターなどの専門職が、関係機関と連携して、利用者の視点に立った相談支援を行っています。

今後も、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援の充実を図ることが重要です。

乳幼児期における教育及び保育は、子どもにとって人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児教育・保育の充実を図る必要があります。

本市では、教育・保育の受け皿の確保や環境の改善を図るとともに、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園の普及を推進しています。

今後も、本市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育を安定的に提供する取組が必要です。

児童虐待を巡っては、全国的に深刻さが増す状況の中、法改正等により、児童相談所の体制強化が図られるなどの対策が進められています。

香川県の児童虐待対応件数は年々増加し、平成30年は1,375件、前年比16.4%増となっており、うち市内在住者が586件、前年比15.8%増となっています。

今後においても、発生予防から早期発見・早期対応が図れるよう、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制を充実させることが必要です。

離婚などによりひとり親家庭が増加する中、社会的・経済的に不安定な状況に置かれたひとり親家庭について、その生活の安定を図り、自立を支援することが重要です。

ひとり親家庭が抱える様々な問題を解決できるよう、相談支援や情報提供を積極的に行うとともに、経済的な負担の軽減や就労支援も含めた総合的な支援を推進していく必要があります。

全国的に、家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となっています。国においては、法律制定や大綱の策定を通じ、対策の強化を図っています。

本市では、2017年度（平成29年度）、「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策の総合的な推進を図っています。

子どもの貧困問題は複合的な要素が絡むことが多いため、今後も、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、切れ目のないきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

基本方向2 子育て家庭への支援について・・・・・・・・

子どもたちや子育て家庭が、高松で暮らし続けたい、高松で子育てすることが楽しいと感じられるように、地域全体で子育てを応援していく環境づくりが大切です。

一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立や、子育てに対する負担や不安、ストレスの増大が課題となっており、これが、虐待や貧困などの二次的課題を生み出すリスクにもなっています。

このような視点からも、身近な場所での支援や相談体制の充実を図るとともに、地域の交流や連帯を強め、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりが求められています。

国においては、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組が進められており、2019年（令和元年）には、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

本市においても、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費や教育費などの様々な助成を行っています。

今後においても、妊娠から子育てまで、経済的負担感を持つことがなく、安心して子育てできるよう、国の施策も活用しながら、経済的な支援を行う必要があります。

女性の就業率の高まりなどから、保育ニーズが増大しており、保育所や放課後児童クラブの待機児童の解消が課題となっています。

今後、更なる保育ニーズの高まりにも対応できるよう、各地域ごとの人口動向を見極めながら、計画的にサービス提供量を確保するとともに、質の向上を図っていくことが必要です。

また、就労形態の多様化などにより、子育てに関するニーズも多様化しており、子育てと仕事の両立を支援するため、幅広い保育サービスの提供が求められています。

女性の社会進出が進み、勤労世帯の過半数が共働き世帯になるなど、人々のライフスタイルが多様化している一方で、働き方や子育て支援などの環境整備がこれらの変化に追いついておらず、結婚や子育てなどに関する人々の希望が実現しにくいものとなっています。

市民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方ができる社会の実現が求められています。

基本方向3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくりについて・・・

近年、子どもが巻き込まれる痛ましい事件や事故が後を絶たず、安全を確保するための対策が求められています。また、急速にインターネットが普及したことにより、インターネット利用に伴うトラブルが多発しており、情報モラル教育等の充実も必要になっています。

地域防犯活動や安全教育など、子どもや子育て家庭が安全で安心な生活を送れる環境づくりをすすめることが重要です。

安心して子育てをするためには、子どもや子育て家庭が、安全で安心して外出できる環境の整備が必要です。公共交通機関のバリアフリー化等のハード整備とともにソフト面においても妊婦や子ども・子育て家庭に配慮した、やさしい生活環境づくりを図っていく必要があります。

これからの子育て支援には、行政だけでなく、地域の住民や事業所、団体などが連携してネットワークを形成し、目的意識や情報、課題を共有した上で協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

また、そのためには、地域において子育てを支える担い手となる人材を育成することが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。すべての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他人を大切にする心や社会規範を身につける中で道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは高松市民の願いです。



子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校等関係者なども含めた全ての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人一人の状況に応じた支援を行っていくことが大切です。

さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが高松市に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

第1期計画に掲げた、上記の考え方を踏まえ、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進し、子どもの笑顔、家族の笑顔、地域の笑顔と、子どもの笑顔を中心として、市内のみんなの笑顔につながるよう、基本理念を「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」とし、これからの高松市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてる、さまざまな人々の笑顔かがやくまちをめざします。

[基本理念]

みんなで子育て
笑顔かがやくまち たかまつ



2 基本目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標を定めます。

高松市で育つ全ての子どもが幸せに
暮らせる環境づくり

3 数値目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、数値目標を定めます。

高松市は「子育てしやすいまちだと思ふ人」の割合

区分	平成25年度 アンケート調査	平成30年度 アンケート調査	令和6年度 目標数値
就学前児童の 保護者	48.4% (39.9%)	84.7%	 90.0%
小学生の 保護者	45.0% (40.4%)	82.8%	 85.0%
中学生の 保護者	—	—	— 85.0%

※ 平成25年度は、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の4択であり、()内は「どちらともいえない」と回答した割合である。

平成30年度は、「思う」、「どちらかといえば思う」、「どちらかといえば思わない」、「思わない」の4択であり、「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた保護者の割合を結果として掲載している。

令和6年度も平成30年度同様に、「思う」、「どちらかといえば思う」を目標数値とし、中学生の保護者へのアンケートも実施する。

4 計画の体系

「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」を目指し、3つの体系により、子どもの成長と子育てを支援する施策・事業の効果的な展開を図ります。

(1) 子どもの成長への支援・・・・・・・・

次代を担う子どもたちが健やかに成長するため、母子の健康の確保と増進、疾病予防に取り組むとともに、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

また、子どもの生きる力や豊かな心を育む教育や体験学習環境の整備・充実に努めます。

そして、児童虐待やいじめの予防・早期発見に取り組むとともに、障がいのある子どもやひとり親家庭等の配慮が必要な子ども、貧困の状況にある子どもなどが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう支援します。

(2) 子育て家庭への支援・・・・・・・・

子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図るとともに、身近な場所で相談や保護者同志の交流ができるよう、地域の子育て支援体制を充実し、地域における子どもを育てる力の向上を図ります。

また、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスなどを充実するとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育ての両立が図れる環境づくりを推進します。

(3) 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり・・・・・・・・

防犯・交通安全・防災対策に取り組むとともに、子どもの居場所づくりなど推進し、妊婦や子ども、子育て家庭にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。

また、地域における子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを目指します。

みんなで子育て
笑顔かがやくまち
たかまつ

高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

1 子どもの成長への支援

1-1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

1-2. 健やかな成長を促す学びへの支援

1-3. 配慮を要する子どもと保護者への支援

2 子育て家庭への支援

2-1. 地域における子育て支援

2-2. 子育てと仕事の両立支援

3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり

3-1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり

3-2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

第 2 部 各論



第1章

子どもの成長への支援

基本施策Ⅰ 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

【 現状と課題 】

○妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

本市では、妊婦や乳幼児の健診等を実施し、健康の保持増進に努めるとともに、各種相談や健康教育の機会を通じて乳幼児の健やかな成長や育児不安の解消を図っています。

今後も、こんにちは赤ちゃん事業や健診において、関係機関との連携により、訪問率や受診率の向上を図るなど、着実に母子保健対策を進めていくことが必要です。

ニーズ調査結果をみると、「妊娠・出産・子育てについて、不安に感じたり困っている妊婦」の割合が76.1%となっており、保育所や幼稚園への入所（園）に関することや子育てをサポートしてくれる親族が近くにいないことなど、妊婦が様々な不安や悩みを抱えていることが分かります。

妊娠期から支援を行うことで、出産・子育ての不安を解消し、誰もが安心して子育てをスタートできるようにするとともに、その後も切れ目なく支援を続け、子どもをもつ親が負担感や孤独感に悩まないよう支援していくことが必要です。

○学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

本市では、学童期・思春期における心身の問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼすおそれがあることから、こころの相談や性感染症予防対策、喫煙・飲酒、薬物乱用の防止に向けた啓発等を実施しています。

また、近年、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、子どもたちの生活習慣の乱れが危惧されるゲーム障害等についても、対策が求められています。

児童・生徒が、自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、健康教育を推進するとともに、次世代の健康を育む保健対策を充実することが重要です。

○子どもの医療等に対する支援の充実

救急医療については、休日は当番医で、夜間は高松市夜間急病診療所で診療を実施しており、初期救急医療の体制を整備しています。また、夜間に入院治療を必要とする重症患者については、二次保健医療圏において複数の病院が当番制で診療を実施しており、救急医療体制が確保されています。

また、高度な医療を必要とする乳幼児への医療費を助成するとともに、不妊治療費を助成し、安心して治療・妊娠・出産できるような体制の整備に努めています。

○「食育」の推進

本市では、農業体験や料理の機会を通じて、子どもの食への関心や食べる意欲、食物への感謝の気持ちの醸成等につなげています。また、幼稚園や保育所、学校の給食を通じて食育を行うとともに、地域においても親子で食について学ぶ機会や食生活の見直しを促す機会等を提供しています。

親子ともに食への関心を持ち、健全な食生活を実践することは、健康で豊かな心と体を育てていく基礎にもなることから、今後も食育の推進を図っていくことが求められます。

施策の推進内容（１）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長や発達を支援します。
- ・感染症から子どもを守るため、適切な時期に安全な予防接種を推進します。
- ・産婦が正しい知識を身につけ、新生児の健全な発育を促す産後ケア事業を推進します。
- ・健康教育、相談事業を充実し、安心して子育てが行えるような支援と乳幼児の疾病の早期発見や発達状況の確認に努めます。

① 母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

事業名	事業概要	主担当課
子育て世代包括支援センター事業	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。	保健センター
妊婦一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査を実施します。	保健センター
妊婦歯科健康診査事業	妊婦の歯科健診を行うことにより、妊婦の口腔保健の増進を図ります。	保健センター

事業名	事業概要	主担当課
妊産婦訪問指導・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）	妊婦・産婦及び新生児期に家庭訪問指導を行うことにより、疾病を早期に発見し、早期治療等に結びつけます。また、妊娠・出産・育児に対する不安の解消及び、妊娠・産褥期・乳児期の健康の保持増進や育児支援を図ります。	保健センター
産後ケア事業	出産後の産婦及びその新生児が、出産後に一定期間保健指導を必要とする場合に、助産所で母体の保護や保健指導を行います。	保健センター
産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。	保健センター
乳児一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、乳児期（1歳未満）に健康診査（2回）を実施します。	保健センター
1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	保健センター
3歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児に対し、医師等による健診を行い、障がいの早期発見及び早期療育を図ります。	保健センター
予防接種事業	予防接種法による予防接種 四種混合（三種混合、不活化ポリオ）、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、水痘及び子宮頸がん予防ワクチンの接種 風しん抗体検査結果後風しん予防接種 妊娠を希望する女性とその配偶者で風しん抗体検査後、免疫が不十分である者へ麻しん風しんワクチン接種費用の一部を補助します。	保健センター
母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。（対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児）	保健センター
離乳食教室 わん・つー・すりー	5か月～1歳（離乳完了前）までの乳児を持つ保護者等を対象に、赤ちゃんの食育や離乳食についての講習会を行い、食育に関する意識の向上や栄養に関する正しい知識の普及を図ります。	保健センター

② 健康教育・相談の実施

事業名	事業概要	主担当課
4か月児相談・乳児相談事業	乳幼児の疾病、発達の遅れの早期発見や発育、栄養、育児等について助言し、健康の保持増進及び育児支援を行います。	保健センター

事業名	事業概要	主担当課
こども相談事業	精神発達気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。	保健センター
ことば相談事業	ことばの発達が気になる幼児を対象に、行動観察や個別相談を行うことにより、幼児の健やかな発達を促します。	保健センター
のびのび教室	精神発達面に遅れのある幼児が、親子遊びを通してよりよい成長発達をし、親子の絆を深め、健やかに生活を送れるよう支援します。	保健センター
母子健康教育	乳幼児をもつ母親等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	保健センター

施策の推進内容（２）学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実・・・

【基本方針】

- ・思春期のひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を実施します。
- ・若年層に対し、性感染症の正しい知識や情報を普及・啓発することにより、性感染症予防を図ります。
- ・喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、睡眠習慣・ゲーム障害等の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

事業名	事業概要	主担当課
健康相談事業	こころの健康相談として、思春期に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を実施します。	保健センター
若者層啓発事業	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム障害等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	保健センター
性感染症予防事業	性感染症の発生状況や傾向を把握し、その発生動向に対応した予防対策を行います。特に、若年層に対し、性感染症の正しい知識や情報を普及・啓発することにより、その予防を図ります。	保健対策課 感染症対策室
喫煙・飲酒、薬物乱用対策事業	希望する学校へ「喫煙防止出前講座」を実施し、児童生徒・保護者への啓発を図ります。小学校から高校において、発達段階を踏まえた薬物乱用防止教育を学校教育全体を通じて行い、中学・高校においては薬物乱用防止教室の開催を推進します。	保健体育課

事業名	事業概要	主担当課
高松型地域共生社会構築事業	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた包括的な相談支援を実施します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室
若者育成支援推進事業	社会生活を営む上での困難を有する若者を支援するため、高松市若者支援協議会を設置し、協議会を構成する関係機関の情報交換を行うとともに、相互に協力・連携することで、若者それぞれの置かれた状況等にきめ細やかに対応できる支援体制を構築します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室

施策の推進内容（3）子どもの医療等に対する支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・緊急時も安心して医療にかかることができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。
- ・障がいや疾病により、高度医療を必要とする家庭への医療費の助成・給付を行います。
- ・不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、不妊に関する悩み等への相談支援を行います。

① 小児救急医療体制の整備

事業名	事業概要	主担当課
在宅当番医制事業	医療機関が休診になる休日に、当番制で急病患者を受け入れる体制を整備することにより、小児救急患者の初期救急医療を確保します。	保健対策課地域医療対策室
夜間急病診療所事業	夜間における急病患者に対応するため、夜間急病診療所において、内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科の応急的な診療を行います。	保健対策課地域医療対策室
病院群輪番制事業、救急ハンドブック作成事業	準夜間及び深夜間において、9病院の当番制により入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。また、こどもの救急ハンドブックを作成し、軽症患者の容易な診療時間外受診の抑制を図ります。	保健対策課地域医療対策室

② 高度医療に対する支援

事業名	事業概要	主担当課
未熟児養育医療給付事業	母子保健法第 20 条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	保健センター
自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	保健センター
不妊治療支援事業	子どもを望む夫婦の、不妊治療にかかる経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療及び一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成するとともに、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談支援を行います。	保健センター

施策の推進内容（４）「食育」の推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園や学校において、子どもたちの「食」に関する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けられるように努めます。
- ・ 家庭や地域へ食に関する情報発信を行い、食育を推進します。

① 保育所・認定こども園・幼稚園・学校における「食育」の推進

事業名	事業概要	主担当課
農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する関心を高めたり、知識や技術が習得できるよう、農園体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども園運営課
給食担当者食育推進研修事業	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助・食事の提供が行われるよう、保育所等給食担当者の資質の向上を図ります。	こども園運営課
学校給食推進事業	子どもたちが学校給食を通じて、正しい食習慣や健康管理能力を身に付けることができるよう、給食関係職員への研修等により、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各衛生検査の実施により、衛生管理の徹底を図ります。	保健体育課
学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課

② 家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

事業名	事業概要	主担当課
高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、望ましい食生活について考え、個人の食習慣の変容を促します。	保健センター
食に関する情報発信事業	子どもたちが生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていくために、「食」に関する知識と選択する力を習得できるよう、適切な情報を提供します。	保健センター
食に関する情報発信事業（保育所等）	ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、幼稚園、保育所等及び地域の人々へ食育を推進します。	こども園運営課
こども食堂等支援事業	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課

【現状と課題】

○幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上

乳幼児期は、子どもにとって、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い教育・保育を提供することが求められています。

本市では、教育・保育の受け皿の確保や環境の改善を図るとともに、保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園の普及を推進しています。

また、子どもにとって、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、保育所や幼稚園、学校の連携した取り組みが必要です。

○「生きる力」を育てる学校教育の推進

子どもの「生きる力」を育成していくためには、学校教育において、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、地域や保護者、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを育む教育環境を推進していくことが重要です。

子ども一人一人と向き合い、きめ細やかな学習指導体制の充実を図るとともに、教職員の資質の向上を図ることが求められています。

○いじめや不登校対策の充実

いじめや不登校などの対策については、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、その未然防止、早期発見・早期対応を図ることが重要です。

また、子どもの人権擁護のため、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める取組が求められています。

○体験学習活動・地域活動の充実

少子化の進行や地域の連帯感の希薄化などに伴い、異年齢の子ども同士が接する機会や外遊びが減少しており、様々な体験活動や身体を動かす機会の提供が求められています。

ニーズ調査結果では、「子どもの成長過程で、必要と思われる取り組み」に係る項目として、「体験学習」が3番目に多く、小学生の保護者で44.9%となっています。

子どもが様々な体験や人との関わりから自立と協働を育むことができるよう、体験学習活動の場の充実を図るとともに、活動をリードする地域の担い手の育成が求められます。

施策の推進内容（１）幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上・・・

【基本方針】

- ・乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、希望する全ての子どもに質の高い教育・保育を提供します。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態に関わらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できるよう、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。
- ・子どもの発達や学びの連続性を考慮し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取組みを行います。
- ・安全・危機管理、虐待防止、特別支援等、教育・保育現場で必要な専門的知識を学べるように、県と市で連携して研修を実施します。

① 認定こども園への移行促進

事業名	事業概要	主担当課
認定こども園整備事業	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及を促進します。	こども園総務課
公立保育所・幼稚園施設整備事業	教育・保育環境改善のため、幼稚園・保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園総務課
私立保育所施設整備補助事業	保育環境改善のため、保育所等の施設・設備の整備を実施します。	こども園総務課

② 幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

事業名	事業概要	主担当課
保・こ・幼・小連携推進事業	子どもの発達や学びの連続性を確保し、小学校生活への安心感や経験の積み重ねとなるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を目指した取組を行います。そのために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携や接続の体制づくりに努めます。	こども園運営課
保育教育士体験型宿泊研修事業	仲間と共に自然の中で五感を使った様々な実体験をすることを通して、仲間との連帯感を高める等、新規採用保育教育士の活力や意欲を養います。	こども園運営課

事業名	事業概要	担当当課
保育所・幼稚園等への 芸術士派遣事業	子どもの創造性を育む指導や援助の在り方についての取組を進めるため、絵画や造形などの専門家である芸術士を保育所・幼稚園等へ派遣し、それぞれの芸術分野を生かしながら、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう導きます。	こども園運営課
生きる力を育てる学校教育の推進事業	「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、教職員の資質向上を図る教員研修会等の充実や施設・設備などの整備を行います。	こども園運営課 学校教育課
「ありがとうの日」	周りの人々とのかかわりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていくとする心情を高める場を、教育活動の中に位置付けています。(毎月3日から9日の1週間)	学校教育課
掃除教育「ぴかぴかデー」	期間に、全ての市立幼稚園、小学校、中学校において、「ぴかぴかデー」として毎月、掃除教育を実践します。掃除の意義を理解する。地域の方や保護者を招き、雑巾の絞り方やほうきの使い方などを学ぶとともに、地域の方や保護者とともに学校園内及び周辺を掃除します。	学校教育課

施策の推進内容（２）「生きる力」を育てる学校教育の推進・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・総合的な学力向上を図るため、少人数学級の推進や外国語指導助手の配置など、きめ細やかな指導に取り組みます。
- ・豊かな人間性や社会性を育むため、読書活動や体験活動、就学前教育などを充実します。
- ・子どもの健康の保持増進、及び運動に親しむ習慣づくりと体力の向上に取り組みます。
- ・子どもに情報モラル教育を実施するとともに、教職員にインターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発等を図ります。

事業名	事業概要	担当当課
英語指導助手派遣事業	英語指導助手を招致し、高松市立学校に派遣することによって、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
少人数学級推進事業	小学校の5・6年生において、進路指導や生徒指導の充実により安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育みます。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
学校教育推進事業	総合的な学習の時間の充実や地域等の教育力の有効活用のために、各小・中学校に経費補助を行います。	学校教育課
日本語教育推進事業	帰国児童生徒・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行います。	学校教育課
教育研究研修事業 (高松市生徒みらい議会)	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育みます。(平成 29 年度より高松第一高校と高松市立中学校の生徒の代表)	学校教育課
研究指定校研究推進事業	国・県から研究指定校等事業を受けることで、学校課題の解決及び学校教育活動の改善・充実を図るとともに、教職員の資質・能力の向上を図ります。	学校教育課
小中一貫・連携教育推進事業	市内の全小・中学校において中 1 ギャップの解消や 9 年間を見通した確かな学力や豊かな人間性等の育成を図るため、小中合同の研修や実践、交流を行い小中連携教育を充実します。	学校教育課
学校図書館図書整備事業	高松市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館図書資料の充実を図り、国の学校図書館用図書標準に沿った年次計画にて、学校図書館用図書の整備を図ります。	学校教育課
学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
環境教育推進事業	「香川用水の水資源巡りの旅」(中学生対象)を実施し、香川用水及び水資源の重要性についての意識の高揚を図ります。	学校教育課
教育文化振興事業	児童生徒の創造力と表現力を育て、情操を高めるとともに、教育文化の振興を図るため、展覧会、音楽会、児童科学展覧会および科学体験発表会等を開催します。	学校教育課
菊池寛及びその作品から学ぶ「寛学」事業	偉大な先人の生き方に触れたり、作品を読んだりする活動を通して、先人を誇りとして感じるとともに、自らの夢をはぐくみ、高い志をもつことができ、ひいては郷土高松を支える人づくりにつなげます。	学校教育課
職場見学・体験学習	小・中学校、高校において、企業等への職場見学・体験学習等を含む進路学習の充実を図ります。	学校教育課
小学校管理運営事業	小学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するとともに、各教科やクラブ活動等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。スクールサポートスタッフの配置により教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課
中学校管理運営事業	中学校のうち、合併協定に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため非常勤講師を配置するほか、教科指導及び複式解消のために必要な非常勤講師を配置し、各教科や総合的な学習の時間等において社会人の活用を図る特別非常勤講師を派遣します。スクールサポートスタッフの配置により教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
高松型学校・地域連携システム推進事業	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、高松型学校運営協議会を各小・中学校に設置し、高松型コミュニティ・スクールを推進します。	学校教育課
生徒等健康診断事業	児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、学校保健安全法に基づき、児童生徒等の健康診断を実施するとともに、翌年度に小学校に就学する児童の健康状態等を把握するため、就学時健康診断を実施します。 また、小児生活習慣病予防検診を小学校の全4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に実施します。	保健体育課
学校体育推進事業	児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・運動能力向上や基礎体力の養成を図るため、体育大会等を開催します。 また、大会等に参加することで、児童生徒の相互の友情を深めるとともに、教職員の体育指導の資質を高めるなど、体育の充実発展と心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。	保健体育課
学校人権教育推進事業	市立幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校に対し、人権教育教員研修会の開催等を行い、教員の人権教育に対する資質向上を図ります。	人権教育課
情報モラル教育推進事業	小学4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導に努めます。	少年育成センター
ノーメディア事業	児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限する「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット依存・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。	少年育成センター
情報モラル等指導支援事業	インターネット等の利用に伴う有害情報から児童生徒を守るため、教職員を対象とした研修会を実施するとともに、アンケート調査等を通して実態把握に努め、インターネットの安全利用や有害情報への適切な対応等に関する意識啓発と実践力の向上を図ります。	総合教育センター
教育の情報化推進事業	情報教育の充実を図るため、国の整備方針及び「高松市 ICT 教育推進計画」に沿って小・中学校に情報機器を配置するほか、情報モラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター
教職員研修事業	経験年数による研修、悉皆研修、希望研修を開催するとともに、各学校の要望に応じた訪問指導を行い、本市教職員の資質や指導力、及び児童生徒の問題行動の未然防止と解消のための実践的な生徒指導能力の向上を図ります。	総合教育センター
伝統的ものづくり学校巡回教室	高松市の伝統的ものづくりに関する理解と関心を深め、普及啓発を図るとともに、情操教育の一助とするため、伝統的ものづくりの職人を希望小中学校に派遣し、歴史や現状について学んだり、技術を体験する機会を提供します。	産業振興課

事業名	事業概要	担当当課
学校巡回芸術教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優良な芸術を鑑賞又は体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
学校巡回能楽教室	小中学生の情操教育の一助とし、健全育成に資するため、学校巡回形式で生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供します。	文化芸術振興課
ものづくりふれあい教室	小中学生を対象に、手づくりでものづくりにチャレンジしながら、いかにものが大切かを体験する機会を提供し、文化の創造に関心を深めます。	文化芸術振興課

施策の推進内容（３）いじめや不登校対策の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・生徒指導体制の充実や関係機関との連携強化を図りながら、子どもの暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と早期対応に努めます。
- ・子どもの人権擁護のための啓発や、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める教育を推進します。

事業名	事業概要	担当当課
いじめ等対策事業	教育相談等の専門家を学校に派遣し、本人・保護者・学校への指導援助を行います。	学校教育課
児童生徒指導推進事業	児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為など、問題行動等の未然防止と解消を図るため、学校教育の推進に熱意のある人材「ハートアドバイザー」、中学校に社会福祉士等の資格を有する「スクールソーシャルワーカー」、いじめ相談に傾聴する「いじめ電話相談員」を配置します。	学校教育課
不登校対策事業	不登校児童生徒を対象とする教育支援センターの運営及び不登校を考える会等の実施を通して学校関係者、保護者、関係機関等と連携し、不登校に関する問題の改善を図ります。 また、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を運営し、不登校児童・生徒の社会的自立を目指します。あわせて、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でICTを活用して学習できるシステムを提供します。	総合教育センター
社会人権教育推進事業	人権教育市民講座、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入等を行い、市民を対象とした人権教育の推進を図ります。	人権教育課
人権啓発活動事業	人権をテーマとした講演やパネル展、幼児・児童生徒・保護者・企業等によるステージ発表などを内容とするイベントを開催し、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権啓発課 人権教育課
人権啓発推進事業	「高松市人権擁護に関する条例」等の啓発推進、関係団体への参画、人権相談を行います	人権啓発課

事業名	事業概要	主担当課
子どもの権利の普及・啓発事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館等で、各種行事に合わせて人権啓発用パンフレット等を配布するなど、多様な普及・啓発活動を実施します。	人権啓発課
各種相談事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権啓発課、文化センター・児童館で随時、人権相談を実施します。	人権啓発課

施策の推進内容（４）体験学習活動・地域活動の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体等と連携し、多様な活動の場や機会を提供します。
- ・講習会などの実施により、地域で体験学習活動を行える指導者の育成を図ります。
- ・小・中学校、高等学校の児童生徒、及び大学生が、生命の尊さを学び、次代の親として子どもを産み育て、家庭生活を大切に作る心を育めるよう、関係機関が連携を図り、乳幼児等と触れ合うなどの体験活動を推進します。

① 多様な体験学習活動の機会の提供

事業名	事業概要	主担当課
平和啓発推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の啓発・普及を図るため、「平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭」、「高松市戦争遺品展」、「教職員のための平和教育講演会」等の行事を開催します。また、子どもたちが戦争を知り、自ら平和について考える場を提供するため、こども未来館学習と連携して、市内の小学校４年生などを対象に平和学習を実施します。	人権啓発課
夏休みこども講座「親子体験教室 公文書館ってどんなところ？」	公文書館や所蔵資料への関心を高め、その意義を認識し理解を深めるとともに、施設や資料の利用促進を図ることを目的に、夏休みに親子対象の体験教室を通じ、公文書館等への理解を推進します。	総務課 (公文書館)
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学４年生など）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学等）、プラネタリウム投影を実施します。	こども未来館
こども未来館わくわく体験事業	こども未来館での様々な体験を通じて、子どもたちの夢を広げることを目的として、公募プログラム等を開催するとともに、開館記念日の１１月２３日には、こども未来館まつりを開催します。	こども未来館

事業名	事業概要	担当課
環境学習活動事業	環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境ワークショップ（館内講座）の実施や環境情報の提供を行うとともに、環境学習支援事業（出前事業）や自然観察体験事業を実施します。	環境保全推進課
南部クリーンセンター環境学習事業	自主企画事業である「施設見学・リサイクル工作会」では、七宝焼や円盤ホバークラフトなどの多彩なメニューのリサイクル工作を実施します。また、一般の施設見学や小学4年生の「環境学習・施設見学」の際には、紙すきの体験講座を実施するほか、NPOを活用した「親子工作会」を開催します。	南部クリーンセンター
伝統的ものづくり夏休み親子体験教室	高松市の伝統的ものづくりに関する理解と関心を深める普及啓発を目的として、子どもの夏休みの宿題が一つ完成できるような、親子でのワークショップを開催します。	産業振興課
水産教室事業	水産教室を定期に開催します。	農林水産課
親子農業体験教室	親子農業体験教室を定期に開催します。	農林水産課
親子おにぎり教室	親子おにぎり教室を定期に開催します。	農林水産課
市場DE自由研究	夏休み期間中に卸売市場において、せりの見学や講義、体験学習を通じて、市場の機能や流通のしくみ等について理解を深める機会を提供するとともに、夏休みの自由研究の題材として役立ててもらいます。	市場業務課
卸売市場見学	学校単位での小中学生や子ども会等による市場見学を受け入れ、せり見学や体験学習を実施します。	市場業務課
0才からのコンサート	乳幼児とその保護者（妊婦さんを含む）を対象に、瀬戸フィルアンサンブルによる、お子さんと一緒に楽しめるクラシックコンサートを開催します。	文化芸術振興課
親子文化財教室	文化財を身近に感じ、体験等を通じて後世へ継承していこうという意識を親子で共有することを目的として、小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・民俗や文化を学習します。	文化財課
夏休みに郷土高松の歴史を探ろう	夏休みに郷土高松の歴史研究を計画している小・中学生のため、現地見学・収蔵資料活用等により、郷土の歴史をわかりやすく楽しく学び、自分の力で成果物を作り上げる場となる講座を開催します。	文化財課
教育普及事業（伝統文化教室、各種講座の開催）	伝統文化の継承や古代の人たちの生活・知恵を学び、ものづくりの楽しさを体験し、郷土の文化や歴史を学ぶことができる場となる講座を開催します。	文化財課
常設展・企画展無料開放	子どもにも親しみやすいロビー展示・歴史クイズの実施などを通じて、高校生以下の来館を促します。児童生徒の学習に資するため、各資料館において高校生以下の観覧料を無料とします。（香南歴史民俗郷土館は、すべて観覧料無料）	文化財課
親子で楽しむ朗読劇	菊池寛の児童読物を朗読劇や語りで公演を行います。	文化財課
教育普及事業（埋蔵文化財センター体験学習）	体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えるとともに、郷土の文化や原始古代の技術に触れる機会を提供します。 ・低融点合金を用いた鋳造体験 ・樹脂粘土を用いた瓦製作体験 ・軟石による勾玉製作体験 ・土器焼き及び製作土器による炊飯体験	文化財課

事業名	事業概要	担当課
サンクリスタル学習事業	学校教育との連携を図り、市内小学生を対象としてサンクリスタル学習（歴史資料館・菊池寛記念館・中央図書館の3館合同学習）を実施します。	中央図書館 文化財課
親子下水道教室	市民から信頼され、親しまれる下水道事業を目指すため、小学4年生以上の児童と保護者を対象として、下水処理場の見学や下水道に関する様々な実験を実施します。	下水道経営課
水環境出前講座	市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、下水道の役割と水環境について、興味や関心を持ち、楽しく学んでもらうため、実験等の体験学習を実施します。	下水道経営課
下水道施設見学	下水道事業への理解と関心を深めるため、下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	下水道施設課
早明浦湖水祭「四国の子ども交歓会」及び高松・嶺北子ども交歓会事業	高松の水源地である早明浦ダム流域の嶺北4か町村の子どもと高松の子どもが、水の大切さや有効利用を学ぶとともに、それぞれの地域の特性を生かした体験活動を通じ、交流を深め、健康で明るい子どもの成長に資するため、交歓会を実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
高松市きっずの森事業	高松市の概要を始め、講座情報や体験学習、遊び場の情報などを、ホームページを通して情報提供し、子どもの健全育成を図ります。	生涯学習課
蔵書情報提供事業	図書館情報システムにより、パソコン・携帯電話・OPACによる蔵書検索・予約のほか、子ども向けホームページ等情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館

② 交流・ふれあい体験の提供、次代の親を育成する体験学習の推進

事業名	事業概要	担当課
保育体験学習事業（認定こども園・幼稚園）	少子化に対応するため、次代を担う子どもが家庭を持つことの意義を理解できるよう、小学・中学・高校・大学生が、保育体験を行う機会を提供し、教育・啓発を行います。	こども園運営課 学校教育課
保育体験事業（保育所・認定こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども園運営課
年長児童の赤ちゃん出合い・ふれあい交流事業	家庭での親子のふれあいや地域における様々な人との出合い・コミュニケーションを活性化し、児童の健全な育成及び次代の親づくりを推進するため、年長児童(中学生・高校生)を対象に、乳幼児や保護者と出合い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかわり方の学習及び乳幼児の安全な抱き方・遊び方などの体験学習を行います。	子育て支援課

③ 子どもの地域における活動の促進

事業名	事業概要	担当当課
スポーツレクリエーションイベント開催事業	(公財)高松市スポーツ協会など関係団体で構成する高松市民スポーツ・レクリエーション組織委員会において、「高松スポーツカーニバル」「トリムの祭典」「高松スポーツ・健康感謝祭」などを実施します。	スポーツ振興課
美術展覧会事業	年間を通じて、高松市美術館においては、5展程度の特別展と4期程度の常設展を、塩江美術館では8展程度の企画展と3期程度の常設展を開催する中で、効果的に子どもや家族連れにも楽しめるような企画をしたり、親子向けの展示解説や解説パンフレットを充実します。	美術館美術課
美術教育普及事業	週末や長期休業期間を中心に、子ども向けまたは親子向けの美術教室を開催し、現代のユニークかつ多様な素材や表現方法に触れてもらうことで、美術に対する関心を高め、美術的感性を養います。また、平成28年度リニューアル・オープン後新設された「こども+」も積極的に活用します。	美術館美術課
常設展・特別展高校生以下観覧料無料	感性の発達が著しい時期に、良質の美術作品とじかに触れる機会を多く持つってもらうために、教育的観点及び将来の観覧者育成という観点から高校生以下の観覧料を無料とします。	美術館美術課
地域活動促進(少年教育指導者派遣)事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課
子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会リーダー研修会	各子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子どもわくわく体験活動支援事業	子どもの体験型学習活動を実施する市民団体等を支援することにより、子どもの体験活動機会を提供します。	生涯学習課
新春子どもフェスティバル事業	親子、家族づれや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に資するため実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会フットベースボール大会	子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うための一助として、子ども会フットベースボール大会を実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
たかまつこどもサミット	高松栗林ライオンズクラブとの共催事業として、高松市内の小学校児童(4校程度)が各校で調査・研究した結果をテーマに基づき発表し、また、意見交換し、交流することで、子どもたちの健全育成を図ります。	生涯学習課
学校週5日制対応事業	コミュニティセンターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター

事業名	事業概要	主担当課
コミュニティセンター 主催・共催・貸館事業	<p>幼児セミナー等事業、児童生徒を対象とした学校週5日制対応事業及び三世代交流事業などを主催又は共催事業として開催するほか、子育て関係グループ等に施設を貸し出すことにより、地域の子育てを支援します。</p>	生涯学習センター

【現状と課題】

○児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、子どもに対する重大な権利侵害であることから、児童虐待は社会全体で取り組むべき課題です。また、しつけを理由とした体罰や暴力も子どもに悪影響を及ぼします。

子どもの虐待が起こる原因としては、親自身の被虐歴、望まぬ妊娠・出産、子育てに対する不安やストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、経済不安、DV・夫婦不和や、社会的に孤立し支援者がいないなどの「家庭の要因」、また、子どもの発達の遅れや疾病、障がいなどの「子どもの要因」など、様々な要因があると考えられています。

これらの要因が必ずしも児童虐待につながるわけではありませんが、これらの要因を抱える養育者を早期に発見し、適切な支援につなげることが児童虐待の防止、早期発見・早期対応には重要です。

ニーズ調査結果では、「児童の虐待を見たり聞いたりしたことがある。虐待かどうか分からないが、おかしいと思ったことがある。」と答えた保護者の割合は、就学前で16.3%、小学生が16.1%となっています。

本市では、児童虐待を未然に防止するため、子どもに関するさまざまな相談事業のほか、養育支援が必要な家庭への訪問を行っています。さらに、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制を充実させることが必要です。

○障がいのある子どもへの支援の充実

障がいがある子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、教育・福祉・医療等、関係機関が連携し、総合的な支援に取り組む必要があります。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において、発達障がい等の支援が必要な子どもたちが増加の傾向にあるため、支援体制を充実することが重要です。

○ひとり親家庭への支援の充実

母子家庭の場合は経済的な問題を、また、父子家庭においては家事や子育てなど日常生活における問題を抱えているケースが少なくありません。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、今後も、相談支援や情報提供を積極的に行うとともに、経済的な負担の軽減や就労支援も含めた総合的な支援を推進していくことが必要です。

○社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

近年、子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、子どもや家庭における課題は複雑化、深刻化しています。このような中で、全ての子どもに良質な養育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。

社会的養護に関しては、香川県子ども家庭課や児童相談所等が主として対応していますが、本市の児童家庭相談事業や要保護児童対策地域協議会である「高松市児童対策協議会」と密接に関係しており、要保護児童等に対して切れ目のない支援をしていくことが重要です。

要保護児童等については、行政だけではなく、学校・保育所等や自治会、民生委員、主任児童委員、NPOなどの関係機関と連携して支援するとともに、地域でのサポート体制の充実が求められています。

DV 被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設等による専門的な支援も必要とされています。

○子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにすることが必要です。

子どもの貧困問題は、複合的な要素が絡むことが多いため、学校や保育所、行政機関だけでなく、民間企業や地域組織も含めて連携し、相談体制を充実するとともに、切れ目のない細やかな支援を行っていく必要があります。

施策の推進内容（１）児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子ども家庭総合支援拠点を核にして、児童相談体制の充実強化を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見のためのネットワークづくりを進めます。
- ・体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、いろいろな機会を通じて情報提供し、周知・啓発に努めます。
- ・様々な事情により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭に対して、地域における子育て支援事業などの利用を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ・児童相談所との間の介入と支援の役割分担に基づく連携を強化し、早い段階から家庭に寄り添いきめ細かく丁寧な支援を行うことで、虐待事案の重篤化の防止を行います。
- ・児童の養育や特定な状況にある妊婦がいる家庭に、養育支援員が訪問・支援し、家庭での養育の安定・向上を図ります。
- ・育児について不安や負担感を抱える保護者が、安心して育児ができるよう、臨床心理士による個別相談などを行います。

① 子どもの権利侵害等に関する相談支援の充実

事業名	事業概要	主担当課
児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課
女性相談員事業	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施します。	こども女性相談課
苦情解決窓口設置事業	公立保育所・こども園等 36 か所（苦情解決第三者委員の委嘱2人	こども園運営課

② 児童虐待の予防・早期発見・早期対応の推進

事業名	事業概要	担当課
育児支援事業 (ひまわり)	妊娠や育児への心配やとまどい等の育児不安を持つ保護者を対象に専門職による個別相談を行います。	保健センター
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども女性相談課
要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課
子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援の必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげます。	こども女性相談課
養育支援相談事業	社会福祉士が相談支援員として、保育所・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園・所の個々のケースに応じて、専門的見地から、親子への関わり方や支援方針、保育方針等への助言を行います。	こども園運営課
子育て世代包括支援センター事業	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組みます。	保健センター
利用者支援（地域子育て支援コーディネーター）事業	利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課

施策の推進内容（２）障がいのある子どもへの支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・市民の、障がい児や障がい者に対する理解を深めるため、啓発キャンペーンの実施や広報活動を推進します。
- ・障がいのある子どもや障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、障がいの早期発見、早期療育につなげます。
- ・障がいのある子どもとない子どもが交流し、ともに学び、成長できるよう教育・保

育の充実を図っていきます。

- ・特別な支援が必要な子どもや保護者に対し、きめ細やかな支援の充実を図ります。
- ・障がい児や家族が地域社会で安心して生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、経済的負担を軽減するため、医療費等の助成・給付を行います。

① 障がいや障がい児に対する理解の促進

事業名	事業概要	担当課
障害児を守る日関係事業	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障がい児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンの実施や懸垂幕掲出、障がい児が作成した絵画、工作などによる作品展を開催します。	障がい福祉課

② 地域生活を送る上での支援の充実

事業名	事業概要	担当課
障がい者相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	香川県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。	障がい福祉課
知的障がい者・児療育相談事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
身体障害児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
重度障害児日常生活用具給付事業	在宅の重度の心身障がい児に対し、入浴補助用具、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
障害児紙おむつ給付事業	3歳以上18歳未満で、おおむね6か月以上寝たきりの重度障がい児(身体障がいは、下肢、体幹、内部障がい程度が1級に該当、知的は○Aに該当)で、生計中心者の前年分の所得額が800万円以下の者に、紙おむつを2か月ごとに給付します。	障がい福祉課
障害児団体事業補助金	障がい児、保護者の相互交流、障がい児への理解促進、及び障がい児福祉の向上と増進のために活動する団体を支援します。	障がい福祉課
障害児通所支援事業費	障がい児が、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等を利用することにより、日常生活における基本的動作や集団生活への適応能力の向上を図ります。	障がい福祉課

事業名	事業概要	担当課
障害児放課後支援事業 (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課
在宅障がい児ふれあい事業	保育所・認定こども園を開放して、在宅の障がい児やその親などとのふれあい保育を実施することにより、在宅の障がい児の支援を行います。	こども園運営課

③ 障がい児等への教育・保育の充実、全ての障がい児等への教育・保育の保障

事業名	事業概要	担当課
特別支援教育支援会開催事業	障がいのある幼児に対して、特別支援教育関係者等で構成する特別支援教育支援会で、協議を行い、適切な就園指導を行います。	こども園運営課
発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立保育所・認定子ども園・幼稚園に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所等に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども園総務課 こども園運営課
障がい児保育事業	障がいのある児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課
施設内学級設置事業	施設に入園している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、施設内に施設内学級を設置し、入園の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課
特別支援教育推進事業	学校教育法等の改正を踏まえ、様々な障がいのある児童生徒に対する適切な教育を行うため、市内の小・中学校に特別支援教育支援員・特別支援教育サポーターを配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。 また、通級指導に係るサテライト教室を開設する他、発達障がいのある子どもたちを対象に、短期個別指導を行うアシスト教室を開設し、多様な学びの場の提供に努めます。	学校教育課 総合教育センター
教育相談・就学指導委員会開催事業	教育相談、就学指導委員会の開催に対する補助などを行い、特別支援教育の推進を図ります。	総合教育センター
特別支援教育体制整備推進事業	就学前から高等学校までの発達段階に応じた、発達障がいを含む様々な障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援の体制整備を推進します。	総合教育センター

④ 早期から一貫した支援体制の構築

事業名	事業概要	担当課
発達障害者サポート事業	発達障がい児・者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいへの支援を行う人材育成の観点から、サポーター養成講座やペアレントトレーニング等を実施します。	障がい福祉課
発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・認定こども園・幼稚園）	特別な支援が必要な子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、きめ細やかな一貫した支援が早期から行える体制を構築し、支援の充実を図ります。	こども園運営課

⑤ 経済的支援の充実

事業名	事業概要	担当課
障害児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉金支給事業	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、○B及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
育成医療等負担費用助成事業	育成医療等の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成します。（福祉医療助成対象者は除く。）	障がい福祉課
障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く。）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
難聴児補聴器購入費用助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当支給事業	障がい児を監護・養育する家庭に特別児童扶養手当を支給するため、受付した認定請求書を香川県に進達します。	こども家庭課
自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター

施策の推進内容（3）ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・ひとり親家庭に向けて、情報を幅広く提供するとともに、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進します。

① 情報提供の推進

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット ・ひとり親ウェブサイト	子育て支援課

② ひとり親家庭の自立支援、就業支援の推進

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の自立支援のため、就職支援セミナーや就業に結びつく可能性の高い技術・資格を有するための就業講習会等を実施します。また、別居親と子の面会を支援する面会交流支援事業を実施します。	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、就業に結びつく可能性の高い講座を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。	こども家庭課
高等職業訓練促進費給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、専門学校などで修行する場合に、「高等職業訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図ります。	こども家庭課
自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施します。	こども家庭課
ひとり親家庭無料職業紹介事業	ひとり親を対象に無料職業紹介所を開設し、職業紹介や求人情報の提供などを行います。	こども家庭課

事業名	事業概要	担当当課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合と、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給します。	こども家庭課
母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある（DV被害にあった女子等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課

③ ひとり親家庭への経済的支援の推進

事業名	事業概要	担当当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない母子家庭等に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の離婚、転職に伴う環境変化や疾病等の一時的な事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間を限度として一時的な家事・介護等のサービスを提供します。	こども家庭課

施策の推進内容（４）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実・・・

【基本方針】

- ・社会的養護の理念である「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を基本に、地域活動と連携して子育て支援を展開していきます。

事業名	事業概要	担当当課
母子生活支援施設（屋島ファミリーホーム）運営事業（再掲）	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある（DV被害にあった女子等）とその監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課

事業名	事業概要	主担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども女性相談課
要保護児童対策事業 (再掲)	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課

施策の推進内容（５）子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・

【基本方針】

- 子どもの貧困対策は、平成30年3月の「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づき推進します。
- 「教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的な支援」、「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱とし、国や県、民間企業、地域団体と連携を図りながら、子どもの視点に立った各種の貧困対策事業に取り組みます。



第2章

子育て家庭への支援

【 現状と課題 】

○地域における子育て家庭への支援の充実

社会状況の変化により、子育て家庭は、従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。このため、不安感や孤立感などを抱きながら、日々の子育てを行っている保護者もいます。

ニーズ調査結果では、「子育てについて何らかの悩みがある保護者」の割合が、就学前で82.7%、小学生で88.2%となっています。

今後も、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、地域社会が保護者に寄り添い、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めることが必要です。

○家庭における教育力の向上

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭の子育て力の向上が重要な課題となっています。

家庭の教育力の向上を図るための取組に加え、育児に関する多岐にわたる悩みや不安を、保護者が相談できる体制の充実が求められています。

○経済的負担の軽減

本市ではこれまで、こども医療費助成をはじめとした各種施策を実施することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ってきました。

ニーズ調査結果では、「理想とする子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ない理由」に係る項目として、「経済的な負担が増えるから」と回答した保護者が最も多く、就学前で55.1%、小学生で58.6%となっています。

今後も、家庭の経済状況に関わらず、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

施策の推進内容（１）地域における子育て家庭への支援の充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子育て親子が身近なところで相談・交流できるよう、地域の子育て支援施設等を充実します。
- ・不安感や孤立感を抱える子育て家庭が、必要な情報を得ることができるよう、いろいろな機会を通じて情報提供するとともに、施策や事業の周知・啓発に努めます。
- ・保護者の多様なニーズに対応した、安心して子どもを預けられる子育て支援施策の充実を図ります。
- ・地域自らが社会的な課題に取り組み解決できるよう、地域活動を支援します。

① 地域における子育て支援機能の充実

事業名	事業概要	担当当課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 (私立保育所以外) こども園総務課 (私立保育所)
地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども園総務課 こども園運営課
地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども園運営課
子育て世代包括支援センター事業（再掲）	子育て期にある若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するため、母子保健コーディネーターを配置し、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組みます。	保健センター
利用者支援（地域子育て支援コーディネーター）事業（再掲）	利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を図ります。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発を行います。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
一時預かり事業	保護者の傷病等による緊急時に一時的な保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）（再掲）	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	こども女性相談課
病児保育事業「病児対応型」	保育所等に通所中の児童等が病気のため、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課

② 地域の教育力の向上、地域ぐるみによる子育て支援体制の整備

事業名	事業概要	主担当課
地域まちづくり交付金事業	地域自らのまちづくりに取り組むため、各地区(校区)で構築された地域コミュニティ協議会の活動に対する各種の支援を行います。	コミュニティ推進課
幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習センター

③ 施策・事業の周知・啓発、情報提供の推進

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援総合情報発信事業（再掲）	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック ・たかまつひとり親家庭サポートハンドブック ・らっこネット ・ひとり親ウェブサイト	子育て支援課
「笑顔で♪子育て」展	たかまつミライエで、子育て支援事業について紹介するパネル展を実施し、各種子育て情報を提供します。	子育て支援課
人材情報提供事業（乳幼児教育関係）	市民の学習活動を支援するため、生涯学習センターのホームページで提供している各種学習情報に、乳幼児教育に関する人材情報を登録し、広く市民へ提供します。	生涯学習センター

事業名	事業概要	主担当課
広報事業	広報たかまつの発行を始め、ケーブルテレビ市政情報番組やテレビ、ラジオなど各種媒体で、子育て家庭を対象とする番組等を企画し、親子で参加できるイベントのほか、市の施策や事業等の子育てに役立つ情報を発信します。	広聴広報課
子どもの貧困対策コーディネート事業	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じるとともに、関係機関・団体等のコーディネート力を高め、関係機関等相互の情報共有とネットワークの構築を推進することにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室

施策の推進内容（２）家庭における教育力の向上・・・・・・・・

【基本方針】

- ・ 出産を迎える夫婦が、子育てに関する正しい知識を身につけ、子育てへの関心を高めることができるよう、体験学習や実習を行います。
- ・ 子どもの健全な育成を促すため、相談事業や講座・講演を充実させ、家庭・地域における教育力の向上に努めます。
- ・ 子どもの読書活動を推進するため、読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭での積極的な取組が進められるよう読書活動の普及啓発を推進します。

① 家庭における教育力の向上

事業名	事業概要	主担当課
はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター
子育て相談事業	子育てに関する多種多様な相談に、専門の相談員を配置して対応しているほか、必要に応じて、適切な窓口や専門機関を紹介します。	こども女性相談課
子育て力向上応援講座事業	家庭での子育て力向上を図るため、子育てにおける課題や子どもの成長、子どもの生活リズム、コミュニケーション等について、就学時健康診断等を活用した子育て力向上応援講座を開設します。	生涯学習課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等の配布や、小・中学校の児童生徒に生活リズムチェックシートを配布するなど、家庭教育や子育てに役立つ情報等を提供します。	生涯学習課

事業名	事業概要	担当当課
家庭教育情報テレビ事業	仕事や家庭の事情等により子育て力向上応援講座等に参加できない親向けに、ケーブルテレビの高松市政チャンネルを活用して家庭教育に関する番組を放映し、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育学級事業	家庭教育は子どもの健全な成長、人格の形成にとって重要な役割を持つことから保護者などを対象に、家庭における子どもの発達段階に対応した学習の場として、家庭教育学級をコミュニティセンター等で開設します。	生涯学習センター
三世代交流事業	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
相談事業（スマイルテレホン等）	誰もが気軽に何でも相談できるよう、来所相談のほか、子ども相談電話「こどもスマイルテレホン」によって、子どもに関する相談を受け付け、専門相談員が指導・助言します。	少年育成センター

② 家庭における読書活動の推進

事業名	事業概要	担当当課
子ども読書まつり事業	「子ども読書まつり」の開催により、多彩な児童行事や講演会等を実施し、子どもには読書への動機付け、また、保護者には子ども読書活動への認識を高めてもらい、子ども読書活動の推進を図ります。	中央図書館
各種子ども向け事業	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種の子ども参加行事を行うことにより、読書に興味を持たせるとともに、子どもたちの心身の健やかな成長を図ります。	中央図書館
ブックスタート事業 ブックスタートフォロー事業	保健センターと連携を図り、保健センターほか各地域コミュニティセンター等で実施している4か月児相談時等に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことにより、保護者等の楽しい子育て参加を推進するとともに、読書への動機付けを図ります。また、保健センター等で行われる定期的な幼児期の健康診査時に子ども向けブックリストを配付します。	中央図書館
子育て支援コーナー設置事業	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
子ども読書活動推進計画事業	子ども読書活動を、総合的かつ効果的に推進するため、子ども読書活動推進計画を策定するとともに、PDC Aサイクルによる計画の推進を図ります。	中央図書館

施策の推進内容（3）経済的負担の軽減・・・・・・・・

【基本方針】

- ・こども医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ・ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するとともに、公正かつ適正な給付を行います。

① 医療費の助成

事業名	事業概要	主担当課
こども医療費助成事業	令和2年度から中学生の通院助成を開始し、入院・通院ともに中学校卒業(0歳から15歳年度末)までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども家庭課

② 幼稚園・保育所等の就園及び利用に関する援助

事業名	事業概要	主担当課
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、3～5歳の全ての子どもたちと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料を無償化します。	子育て支援課 こども園総務課 こども園運営課
多子世帯保育料減免事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが0歳から2歳児内で、同時に在園している場合、第2子の利用者負担額を無料にします。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にします。	こども園運営課 こども園総務課
認可外保育施設第2子以降保育料助成事業	認可外保育施設に入所している第2子以降の保育料の助成を行うことにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	こども園総務課
病児・病後児保育利用料無料化事業	第2子以降3歳未満児、第3子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

③ 学校教育にかかる経済的負担の軽減

事業名	事業概要	担当課
就学奨励事業	経済的な理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
児童生徒副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努めます。	学校教育課
教育資金支援事業	成績優秀かつ向学心旺盛な生徒であって、経済的理由のため進学困難な者に対し、奨学金を支給するとともに、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付け、教育の機会均等に努めます。 また、大学等へ進学した者の保護者で、入学資金金融制度を利用した者に対し、利子補給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
遠距離児童・生徒等通学費助成事業	編入前の塩江町・香川町区域内の通学が困難な地域から通学する児童・生徒の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課

④ 子育て家庭に対する手当の支給

事業名	事業概要	担当課
児童手当支給事業	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	こども家庭課

⑤ 出産にかかる経済的負担の軽減

事業名	事業概要	担当課
助産施設運営事業	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課

⑥ 障がいのある子どもをもつ家庭の経済的負担の軽減

「第1章 III-(2) 障がいのある子どもへの支援」に記載

⑦ ひとり親家庭の経済的負担の軽減

「第1章 III-(3) ひとり親家庭への支援」に記載

基本施策Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

○多様な保育事業の提供

就労形態の多様化などにより、子育てに関するニーズが多様化しています。子育てと仕事の両立を支援するため、幅広い保育サービスの提供が求められています。

ニーズ調査結果では、「今後利用したい事業・サービス」に係る項目として、「放課後児童クラブ」と回答した人が最も多く、就学前で29.3%となっており、ニーズに対応した受け皿の確保が必要です。

○ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立のためには、市民や事業者が男女共同参画を身近な問題として考え、連携・協力しつつ、主体的な取組を進めていくことが重要です。

本市では、男女共同参画意識を醸成するため、セミナーの開催等により周知・啓発を行っています。

今後も、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備を促進するため、働き方改革等に関する情報などについて、周知・啓発を行っていくことが必要です。

施策の推進内容（1）多様な保育事業の提供・・・・・・・・

【基本方針】

- ・女性の就業率の上昇に対応した、保育所や放課後児童クラブの受け皿の確保に努めます。
- ・保護者の多様な保育ニーズに対応した、延長保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを提供します。
- ・保育士等の人材の確保を図るとともに、質の向上に努めます。
- ・認可外保育施設に対し、適切な指導監督や研修、助成を行い、保護者が安心して預けられる環境整備に努めます。
- ・放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。

① 多様な保育ニーズ等への対応

事業名	事業概要	主担当課
一時預かり事業(再掲)	保護者の傷病等による緊急時に一時的な保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間である 11 時間を超えて保育を実施します。	こども園総務課 こども園運営課
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施します。	こども園総務課
夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施します。	こども園総務課
家庭支援推進保育事業	保育を行う上で、特に家庭環境等に配慮を要する児童について、きめ細やかな保育を実施します。	こども園運営課
病児保育事業「体調不良児対応型」	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育します。	こども園総務課
病児保育事業「病児対応型」(再掲)	保育所等に通所中の児童等が病気のため、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課
広域入所事業	里帰り出産などの理由により、居住地以外の市町村に所在する保育所などへ入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、広域入所(受託・委託)を円滑に実施します。	こども園総務課 こども園運営課
保育士確保緊急対策事業	保育士不足傾向にある私立保育所等において、保育士を確保するため、期間限定で本市独自の緊急対策事業を実施します。	こども園運営課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員(有償ボランティア)組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課

② 認可外保育施設の質の確保

事業名	事業概要	主担当課
認可外保育施設助成事業	認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上を図るため、施設の経常的経費の一部に対して補助します。	こども園総務課

事業名	事業概要	主担当課
認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども園総務課
すこやか認定保育所助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の処遇向上を図るため、市の認定基準を満たした施設に対して補助します。	こども園総務課

③ 総合的な放課後対策の充実

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	同一の小中学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課

- 国の新・放課後子ども総合プランで示された、市の教育委員会及び福祉部局の行政関係者や地域住民などから構成される運営委員会を活用するなどにより、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を推進します。
- 放課後児童クラブでの児童の育成支援の内容について、放課後児童支援員等から利用者に適宜説明するとともに、運営委員会を活用し、地域住民への周知に努めます。
- 新たに放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設する場合は、可能な限り学校施設を有効活用することとし、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるよう努めます。また、学校施設の使用に当たっては、市と教育委員会が十分に協議し、責任体制の明確化を図ることとします。
- 特別な支援を必要とする児童に関する専門の研修会を実施するなど、放課後児童支援員等の資質向上に努めます。
- 放課後児童クラブの開所時間について、保護者のニーズに対応した開所時間の設定に努めます。

施策の推進内容（２）ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・男女共同参画や働き方改革などを推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

① 男女共同参画による家庭生活の充実

事業名	事業概要	主担当課
各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	男女共同参画・協働推進課
男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、啓発誌等を作成し、啓発を行います。	男女共同参画・協働推進課
男女共同参画に関する情報収集・提供事業	ふれあい交流サロンに設置する図書やインターネット接続できるPCにより様々な情報を検索することができます。 「参画センターだより」の発行、ホームページ、広報たかまつ等による各種講座の周知や男女共同参画社会実現に向けて啓発を行います。	男女共同参画・協働推進課
相談事業	結婚や離婚、子育てや人間関係などの様々な女性の悩みごとを女性相談専門員や女性弁護士に相談することができます。また、女性の就労に関する悩みごとを経験豊富な女性キャリアコンサルタントに相談することもできます。	男女共同参画・協働推進課
託児タイム事業	幼い子どもを持つ人が安心して、ふれあい交流サロン等を利用することができるよう、託児タイムを実施します。 託児ボランティア養成講座を実施します。	男女共同参画・協働推進課
託児付き主催事業	子育て中の父母等の参加を容易にするため、主催事業（講座・講演会等）については託児付きとし、参加しやすい講座の開催を目指します。	男女共同参画・協働推進課
はじめてのパパママ教室（再掲）	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対するの関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター

② 雇用環境の整備

事業名	事業概要	主担当課
「たかまつ労政だより」発行事業	労働関係の情報を提供している「たかまつ労政だより」に、働き方改革等に関する情報などを掲載し、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを促進します。また、本市ホームページを活用した啓発に積極的に取り組みます。	産業振興課



第3章

子どもの成長・子育て家庭 を支える環境づくり

【 現状と課題 】

○防犯・交通安全・防災対策の推進

近年、子どもが巻き込まれる犯罪や事故が多く発生しており、安全・安心なまちづくりへの関心が高まっています。

本市では、子どもを事件や事故、犯罪から守るため、学校や地域、家庭が連携・協働し、子どもを見守るとともに、安全教育を推進するなど、子どもの安全対策を進めています。

今後も子育て家庭が安全・安心に暮らせる地域の環境づくりを進めていくことが重要です。

○有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進

本市では、有害環境対策や非行防止・健全育成について様々な取組を行っていますが、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しており、非行の低年齢化やインターネット利用に伴うトラブル等が危惧されています。

ニーズ調査結果では、「子どもの安全を守るために、特に重要と思われること」に係る項目として、「ネットトラブルに巻き込まれないための情報モラル教育」と回答した保護者が37.6%となっています。

今後も、子どもや保護者に対して情報モラル教育などをすすめていくとともに、子どもの非行防止・健全育成のため、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して、問題に取り組んでいく必要があります。

○子どもの遊び場・居場所づくり

本市では、これまで、子どもたちが、安全に安心して遊び、過ごすことができるよう、公園や児童館などの整備を進めてきました。

今後も引き続き、子どもの身近な場所に遊び場などを整備していくとともに、子ども食堂や高齢者との多世代交流の場など、地域における居場所づくりをすすめていくことも必要です。

○子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

本市では、公共交通機関のバリアフリー化の推進など、子ども連れなどが安心して外出できる環境の整備を行ってきました。

今後も、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化をすすめ、妊婦や子ども・子育て家庭に理解ある、やさしい生活環境づくりの推進が求められます。

施策の推進内容（１）防犯・交通安全・防災対策の推進・・・

【基本方針】

- ・子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策、防災対策に努めます。
- ・子どもが犯罪や事故、災害から自分で自分の身を守ることができるよう、学校や家庭、地域において学習を進めます。

事業名	事業概要	主担当課
安全で安心なまちづくり推進事業	市民意識の高揚のための啓発活動や情報の提供、知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を支援します。また、「安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりを推進するための施策等について協議します。	くらし安全 安心課
防犯灯新設等補助事業	自治会が行う防犯灯の新設等に要する経費の全部又は一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	くらし安全 安心課
消費生活教育出前講座	子どもたちに身近な「買い物」をテーマとして、健全な金銭感覚を養い、お金の上手な使い方を身につけることができるよう、DVDやクイズなどを取り入れ、「計画的な買い物」、「物の選び方」、「商品表示」等について学習します。	くらし安全 安心課
高松市通学路交通安全プログラム	子どもたちを交通事故の危険から守り、安全に通学できるように、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、合同点検を定期的実施するなど、通学路の安全確保を図ります。	くらし安全 安心課 保健体育課
ぼうさいまちカフェ	子ども・子育て世代を含めた高松市民等を対象として、危機管理センター1Fの「たかまつ防災プラザ」において、防災意識と防災力を高めるために、「ぼうさいまちカフェ」を行います。	危機管理課
都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化及び歩行者の安全性の向上を図ります。	道路整備課
学校安全管理研修会	子どもを事件や事故、犯罪から守るため、教職員を対象に、学校安全の3領域、生活安全・交通安全・災害安全に関する研修を実施し、教職員の危機回避能力や知識の向上、危機意識の啓発を図り、子どもの安全対策を推進します。	学校教育課 保健体育課 少年育成センター

事業名	事業概要	担当課
不審者情報提供（子ども等の安全の確保）	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にメール配信登録者数を増やし、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。	少年育成センター
情報モラル教育推進事業（再掲）	小学4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導に努めます。	少年育成センター
ノーメディア事業（再掲）	児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限する「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット依存・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。	少年育成センター
火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼少年期において、火の正しい取扱方法を学び、消防を理解することで、火災予防意識の高揚等を図ります。少年消防クラブリーダー研修会・幼年消防フェスティバル等の体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を行います。	消防局予防課

施策の推進内容（2）有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進・・・

【基本方針】

- ・地域で活動する市民団体や関係機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組みます。
- ・関係機関及び関係団体と連携を図り、非行防止や青少年の健全育成に努めます。

① 有害環境対策の推進

事業名	事業概要	担当課
白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内13箇所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	少年育成センター
情報モラル教育推進事業（再掲）	小学4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導に努めます。	少年育成センター

② 非行防止の推進

事業名	事業概要	主担当課
青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもを守り育てる中核的の市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	少年育成センター
児童生徒指導推進事業（再掲）	児童生徒の不登校、いじめ、暴力行為など、問題行動等の未然防止と解消を図るため、学校教育の推進に熱意のある人材「ハートアドバイザー」、中学校に社会福祉士等の資格を有する「スクールソーシャルワーカー」、いじめ相談に傾聴する「いじめ電話相談員」を配置します。	学校教育課

施策の推進内容（3）子どもの遊び場・居場所づくり・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子どもが安全で安心して遊べるため、公園等の整備を行います。
- ・高齢者や子育て経験者など、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが心安らぐ居場所づくりに努めます。

① 公園等の遊び場の整備

事業名	事業概要	主担当課
身近な公園整備事業	高松市緑の基本計画に掲げる目標の「各小学校区の公園面積の拡充」を実現し、都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
ちびっこ広場整備事業	児童及び幼児が安全で安心して遊べるため、周辺に都市公園がなく、当分の間、公園整備が見込まれない地域において、空地となり使用されていない土地を活用して遊び場を整備するとともに、ちびっこ広場修繕等により、市民が気軽に憩い、ふれあえる場の保全を行います。	公園緑地課

② 子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	主担当課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
児童館管理運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権啓発課
放課後子ども教室事業 (再掲)	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業 (再掲)	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館
こども食堂等支援事業 (再掲)	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
高齢者居場所づくり助成事業	高齢者の孤立防止や介護予防・健康づくりを目的として実施している高齢者居場所づくり事業において、高齢者の居場所での子どもとの触れ合い活動に対する助成制度を実施するなど、多世代交流の促進を図ります。	長寿福祉課

施策の推進内容（４）子育て家庭にやさしいまちづくりの推進・・・・・・・・

【基本方針】

- ・妊産婦や子育て家庭が利用しやすいよう、交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。
- ・「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために妊婦へ「マタニティバッグ」や「マタニティカード」の配付、妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。

事業名	事業概要	主担当課
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	J R 高松駅及び琴電高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の4駅を中心とした徒歩圏内の区域において、歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、歩行者が安心して歩ける環境を創造します。	道路整備課

事業名	事業概要	主担当課
公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	鉄道事業者が市内に所在する既存の鉄道駅等において、ホームスロープや手摺等を設置することにより、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
自転車等駐車場整備促進事業	買い物客用の自転車等駐車場施設を整備するための支援を行います。	交通政策課
自転車等駐車場整備事業	鉄道事業者等の協力のもと自転車等駐車場用地を確保し、施設整備を行います。	交通政策課
ノンステップバス導入事業	公共交通事業者のノンステップバス導入に対して補助金を交付することにより、車両のバリアフリー化を推進します。	交通政策課
マタニティバッジ・マタニティカードの配付	妊娠初期は、外見からは妊娠していることが分かりづらく周囲の理解が得られにくいという声も聞かれることから、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために「マタニティバッジ」や「マタニティカード」を作成・妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。	保健センター

【 現状と課題 】

○子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実

子どもの成長と子育て家庭への支援を推進するためには、行政だけでなく、地域の住民や事業所、団体などが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域において子育てを支える担い手の確保が課題となる中、人材の育成が求められています。

○子育て支援のネットワークの充実

地域のすべての家庭が安心して子育てを行えるようにするためには、行政内部における分野別の「縦割り」を超えた取組を行うことはもちろん、行政、地域組織、子育てサークル、ボランティア、NPO 法人、福祉団体など、子育て支援を行っている団体グループが連携してネットワークを形成し、目的意識や情報・課題の共有を図ることが必要です。

施策の推進内容（１）子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実・・・・・・・・

【 基本方針 】

- ・地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、人材の育成や活動団体への支援を充実します。

事業名	事業概要	主担当課
コミュニティ推進事業	地域のリーダー養成を目的とした人材養成事業を実施するほか、各地域コミュニティ協議会の事務局体制強化に対し、支援を行います。	コミュニティ推進課
子どもを中心とした地域交流事業	地域で活動する各種団体が協働することで、団体の持ち味やネットワークを活かしながら、子ども及び保護者並びに地域の大人が関わる継続的な事業を実施することにより、子ども及び保護者並びに地域の大人が顔見知りになることで、地域の一体感を醸成するとともに、地域ぐるみで子どもを育む気運を高めます。	生涯学習課

事業名	事業概要	主担当課
地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業（再掲）	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課
子ども会育成会指導者講習会（再掲）	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
子ども会リーダー研修会（再掲）	各子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導を行い、子ども会の発展及び子どもの健全育成並びに中・高校生の社会参加活動に資するために実施します。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課

施策の推進内容（２）子育て支援のネットワークの充実・・・・・・・・

【基本方針】

- ・子育て支援事業を実施する団体や個人間の連携・協働を図りながら、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

事業名	事業概要	主担当課
高松型地域共生社会構築事業（再掲）	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室
子どもの貧困対策コーディネート事業（再掲）	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じるとともに、関係機関・団体等のコーディネート力を高め、関係機関等相互の情報共有とネットワークの構築を推進することにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備します。	健康福祉総務課地域共生社会推進室
こども未来ネットワーク会議開催事業	地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人間の相互交流・情報交換を行うなど連携・協働を図りながら、各種事業の効率的な実施方法の検討や、利用者への情報発信などきめ細やかな施策・事業の展開に役立てるため、「こども未来ネットワーク会議」を開催します。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場を提供することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課 （私立保育所以外） こども園総務課 （私立保育所）

第2期計画の数値目標

次に掲げる事業については、計画期間である2024年度（令和6年度）末の目標値を設定し、その達成に向けて取り組んで行くこととします。

第1章 子どもの成長への支援

No.	事業名	令和6年度末（目標）	平成30年度末（実績）
1	子育て世代包括支援センター事業	把握しているハイリスク妊婦のうち支援につながった割合 90%	83.2%
2	産婦健康診査	受診票使用率 84%	—
3	乳児一般健康診査事業	受診票使用率 85%	84.1%
4	1歳6か月児健康診査事業	受診率 95.5%	94.1%
5	3歳児健康診査事業	受診率 92.5%	90.5%
6	母子健康教育	保健師による育児学級 70回/年 医師・言語聴覚士による健康教育 2回/年	67回/年 1回/年
7	保・こ・幼・小連携推進事業	小学校との連携を実施している保育所・認定こども園・幼稚園の割合 100%	100%
8	認定こども園整備事業	公立 11園 私立 23園	公立 6園 私立 17園
9	教育の情報化推進事業	I C Tを活用した授業を行っている教員の割合 100%	小 48.1% 中 26.6%
10	こども未来館学習体験事業	参加校 48校	47校
11	サンクリスタル学習事業	参加校 37校	31校
12	南部クリーンセンター環境学習事業	見学者数（学習室利用者を含む） 3,500人/年	3,235人/年
13	伝統的ものづくり夏休み親子体験教室	6コース開催	6コース開催
14	卸売市場見学	来場者数 1,400人	1,382人
15	年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業	ライフデザインを考えるきっかけとなった生徒の割合 100%	86%
16	保育体験事業（保育所・認定こども園）	公立 26か所	公立 26か所
17	在宅障がい児ふれあい事業	公立 26か所	公立 26か所
18	特別支援教育推進事業	特別支援教育支援員配置率 100%	100%

第2章 子育て家庭への支援

No.	事業名	令和6年度末（目標）	平成30年度末（実績）
19	地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	公立幼稚園実施率 100%	100%
20	子育て支援総合情報発信事業	らっこネットアクセス数 72,000 件	68,323 件
21	子育て力向上応援講座事業	開設数 132 か所	79 か所
22	早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	朝食を概ね食べていると回答した小学6年生の比率 100%	97.3%
23	家庭教育学級事業	市内の小中学校区単位家庭教育学級 48 学級（香川大学附属小学校含む）	48 学級
24	ブックスタート事業 ブックスタートフォロー事業	ブックスタートパック配布率 97%	95.7%
25	子ども読書まつり事業	子ども読書まつり参加人数 2,200 人	2,100 人
26	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	実施校区数 24 校区	10 校区
27	各種セミナー実施事業	男女共同参画に関するセミナー等 参加者数 3,800 人	3,588 人

第3章 子ども・子育て家庭を支える環境づくり

No.	事業名	令和6年度末（目標）	平成30年度末（実績）
28	消費生活教育出前講座	消費生活教育出前講座数 30 講座	15 講座
29	安全で安心なまちづくり推進事業	コミュニティ協議会等が設置する防犯カメラの設置費補助件数（累計）108 件	0 件
30	ぼうさいまちカフェ	12 回/年	9 回/年
31	火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼年消防クラブ結成数 59 クラブ 少年消防クラブ結成数 24 クラブ	54 クラブ 19 クラブ
32	情報モラル教育推進事業	出前授業後のアンケート評価 児童の情報モラルについての理解度 95%	94.5%
33	身近な公園整備事業	公園整備箇所数 5 か所	公園整備箇所数 1 か所 （平成30年度内）
34	高齢者居場所づくり助成事業	多世代交流を実施している割合（居場所など）30%	19%
35	放課後子ども教室事業	実施校区数 47 校区	33 校区
36	児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）	年間利用者数 65,000 人	58,016 人
37	こども食堂等支援事業	こども食堂 29 か所	14 か所
38	子どもを中心にした地域交流事業	「子どもを中心にした地域交流事業」を実施している地域の割合 100%	43.2%
39	子どもの貧困対策コーディネート事業	連絡会議等への参加回数 16 回	2 回
40	こども未来ネットワーク会議開催事業	参加者延べ人数 170 人	135 人

第3部 法定事業の量の 見込みと確保方策



第 1 章

教育 · 保育提供区域

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める」とされています。

さらに、教育・保育提供区域について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市の教育・保育提供区域は、これらの考え方を踏まえ、人口バランス、現在の幼稚園や保育所等の配置・入園(所)状況、保幼小連携の観点などから、第1期計画と同様に、小学校区を基本単位として積み上げ地域ブロックを形成し、7つの区域を設定することとします。

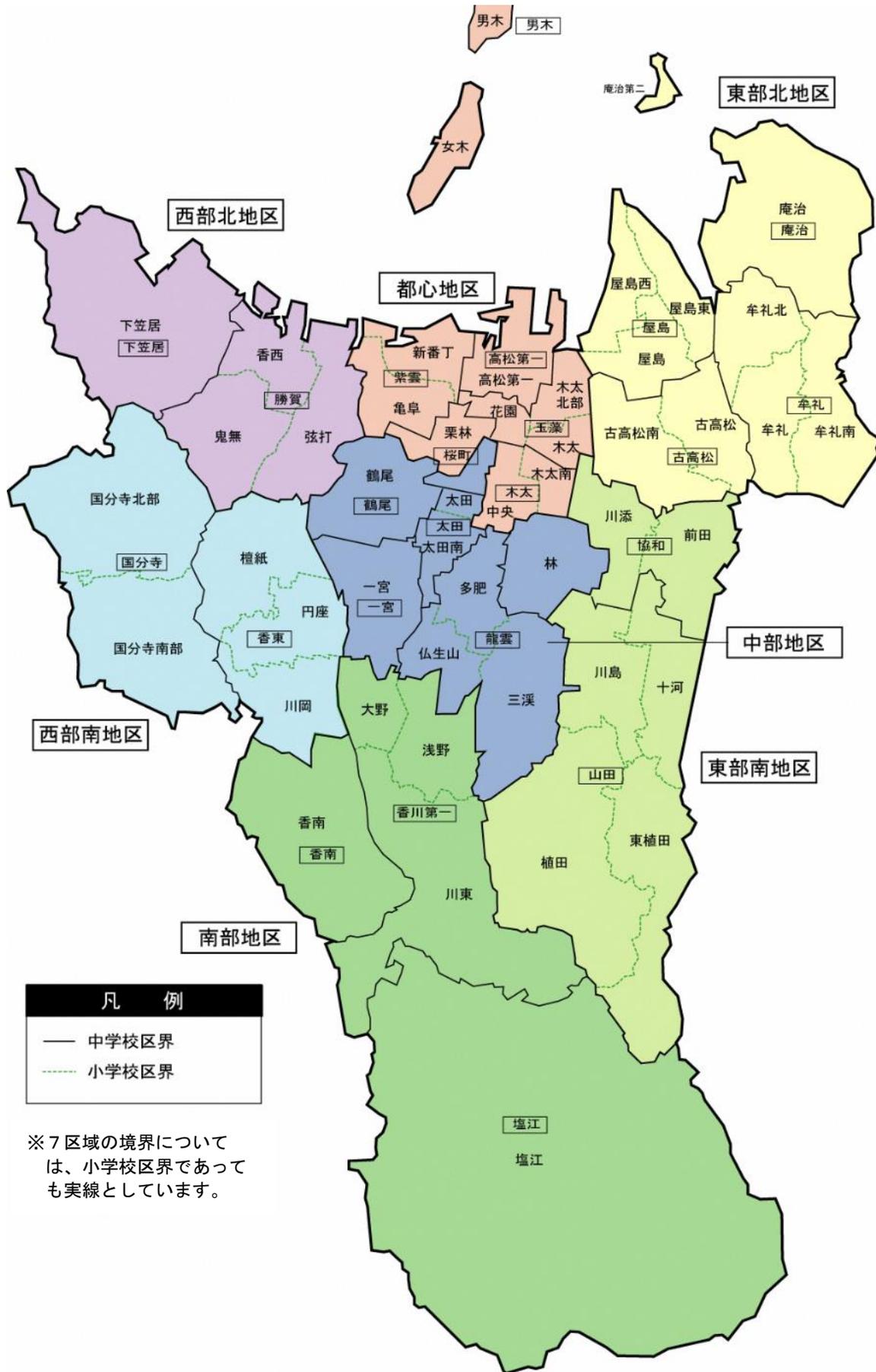
なお、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、その性質から、全市的な視点で事業の供給バランスを検討すべきであると思われるため、第1期計画と同様に、市内全域を1区域として設定することとします。

【 教育・保育提供区域 】

	対象小学校区
都心地区	新番丁、亀阜、栗林、花園、高松第一、木太、女木、男木、中央、木太南、木太北部
中部地区	鶴尾、太田、林、三溪、仏生山、一宮、多肥、太田南
東部北地区	古高松、屋島、古高松南、屋島東、屋島西、牟礼、牟礼北、牟礼南、庵治
東部南地区	前田、川添、川島、十河、東植田、植田
西部北地区	香西、弦打、鬼無、下笠居
西部南地区	川岡、円座、檀紙、国分寺北部、国分寺南部
南部地区	塩江、大野、浅野、川東、香南

教育・保育提供区域については、その区域内での利用を義務付けるものではなく、計画上において、需給バランスを確認するための単位として設定するものです。

【 教育・保育提供区域図 】



2 教育・保育提供区域の状況

(1) 人口の状況・・・・・・・・

【 区域別人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	R2~R6 増減
都心	117,097	116,877	116,888	116,703	116,299	116,011	115,687	115,320	114,923	114,472	▲1,539
中部	91,272	92,173	92,718	93,319	94,130	94,779	95,404	96,034	96,638	97,240	2,461
東部北	65,752	65,502	65,080	64,681	64,297	63,863	63,404	62,920	62,402	61,863	▲2,000
東部南	36,905	36,756	36,681	36,639	36,603	36,510	36,401	36,285	36,157	36,018	▲492
西部北	33,088	32,905	32,733	32,513	32,211	31,968	31,724	31,470	31,203	30,924	▲1,044
西部南	48,808	48,875	49,042	48,982	49,090	49,119	49,121	49,112	49,084	49,044	▲75
南部	34,643	34,312	33,957	33,628	33,319	32,961	32,592	32,209	31,815	31,410	▲1,551
市全体	427,565	427,400	427,099	426,465	425,949	425,211	424,333	423,350	422,222	420,971	▲4,240

【 区域別 就学前児童人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	R2~R6 増減
都心	6,059	5,859	5,783	5,643	5,396	5,225	5,148	5,036	4,920	4,853	▲372
中部	6,039	6,020	6,031	5,967	5,937	5,884	5,834	5,849	5,825	5,825	▲59
東部北	3,223	3,154	3,120	3,037	2,891	2,824	2,762	2,693	2,612	2,556	▲268
東部南	1,889	1,841	1,808	1,785	1,725	1,687	1,656	1,628	1,617	1,605	▲82
西部北	1,688	1,640	1,603	1,515	1,471	1,418	1,384	1,364	1,329	1,295	▲123
西部南	2,993	2,897	2,863	2,806	2,735	2,682	2,573	2,559	2,504	2,458	▲224
南部	1,462	1,435	1,342	1,301	1,227	1,191	1,133	1,103	1,077	1,038	▲153
市全体	23,353	22,846	22,550	22,054	21,382	20,911	20,490	20,232	19,884	19,630	▲1,281

資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）

推計人口は、平成26年～31年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日）

【 区域別 0～11歳人口 】

全市

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	3,356	3,318	3,275	3,226	3,169
1歳	3,224	3,401	3,363	3,319	3,269
2歳	3,452	3,210	3,386	3,348	3,304
3歳	3,589	3,438	3,197	3,372	3,334
4歳	3,547	3,586	3,435	3,194	3,369
5歳	3,743	3,537	3,576	3,425	3,185
就学前計	20,911	20,490	20,232	19,884	19,630
6歳	3,823	3,738	3,533	3,572	3,421
7歳	3,859	3,818	3,733	3,528	3,567
8歳	3,915	3,858	3,817	3,732	3,528
9歳	3,820	3,910	3,853	3,812	3,728
10歳	4,034	3,816	3,906	3,849	3,808
11歳	4,003	4,025	3,808	3,897	3,841
小学生計	23,454	23,165	22,650	22,390	21,893
総計	44,365	43,655	42,882	42,274	41,523

② 中部地区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	981	982	981	979	974
1歳	925	992	991	993	991
2歳	978	918	984	983	985
3歳	1,000	974	915	979	978
4歳	966	1,005	976	917	982
5歳	1,034	963	1,002	974	915
就学前計	5,884	5,834	5,849	5,825	5,825
6歳	1,036	1,041	971	1,010	982
7歳	959	1,038	1,044	973	1,010
8歳	1,042	960	1,039	1,045	975
9歳	993	1,040	957	1,036	1,043
10歳	1,005	990	1,038	956	1,034
11歳	1,006	1,002	986	1,033	953
小学生計	6,041	6,071	6,035	6,053	5,997
総計	11,925	11,905	11,884	11,878	11,822

④ 東部南地区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	289	285	282	278	272
1歳	284	283	279	276	272
2歳	269	275	274	270	267
3歳	269	263	269	268	264
4歳	286	265	260	266	265
5歳	290	285	264	259	265
就学前計	1,687	1,656	1,628	1,617	1,605
6歳	296	285	280	260	254
7歳	276	295	283	280	260
8歳	312	275	294	282	279
9歳	300	313	275	294	282
10歳	308	298	311	272	292
11歳	315	308	298	311	272
小学生計	1,807	1,774	1,741	1,699	1,639
総計	3,494	3,430	3,369	3,316	3,244

⑥ 西部南地区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	417	411	406	401	394
1歳	396	425	420	414	408
2歳	444	394	423	418	412
3歳	466	449	398	427	422
4歳	430	463	447	396	425
5歳	529	431	465	448	397
就学前計	2,682	2,573	2,559	2,504	2,458
6歳	485	533	434	469	452
7歳	514	489	538	437	473
8歳	489	511	486	536	435
9歳	483	491	514	489	539
10歳	537	483	491	515	489
11歳	506	537	483	492	515
小学生計	3,014	3,044	2,946	2,938	2,903
総計	5,696	5,617	5,505	5,442	5,361

① 都心地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	829	820	805	790	773
1歳	788	834	825	810	795
2歳	853	796	842	833	818
3歳	909	844	788	834	825
4歳	928	916	851	794	840
5歳	918	938	925	859	802
就学前計	5,225	5,148	5,036	4,920	4,853
6歳	1,037	933	953	939	872
7歳	1,074	1,032	928	948	935
8歳	1,020	1,078	1,036	931	952
9歳	1,024	1,017	1,075	1,034	929
10歳	1,101	1,028	1,021	1,079	1,037
11歳	1,064	1,096	1,024	1,016	1,073
小学生計	6,320	6,184	6,037	5,947	5,798
総計	11,545	11,332	11,073	10,867	10,651

③ 東部北地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	438	428	418	407	396
1歳	429	456	447	437	425
2歳	462	421	448	439	429
3歳	505	467	425	453	444
4歳	498	501	463	422	449
5歳	492	489	492	454	413
就学前計	2,824	2,762	2,693	2,612	2,556
6歳	493	478	475	478	442
7歳	530	491	476	473	476
8歳	526	525	486	473	469
9歳	499	522	522	483	470
10歳	562	497	519	520	481
11歳	566	559	495	517	518
小学生計	3,176	3,072	2,973	2,944	2,856
総計	6,000	5,834	5,666	5,556	5,412

⑤ 西部北地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	232	228	223	217	212
1歳	226	231	227	221	216
2歳	247	225	230	226	220
3歳	245	241	220	225	221
4歳	227	236	232	212	217
5歳	241	223	232	228	209
就学前計	1,418	1,384	1,364	1,329	1,295
6歳	254	232	215	223	219
7歳	245	253	231	214	222
8歳	276	246	254	230	214
9歳	264	275	245	253	229
10歳	262	264	275	244	253
11歳	279	262	264	275	245
小学生計	1,580	1,532	1,484	1,439	1,382
総計	2,998	2,916	2,848	2,768	2,677

⑦ 南部地区

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	170	164	160	154	148
1歳	176	180	174	168	162
2歳	199	181	185	179	173
3歳	195	200	182	186	180
4歳	212	200	206	187	191
5歳	239	208	196	203	184
就学前計	1,191	1,133	1,103	1,077	1,038
6歳	222	236	205	193	200
7歳	261	220	233	203	191
8歳	250	263	222	235	204
9歳	257	252	265	223	236
10歳	259	256	251	263	222
11歳	267	261	258	253	265
小学生計	1,516	1,488	1,434	1,370	1,318
総計	2,707	2,621	2,537	2,447	2,356

(2) 教育・保育施設の状況・・・・・・・・

【教育・保育施設の整備状況】(平成31年度)

※施設配置図は、P107参照

単位：人

	人口	就学前 児童数	就学前 児童 比率	こども園			幼稚園		保育所		地域型保育	
				施設数	1号 定員	2・3号 定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
都心	116,299	5,396	4.6%	4か所	274	384	10か所	1,990	22か所	2,486	7か所	87
中部	94,130	5,937	6.3%	7か所	517	716	10か所	1,960	14か所	1,676	6か所	97
東部北	64,297	2,891	4.5%	7か所	1,011	746	7か所	790	7か所	900	2か所	17
東部南	36,603	1,725	4.7%	1か所	15	110	3か所	315	8か所	870	0か所	—
西部北	32,211	1,471	4.6%	1か所	40	105	4か所	522	6か所	770	0か所	—
西部南	49,090	2,735	5.6%	2か所	30	250	6か所	840	6か所	810	0か所	—
南部	33,319	1,227	3.7%	3か所	195	437	2か所	315	4か所	465	2か所	30
市全体	425,949	21,382	5.0%	25か所	2,082	2,748	42か所	6,732	67か所	7,977	17か所	231

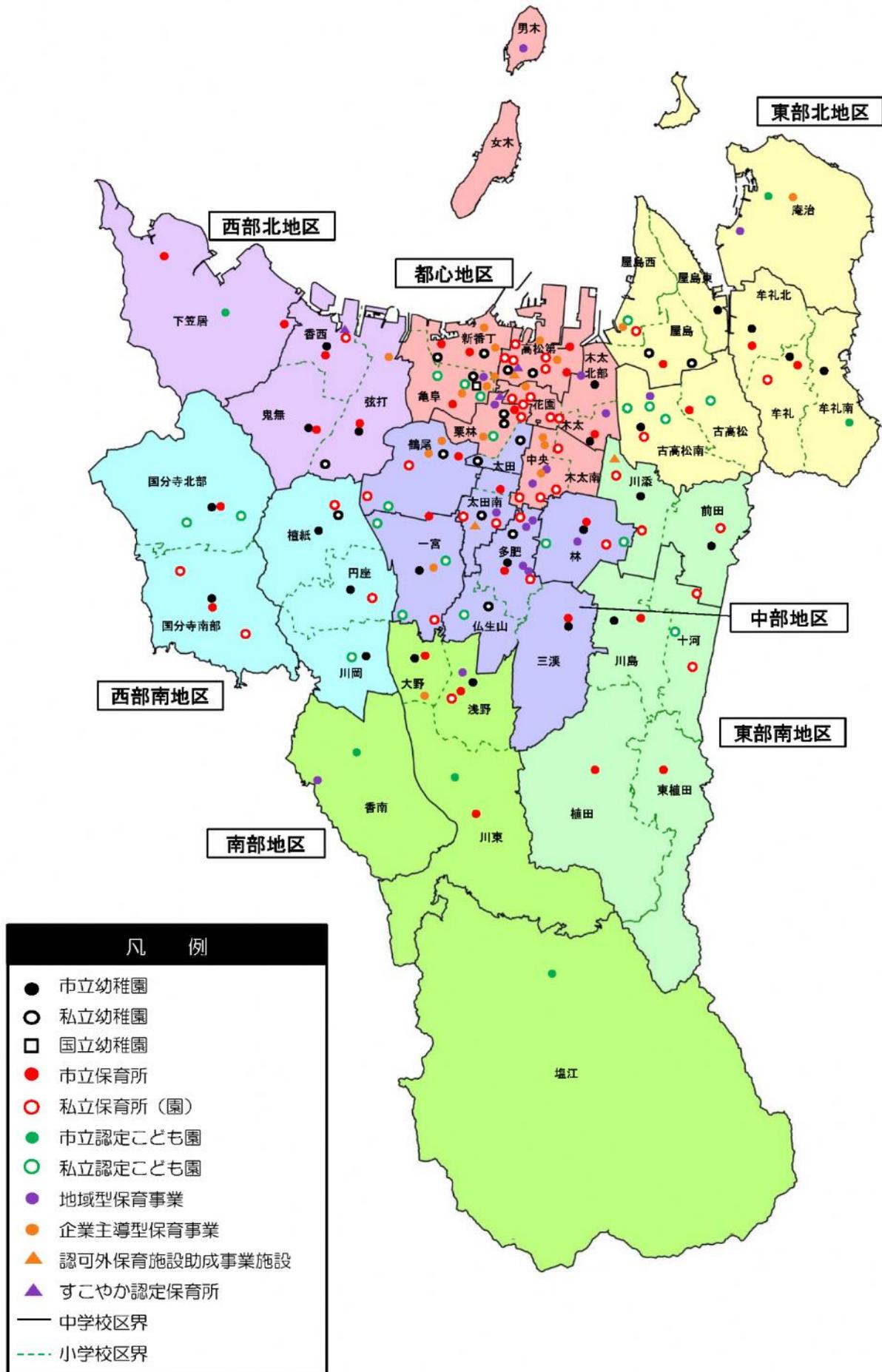
資料：住民基本台帳人口（4月1日）

(3) 地域子ども・子育て支援事業実施施設の状況・・・・・・・・

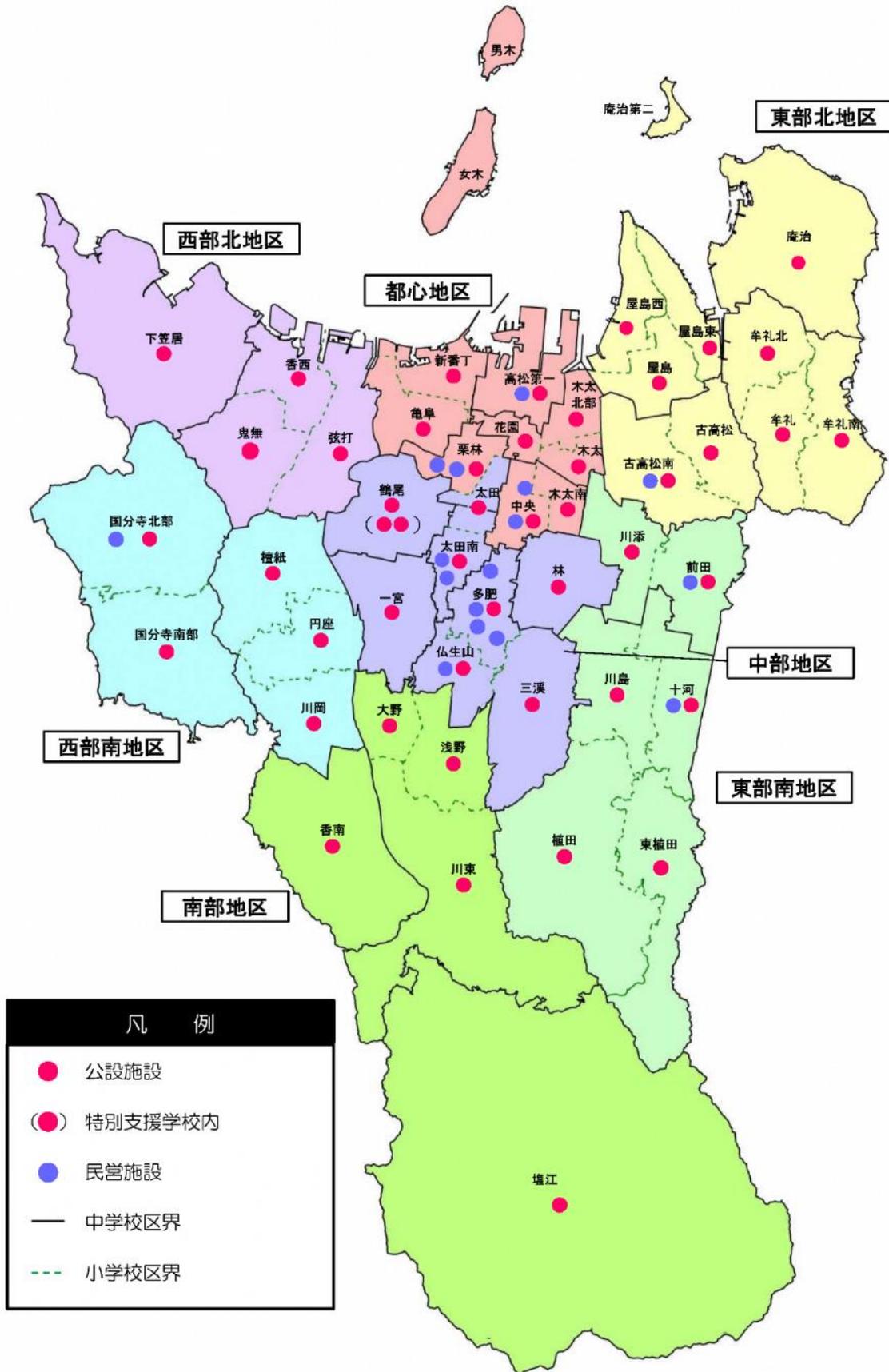
「放課後児童健全育成事業」「一時保育事業」「地域子育て支援拠点事業」「病児・病後児保育事業」「子育て短期支援事業」の実施施設の状況については、P108～P110に示すとおりとなっています。

本計画では、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域として需給調整を図ることとしています。

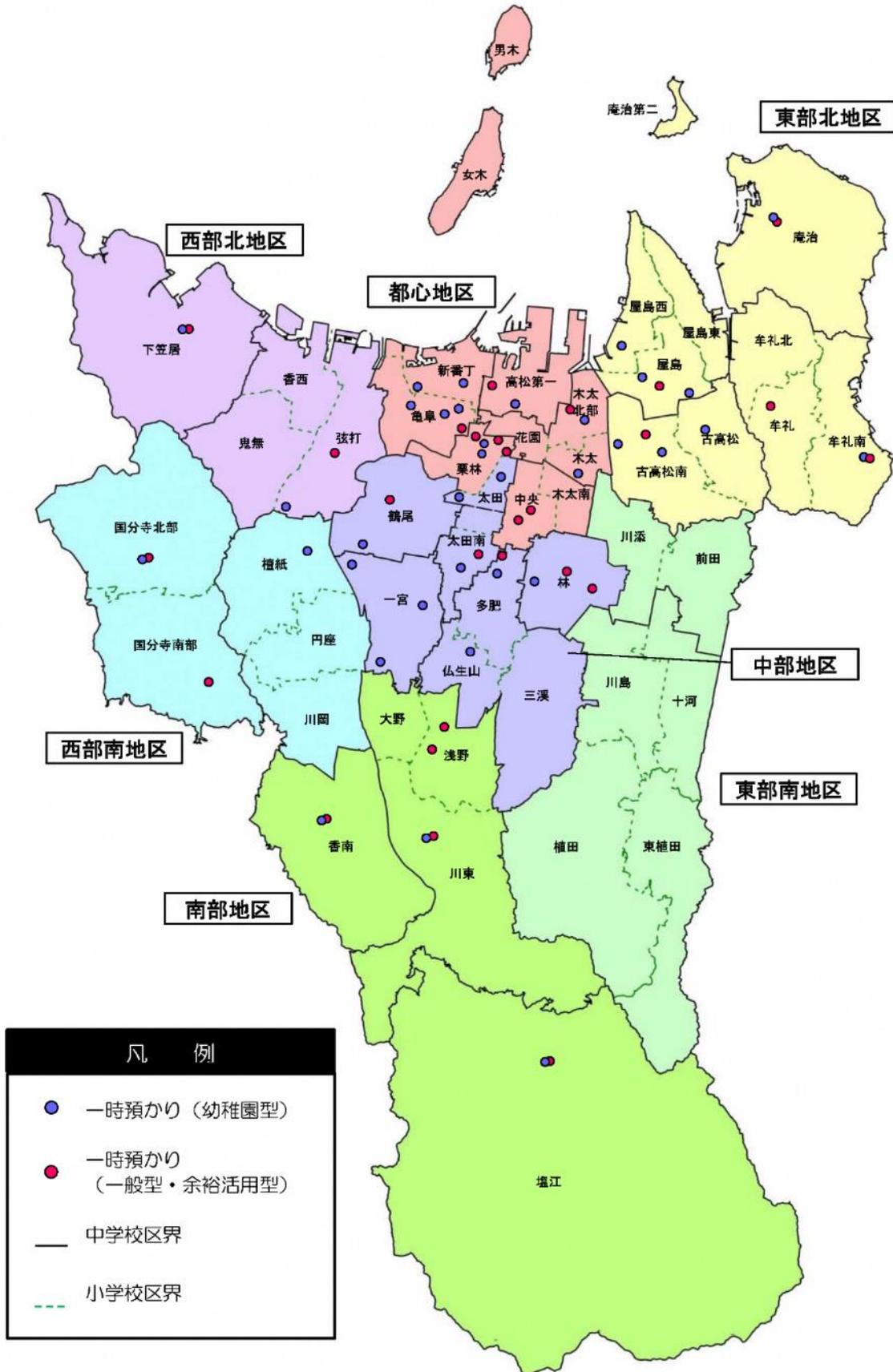
【教育・保育施設の状況】（平成31年4月1日時点）



【放課後児童健全育成事業実施施設の状況】（平成31年4月1日時点）



【一時預かり事業実施施設の状況】（平成31年4月1日時点）



【地域子育て支援拠点事業等実施施設の状況】（平成31年4月1日時点）





第2章

教育・保育の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、7つの区域ごと、さらに1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととします。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計に当たっては、原則、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）の手順に沿って算出し、実際の利用実績等による検証を行い、一部補正を行います。

本市で補正を行った部分は以下のとおりです。

【1・2号認定】

3歳以上の児童は、何らかの教育・保育事業を利用することを前提とし、3～5歳児の推計人口と1号認定、2号認定の合計が一致するよう調整します。

【3号認定】

より実情に沿った内容とするため、育児休業中や職場復帰希望が1歳以上の割合を除いて、量の見込みを算出します。

また、国の「子育て安心プラン」の実施方針についてにより、2020（令和2）年度末までに25歳～44歳の女性就業率80%（1・2歳児の保育利用率60%程度）に対応できるよう受け皿を整備すること、とあるため、1・2歳児の保育利用率を段階的に60%になるよう補正します。

（3）確保方策の考え方・・・・・・・・

各年度の実際の待機児童数を勘案し、定員の不足が見込まれる場合には、自主整備を基本とした保育所や認定こども園、小規模保育事業などの施設の募集を検討するとともに、引き続き保育士の確保策も実施し、量の見込みに対応する提供体制を確立するよう努めます。

【 確保の内容 】

確保の内容	内容
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると「確認」を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
確認を受けない幼稚園	「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されるもの
特定地域型保育事業	市町村から認可を受けた地域型保育事業で、次の4類型がある。 家庭的保育 ：家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行うもの 小規模保育 ：小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うもの 事業所内保育 ：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもとを一緒に保育を行うもの 居宅訪問型保育 ：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行うもの
認可外保育施設	市や県の認可を受けていない保育施設。本市では、一定の基準を満たす認可外保育施設を「高松市すこやか認定保育所」として認定している。
企業主導型保育事業	企業等が設置する認可外保育施設。運営費等の助成を国が行うもの

（４）量の見込みと確保方策の見直し・・・・・・・・

計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

市全域

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,730	1,003	6,147	719	3,824	3,626	978	5,955	710	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,993	6,019	1,047	3,665	6,008	6,170	1,083	3,749	
	確認を受けない幼稚園	2,775				2,775				
	特定地域型保育事業			74	175			74	175	
	認可外保育施設		132	91	264		132	91	264	
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)		(37)	(67)	(126)	
②-①	4,035	4	493	280		4,179	347	538	221	
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）移行：3か所 ・保育所：1か所 ・小規模保育事業：1か所 ・企業主導型保育事業：1か所 					<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園（幼保連携型）創設：1か所 ・保育所：2か所 				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,500	946	5,762	702	4,074	3,422	928	5,642	692	4,025
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008	6,170	1,083	3,749	6,008	6,170	1,083	3,749	
	確認を受けない幼稚園	2,775				2,775				
	特定地域型保育事業			74	175			74	175	
	認可外保育施設		132	91	264		132	91	264	
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)		(37)	(67)	(126)	
②-①	4,337	540	546	114		4,433	660	556	163	
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	3,387	922	5,582	680	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008	6,170	1,083	3,749
	確認を受けない幼稚園	2,775			
	特定地域型保育事業			74	175
	認可外保育施設		132	91	264
	うち、企業主導型		(37)	(67)	(126)
②-①	4,474	720	568	221	
確保方策					

① 都心地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,079	333	1,575	158	1,100	1,056	326	1,539	155	1,144
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,004	1,477	271	892	1,019	1,570	295	946	
	確認を受けない幼稚園	1,260				1,260				
	特定地域型保育事業			30	75			30	75	
	認可外保育施設		52	65	187		52	65	187	
	うち、企業主導型		(31)	(44)	(87)		(31)	(44)	(87)	
②-①	852	▲46	208	54	897	83	235	64		
確保方策	・小規模保育事業：1か所 ・企業主導型保育事業：4か所					・認定こども園（幼保連携型）創設：1か所 ・保育所：1か所				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,004	310	1,465	153	1,177	974	301	1,420	150	1,161
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,019	1,570	295	946	1,019	1,570	295	946	
	確認を受けない幼稚園	1,260				1,260				
	特定地域型保育事業			30	75			30	75	
	認可外保育施設		52	65	187		52	65	187	
	うち、企業主導型		(31)	(44)	(87)		(31)	(44)	(87)	
②-①	965	157	237	31	1,004	202	240	47		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	966	299	1,408	146	1,140
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,019	1,570	295	946
	確認を受けない幼稚園	1,260			
	特定地域型保育事業			30	75
	認可外保育施設		52	65	187
	うち、企業主導型		(31)	(44)	(87)
②-①	1,014	214	244	68	
確保方策					

② 中部地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,045	399	1,387	192	930	1,025	392	1,361	193	980
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,167	1,474	273	916	1,167	1,532	285	946	
	確認を受けない幼稚園	1,255				1,255				
	特定地域型保育事業			30	67			30	67	
	認可外保育施設		17	7	20		17	7	20	
	うち、企業主導型		(2)	(7)	(15)		(2)	(7)	(15)	
②-①	978	104	118	73	1,005	188	129	53		
確保方策	・認定こども園（幼保連携型）移行：2か所 ・保育所：1か所 ・企業主導型保育事業：1か所					・保育所：1か所				

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,008	385	1,343	193	1,021	1,000	382	1,336	194	1,024
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,167	1,532	285	946	1,167	1,532	285	946	
	確認を受けない幼稚園	1,255				1,255				
	特定地域型保育事業			30	67			30	67	
	認可外保育施設		17	7	20		17	7	20	
	うち、企業主導型		(2)	(7)	(15)		(2)	(7)	(15)	
②-①	1,029	206	129	12	1,040	213	128	9		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	1,002	383	1,341	194	1,027
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,167	1,532	285	946
	確認を受けない幼稚園	1,255			
	特定地域型保育事業			30	67
	認可外保育施設		17	7	20
	うち、企業主導型		(2)	(7)	(15)
②-①	1,037	208	128	6	
確保方策					

③ 東部北地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	620	83	924	118	568	604	81	896	115	585
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,550	881	159	601	1,550	881	159	601	
	確認を受けない幼稚園	260				260				
	特定地域型保育事業			4	13			4	13	
	認可外保育施設		4	7	15		4	7	15	
	うち、企業主導型		(4)	(7)	(15)		(4)	(7)	(15)	
②-①	1,107	▲39	52	61	1,125	▲11	55	44		
確保方策	・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所 ・企業主導型保育事業：4か所									

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	572	77	852	113	601	551	74	822	110	589
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,550	881	159	601	1,550	881	159	601	
	確認を受けない幼稚園	260				260				
	特定地域型保育事業			4	13			4	13	
	認可外保育施設		4	7	15		4	7	15	
	うち、企業主導型		(4)	(7)	(15)		(4)	(7)	(15)	
②-①	1,161	33	57	28	1,185	63	60	40		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	542	73	807	107	574
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,550	881	159	601
	確認を受けない幼稚園	260			
	特定地域型保育事業			4	13
	認可外保育施設		4	7	15
	うち、企業主導型		(4)	(7)	(15)
②-①	1,195	78	63	55	
確保方策					

④ 東部南地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	167	33	639	92	317	161	32	614	91	335
②確保の内容	特定教育・保育施設	330	553	99	328	330	553	99	328	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		48	0	27		48	0	27	
	うち、企業主導型		(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	
②-①	130	▲38	7	38	137	▲13	8	20		
確保方策	企業主導型保育事業：1か所									

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	157	31	599	90	334	157	31	599	89	330
②確保の内容	特定教育・保育施設	330	553	99	328	330	553	99	328	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		48	0	27		48	0	27	
	うち、企業主導型		(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	
②-①	142	2	9	21	142	2	10	25		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	157	31	600	87	325
②確保の内容	特定教育・保育施設	330	553	99	328
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		48	0	27
	うち、企業主導型		(0)	(0)	(0)
②-①	142	1	12	30	
確保方策					

⑤ 西部北地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	239	38	493	50	271	234	38	481	49	274
②確保の内容	特定教育・保育施設	562	506	90	279	562	506	90	279	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		11	7	8		11	7	8	
	うち、企業主導型		(0)	(4)	(2)		(0)	(4)	(2)	
②-①	285	24	47	16	290	36	48	13		
確保方策										

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	229	37	471	48	276	222	36	457	47	270
②確保の内容	特定教育・保育施設	562	506	90	279	562	506	90	279	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		11	7	8		11	7	8	
	うち、企業主導型		(0)	(4)	(2)		(0)	(4)	(2)	
②-①	296	46	49	11	304	60	50	17		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	216	35	445	46	263
②確保の内容	特定教育・保育施設	562	506	90	279
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		11	7	8
	うち、企業主導型		(0)	(4)	(2)
②-①	311	72	51	24	
確保方策					

⑥ 西部南地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	392	92	649	53	346	369	86	613	53	354
②確保の内容	特定教育・保育施設	870	606	69	355	870	606	69	355	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		0	2	4		0	2	4	
	うち、企業主導型		(0)	(2)	(4)		(0)	(2)	(4)	
②-①	386	▲43	18	13	415	▲7	18	5		
確保方策	企業主導型保育事業：1か所									

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	360	84	598	52	367	350	82	580	51	362
②確保の内容	特定教育・保育施設	870	606	69	355	870	606	69	355	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			0	0			0	0	
	認可外保育施設		0	2	4		0	2	4	
	うち、企業主導型		(0)	(2)	(4)		(0)	(2)	(4)	
②-①	426	8	19	▲8	438	26	20	▲3		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	342	80	568	51	357
②確保の内容	特定教育・保育施設	870	606	69	355
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	2	4
	うち、企業主導型		(0)	(2)	(4)
②-①	448	38	20	2	
確保方策					

⑦ 南部地区

単位：人

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	188	25	480	56	292	177	23	451	54	295
②確保の内容	特定教育・保育施設	510	522	86	294	510	522	86	294	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			10	20			10	20	
	認可外保育施設		0	3	3		0	3	3	
	うち、企業主導型		(0)	(3)	(3)		(0)	(3)	(3)	
②-①	297	42	43	25	310	71	45	22		
確保方策										

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	170	22	434	53	298	168	22	428	51	289
②確保の内容	特定教育・保育施設	510	522	86	294	510	522	86	294	
	確認を受けない幼稚園	0				0				
	特定地域型保育事業			10	20			10	20	
	認可外保育施設		0	3	3		0	3	3	
	うち、企業主導型		(0)	(3)	(3)		(0)	(3)	(3)	
②-①	318	88	46	19	320	94	48	28		
確保方策										

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員）	162	21	413	49	281
②確保の内容	特定教育・保育施設	510	522	86	294
	確認を受けない幼稚園	0			
	特定地域型保育事業			10	20
	認可外保育施設		0	3	3
	うち、企業主導型		(0)	(3)	(3)
②-①	327	109	50	36	
確保方策					



第3章

地域子ども・子育て 支援事業の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みの算出方法・・・・・・・・

地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業を除いて、市内全域を1区域として必要量を見込み、放課後児童健全育成事業については、7つの区域ごとに必要量を見込みます。

量の見込みは、基本的には、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出しますが、利用状況や事業特性に応じて、適切な推計方法を検討し、本市独自の方法で補正を行っています。

(2) 確保方策の考え方・・・・・・・・

提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の見直し・・・・・・・・

教育・保育事業の見直しに併せ、実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業・・・・・・・・

児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

本市では、国の定める事業形態のうち、次の2種類の形態で実施しています。

- ◎基本型（独立した事業として行われている形態）
- ◎母子保健型（主として市町村保健センター等で専門職が支援や連携を行う形態）

【 現状 】

利用者支援事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基本型	4か所	4か所	4か所	4か所
母子保健型	-	1か所	8か所	8か所

【 量の見込みと確保策 】

基本型

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		<ul style="list-style-type: none"> ・春日こども園地域子育て支援センター（春日町） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町） ・ひまわりはうす とことこ（出作町） ・わはは・ひろば高松（大工町） 				
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

母子保健型

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	8か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
②確保量	8か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
確保の内容 (実施施設)		<ul style="list-style-type: none"> ・高松市保健センター子育て世代包括支援センター ・勝賀保健ステーション子育て世代包括支援センター ・牟礼保健ステーション ・香川保健ステーション ・国分寺保健ステーション ・一宮保健ステーション（中部総合センター （仮称）内子育て世代包括支援センター） ・山田保健ステーション（東部南総合センター （仮称）内子育て世代包括支援センター） 				
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 量の見込み 】

本市では平成 25 年度途中から、地域子育て支援拠点事業において、従来の相談支援に加えて、地域支援や利用者支援を行う地域機能強化型を実施しており、平成 26 年度からは、利用者支援事業（基本型）として4か所に事業委託しています。また、母子保健型については平成 28 年 4 月より順次開設しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・基本型は、現状どおり、4か所の施設において担当エリアを設定し、市役所の担当課及び相談窓口や関係機関、地域子育て支援拠点事業実施施設等と連携を図り、住民が円滑に各種の事業を利用できるように支援を行います。
- ・母子保健型は、総合センターの開設に伴う設置場所の変更はあるものの、7か所の施設において「子育て世代包括支援ネットワーク会議」等を実施し、支援体制の一層の強化に取り組んでいきます。
- ・高松型地域共生社会構築事業において、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐなどの取組を行っています。基本型・母子保健型による利用者支援事業に当該事業も加え、制度・分野別の「縦割り」を超えた包括的な相談支援を目指します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）・・・・・・・・

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業です。

【 現状 】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延長保育事業	実施施設数	65か所	71か所	78か所	86か所
	利用実人数	6,486人	7,366人	8,914人	9,603人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9,603人	9,375人	9,285人	9,242人	9,085人	8,971人
②確保量	9,603人	9,375人	9,285人	9,242人	9,085人	8,971人
確保の内容 (実施施設数)	86か所	93か所	96か所	96か所	96か所	96か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	101教室	108教室	115教室	117教室
確保量	3,808人	4,137人	4,453人	4,538人
利用希望児童数	4,088人	4,406人	4,739人	4,790人
待機児童数	280人	269人	286人	252人

【 量の見込みと確保策 】（全市）

		実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1年	1,660人	1,748人	1,831人	1,875人	1,898人	1,909人
	2年	1,375人	1,544人	1,617人	1,693人	1,732人	1,754人
	3年	1,022人	1,073人	1,124人	1,178人	1,235人	1,265人
	4年	491人	524人	548人	573人	600人	630人
	5年	166人	218人	228人	238人	249人	260人
	6年	76人	103人	107人	112人	118人	124人
	合計	4,790人	5,210人	5,455人	5,669人	5,832人	5,942人
②確保量		4,538人	5,110人	5,455人	5,669人	5,832人	5,942人
確保の内容 (実施施設数)		117教室	132教室 公立 7教室 民間 2教室	141教室 公立 7教室 民間 2教室	146教室 公立 3教室 民間 2教室	150教室 公立 2教室 民間 2教室	152教室 公立 1教室 民間 1教室
②-①		▲252人	▲100人	0	0	0	0

【 量の見込み 】

地区ごとの5歳児の保護者の利用希望把握調査結果を基に、令和2年度の小学校1年生の利用希望者数を算出し、令和3年度以降の1年生については、過去3か年の増加率の平均を乗じて算出します。また、2年生以降の利用希望者を前学年からの継続率を乗じて算出し、これらを合わせた人数を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」に合わせて、2021年度末（令和3年度末）までの待機児童解消を目指します。
- ・学校内の空き教室等の有効活用など公施設で供給量を確保するほか、民間事業者の施設整備を促進します。

【 量の見込みと確保策 】（区域別）

① 都心地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	1,504	1,620	1,723	1,803	1,856
②確保量	1,316	1,504	1,620	1,723	1,803	1,856
確保の内容 (実施施設)	30教室	35教室 公立 3教室開設	38教室 公立 2教室開設 民間 1教 室開設	41教室 公立 2教室開設 民間 1教室開設	43教室 公立 2教室開設	44教室 公立 1教室開設
②－①	—	0	0	0	0	0

② 中部地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	1,196	1,246	1,291	1,322	1,343
②確保量	1,079	1,196	1,246	1,291	1,322	1,343
確保の内容 (実施施設)	30教室	33教室 公立 1教室開設	34教室 公立 1教室開設	35教室 公立 1教室開設	35教室	36教室 民間 1教室開設
②－①	—	0	0	0	0	0

③ 東部北地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	806	829	849	865	877
②確保量	642	736	829	849	865	877
確保の内容 (実施施設)	15教室	18教室 公立 2教室開設 民間 1教室開設	20教室 公立 2教室開設	21教室 民間 1教室開設	21教室	21教室
②－①	—	▲70	0	0	0	0

④ 東部南地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	405	413	419	425	430
②確保量	356	385	413	419	425	430
確保の内容 (実施施設)	11教室	12教室 公立 1教室開設	13教室 民間 1教室開設	13教室	13教室	13教室
②－①	—	▲20	0	0	0	0

⑤ 西部北地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	337	339	340	341	341
②確保量	320	337	339	340	341	341
確保の内容 (実施施設)	9教室	10教室	10教室	10教室	10教室	10教室
②－①	—	0	0	0	0	0

⑥ 西部南地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	651	681	706	725	738
②確保量	551	651	681	706	725	738
確保の内容 (実施施設)	14教室	16教室 民間 1教室開設	17教室 公立 1教室開設	17教室	18教室 民間 1教室開設	18教室
②－①	—	0	0	0	0	0

⑦ 南部地区

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	311	327	341	351	357
②確保量	274	301	327	341	351	357
確保の内容 (実施施設)	8教室	8教室	9教室 公立 1教室開設	9教室	10教室 民間 1教室開設	10教室
②－①	—	▲10	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業・・・・・・・・

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

◎夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所
実利用人数	15人	9人	9人	14人
延利用日数	81人日	45人日	55人日	74人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	74人日	100人日	112人日	125人日	136人日	148人日
②確保量	74人日	100人日	112人日	125人日	136人日	148人日
確保の内容 (実施施設数)	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、将来の児童人口にニーズ調査結果による利用意向率及び利用意向日数を乗じて算出した結果を量の見込みとしていますが、本市ではより実績に沿った内容とするため、過去の実績をもとに見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

現在2施設に事業委託し必要量を確保していますが、今後の利用量増加を見込み、さらに委託先を1か所確保し、3か所で実施することにより、提供体制の充実を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	3,659人	3,653人	3,535人	3,302人
訪問人数	3,402人	3,361人	3,286人	3,057人
訪問率	93%	92%	93%	93%

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,302人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
②確保量	3,057人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
確保の内容 (実施体制等)		・地域体制:地区保健師36人、事業専門保健師3人、助産師15人 ・実施機関:保健センター、香川県助産師会(一部委託)				
②-①	▲245人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では新生児すべてを訪問することを目標とするため、量の見込みは新生児数(推計)とする。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・保健センターにおいては、地区担当保健師と事業専用に雇用した嘱託保健師により実施するとともに、事業の一部を香川県助産師会に委託して実施します。
- ・提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指します。
- ・本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談等によるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等に引き継ぎを行います。

(6) 養育支援訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	41人	48人	53人	47人
従事延人数	456人	465人	391人	284人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	47人	59人	62人	65人	67人	70人
②確保量	47人	59人	62人	65人	67人	70人
従事延人数	284人	505人	531人	556人	574人	599人
確保の内容		・実施体制：養育支援員13人（保健師・助産師・保育士等）				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、平成27年度から30年度までの乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する養育支援訪問事業者数の比率から算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・引き続き、助産師会等の協力を得て、保健師、助産師、保育士などの専門の養育支援員を継続的な確保に努めるとともに、養育支援員のスキル向上を図り、養育支援訪問体制の充実に努めます。
- ・乳児家庭全戸訪問事業や各種健康診査事業との連携を密にし、対象家庭の確実な把握に努めます。
- ・本市による対応が困難と判断される場合には、香川県子ども女性相談センター（児童相談所）など専門的な関係機関と連携して支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	常設	31か所	31か所	31か所	29か所
	出張ひろば	1か所	1か所	2か所	2か所
延べ利用回数		76,407人回	80,966人回	80,533人回	80,665人回

【量の見込みと確保策】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	80,665人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回
②確保量	80,665人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回	81,000人回
確保の内容 (施設数)		<ul style="list-style-type: none"> ・旧ひろば型：9か所 ・旧センター型：20か所（うち直営：2か所） ・出張ひろば：2か所 ・合計31か所 				
②－①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【量の見込み】

- ・国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、現在の利用状況を踏まえ、ピークであった平成28年度実績を量の見込みとします。

【確保方策と今後の方針】

- ・本市の拠点数は、国の「子ども・子育てビジョン」の数値目標（中学校区に1つ＝23か所）を達成していることから、当面は現有施設31か所の利用促進を図ることとします。
- ・認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、施設を利用していない地域の子どもの保護者に対する子育て支援を提供することが基本とされていることから、拠点と併せて、地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・利用者支援（コーディネート事業）を実施する4つの拠点の各担当エリアにおいて、各地域子育て支援拠点との横断的連絡連携を図りながら、子育て支援の充実をめざします。

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	28か所	28か所	28か所	31か所
年間延べ利用日数	140,773人日	140,773人日	140,382人日	139,297人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	139,297人日	138,185人日	137,632人日	137,081人日	136,533人日	135,987人日
②確保量	139,297人日	138,185人日	137,632人日	137,081人日	136,533人日	135,987人日
確保の内容 (施設数)	31か所	38か所	39か所	39か所	39か所	39か所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、2号認定のうち幼稚園を希望する家庭の全てが預かり保育を利用し、更に利用希望日数を母親の就労日数としていることから、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

新設の認定こども園においても事業を実施するとともに、事業を実施するための人員確保等により、供給体制の確保に努めます。

② 一時預かり事業（一般型・余裕活用品）

保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	11か所	18か所	17か所	20か所
延べ利用日数	5,360人日	14,817人日	13,780人日	13,621人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	13,621人日	13,350人日	13,217人日	13,085人日	12,954人日	12,824人日
②確保量	13,621人日	13,350人日	13,217人日	13,085人日	12,954人日	12,824人日
確保の内容 (施設数)	20か所	29か所	29か所	29か所	29か所	29か所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、この事業は在宅児が利用する事業であるにも関わらず、0歳～5歳の全ての児童を対象として算出しているため、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【 現状 】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
病児・病後 児対応型	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所
	延べ利用日数	7,345人日	7,912人日	7,845人日	7,472人日
体調不良児 対応型	実施か所数	2か所	2か所	3か所	2か所
	延べ利用日数	434人日	433人日	433人日	339人日

【 量の見込みと確保策 】

		実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	病児対応型	7,472人日	7,768人日	7,775人日	7,766人日	7,783人日	7,769人日
	体調不良児 対応型	339人日	410人日	410人日	410人日	410人日	410人日
② 確保量	病児対応型	7,242人日	7,768人日	7,775人日	7,766人日	7,783人日	7,769人日
	体調不良児 対応型	339人日	410人日	410人日	410人日	410人日	410人日
(施設数) 確保の内容	病児対応型	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	体調不良児 対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② ・ ①	病児対応型	▲230人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	体調不良児 対応型	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去の利用率（お断り数を加えた利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、年0.3%の伸びを見込んで将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- 現状の6施設で必要量は確保できる見通しです。
- 関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人(依頼会員)と、育児の援助をしたい人(提供会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員数	592人	608人	587人	577人
依頼会員数	1,532人	1,675人	1,781人	1,866人
両方会員数	129人	131人	122人	119人
活動件数	6,369人日	6,686人日	7,413人日	8,181人日

【 量の見込みと確保策 】

		実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	就学前児童	5,024人日	5,519人日	5,752人日	5,966人日	6,194人日	6,390人日
	小学校低学年	2,322人日	2,551人日	2,659人日	2,758人日	2,863人日	2,953人日
	小学校高学年	835人日	917人日	956人日	992人日	1,029人日	1,062人日
	合計	8,181人日	8,987人日	9,367人日	9,716人日	10,086人日	10,405人日
②確保量		8,181人日	8,987人日	9,367人日	9,716人日	10,086人日	10,405人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

- 国の手引きでは、就学前児童については、国のワークシートを使用すると、認定こども園や保育所等における一時預かり事業の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業について、独自に、過去の実績を基に実態に近い量を見込んでいることから、ファミリー・サポート・センター事業は、別途、ここで見込みます。
- 過去の利用率(利用延べ人日÷0~11歳児童数)の推移から、年1.2%の伸びを見込んで将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- 利用を増やすためには提供会員の確保が必要となることから、情報提供や養成講座の充実により提供会員の増員を図ることで、提供体制の確保に努めます。
- 保育所や病児保育施設等への送迎、緊急時や病気の時のサポート、障がい児や多胎児の育児支援など、多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。
- 本事業は、瀬戸・高松広域定住自立圏構想に係る広域事業として実施しているため、供給量の確保に当たっては、本市での確保を基本としつつ、三木町、綾川町における必要量や提供体制も踏まえて検討を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

母子健康法第 13 条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診実人数	3,766人	3,696人	3,582人	3,216人
健診回数	42,914回	43,421回	42,205回	38,481回

【 量の見込みと確保策 】

	実績 平成30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,216人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
健診回数	38,481回	40,272回	39,816回	39,300回	38,712回	38,028回
②確保量	3,216人	3,356人	3,318人	3,275人	3,226人	3,169人
確保の内容 (実施体制等)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰りで県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応 実施時期：通年					
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなり、本市では以下の算出方法とする。
 「新生児数(推計)(人)」×「一人当たり平均受診回数(1.2回)」＝「量の見込み(人回)」

【 確保方策と今後の方針 】

- ・既に、香川県医師会及び香川県助産師会と委託契約し、県内の産婦人科医療機関と助産所において健診が受診できる体制を確立していることから、供給量は充足しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・特定教育・保育施設等における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する補助を行います。
- ・その他事業については、国の制度内容を踏まえて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・・・・・・

◎巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

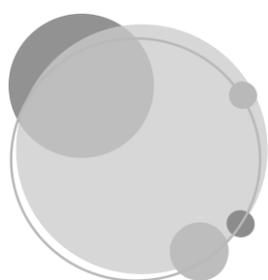
◎特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。

特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。



參考資料

1 高松市子ども・子育て支援会議条例

平成25年3月27日条例第11号

改正

平成26年3月28日条例第15号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

2 支援会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2) 高松市子ども・子育て条例(平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 子ども及び子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学校教育の関係者

(4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者

(5) 事業主団体及び労働者団体の代表者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 支援会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 支援会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成25年高松市規則第33号により、平成25年6月1日から施行)

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の支援会議の会議及び任期満了後における最初の支援会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 支援会議は、この条例の施行前においても、改正後の第1条第2項及び第2条第1号の規定の例により、認定こども園改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理することができる。

2 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
会長	加野 芳正	香川短期大学 学長	
副会長	山下 政勝	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長	
委員 (50音順)	天野 由佳	公募委員	
	池畑 章伸	高松地区労働組合連合会 事務局長	
	下川 恭徳	高松市中学校長会 会長	～平成31年3月31日
	岩井 秀樹		平成31年4月2日～
	日下 哲也	高松市小学校長会 会長	～平成31年4月1日
	上井 嘉		平成31年4月2日～
	鬼松 秀美	認定こども園 保護者	
	金倉 吏志	高松市私立幼稚園連合会 会長	
	橘川 欣久美	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	
	合田 真知子	香川県子ども女性相談センター 所長	
	鈴木 佳菜子	公募	令和元年6月1日～
	鈴木 慈恵	香川こだま学園 公認心理師	
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット 理事長	
	西岡 敦子	高松市医師会 理事 (小児科医)	
	野崎 千恵	高松商工会議所女性会 副会長	
	藤井 邦昭	公募	～令和元年5月31日
	藤岡 純子	公募	
三木 一平	高松市認可保育園共励会 会長		
山田 士郎	高松市PTA連絡協議会 会長		

3 用語解説

【か行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもの。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をするができる食堂。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。すべての都道府県及び政令指定都市(2006年4月から、中核市にも設置できるようになった)に最低1以上の児童相談所が設置されている。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じる。

償還払い

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいう。県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度など。

【た行】

高松市教育振興基本計画

未来を担う子どもたちの「生きる力を育む教育の充実」をより一層推進するため、平成22年度から27年度までの6年間を対象とし、長期的な展望に立ち、今後の本市の教育の方向性を示す計画。

高松市健康都市推進ビジョン

市民の皆様が健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するため、平成26年度から35年度の10年間を対象とし、生活習慣病の発症予防と重症化予防や、ライフステージに応じた健康づくりについて指標を定め、また、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する推進方策を定めた計画。

高松市子ども・子育て条例

次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、子どもの成長及び子育てに関する支援の在り方を定めた条例。平成25年3月施行。

たかまつ障がい者プラン

「障害者基本法」に基づく障害者計画(市の障がい者施策の基本的な考え方を示したもの)と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉計画(障がい者に対するサービスの見込み量及び確保方策等を定めたもの)を一体的に策定した計画。

高松市地域福祉計画

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割りではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画。

特別支援教育

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を行う。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設(児童福祉法第39条第1項)。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

ハートアドバイザー

課題を抱えている児童に対し、個別に支援するために、小学校に配置している支援員。

母親クラブ

地域における児童をもつ母親等の連帯組織で、母親相互の親睦を図り、協力をもって児童の社会性を助長し、保育所、児童館等と連携し、児童福祉の増進を図ることなどを任務とする。

バリアフリー

元来は「障壁(パリア)のない」という意味。建築物などにおいて段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者などが社会生活を送る上での、様々な障害を取り除くことをいう。今日では物理的なバリアフリーや意識のバリアフリーなども含まれている。子育てバリアフリーとは、障壁を取り除き、子どもを安心して生み育てることができる、子どもや子育て家庭にやさしい環境づくりをいう。

母子生活支援施設

児童福祉法に定められる施設で「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

母子健康法

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的として制定された法律。

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法77条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

【ら行】

利用定員

利用定員は、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対し、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに、認可定員の範囲内で定める定員のこと。

臨床心理士

臨床心理学を学問的基盤に、相談依頼者が抱える種々の心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。